特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
船橋市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	国民健康保険に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名
船橋市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、以下の事務を行う。 ①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課、徴収 ③医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い業務 ④出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤国民健康保険制度の趣旨の普及 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の別表の44の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ・国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による資格確認書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務を除く。） ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 ・国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務 ・国民健康保険法第百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	・他システム連携機能 ・資格情報の照会、変更、修正処理機能 ・資格確認書の出力、回収機能 ・保険料賦課関係情報処理、照会、帳票出力機能 ・保険料収納関係情報処理、照会、帳票出力機能 ・給付関係情報登録、支給、照会、帳票出力機能 ・給付関係各証処理、出力機能 ・滞納整理関係情報処理、照会、帳票出力機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム（国民健康保険・国民年金共通）
②システムの機能	＜宛名管理＞ ・住民登録外者の情報の登録・変更・削除を行う。 ・住民登録者、住民登録外者の連絡先等特記事項及び個人番号の管理を行う。 ・住民登録者、住民登録外者情報の検索・照会処理を行う。 ＜納付情報管理＞ ・口座の管理を行う上で必要となる金融機関情報の登録・変更・削除・表示を行う。 ・金融機関マスタファイルを取り込み、金融機関テーブルを最新化する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）・国民健康保険システム・国民年金システム ）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）
②システムの機能	①宛名管理機能：既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。 ④情報提供機能：各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能：自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 自治体中間サーバー・国民健康保険システム・住基ネットゲートウエイシステム ）

システム4	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能：自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能：自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能：自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　　］庁内連携システム ［　　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　　］既存住民基本台帳システム ［　　］宛名システム等　［　　］税務システム ［ ○ ］その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）　）

システム5	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。） ＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1．資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2．高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3．オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 ＊ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 国民健康保険システム　　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 （ｉ）資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 （ⅱ）オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 （ｉ）機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 （ⅱ）情報照会 及び（ⅲ）情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (ⅳ)情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 （ｉ）個人番号取得 及び（ⅱ）基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム11～15	

システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル、国保総合(国保集約)システム	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項、71の項 （船橋市が提供） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局健康部国保年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
–	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル、国保総合(国保集約)システム	

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
	その必要性	被保険者等の資格管理や各種証発行、療養費等の算定及び支給の実施、保険料の適正な賦課徴収を行うため ・番号法第9条第1項及び別表の44の項の規定による ・番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　口座関係情報　)
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号)　：　対象者を正確に特定するために必要 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　：　対象者の特定及び通知書等の送付先情報に必要 ・連絡先(電話番号等)　：　本人への連絡等に必要 ・その他住民票関係情報　：　世帯の把握等に必要 ・地方税関係情報　：　負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要 ・医療保険関係情報　：　資格管理、賦課、給付事務を行うために必要 ・児童福祉・子育て関係情報　：　高額療養費の給付調整を行うために必要 ・障害者福祉関係情報　：　高額療養費の給付調整を行うために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報　：　生活保護の開始、停止による資格管理事務を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報　：　保険料の特別徴収及び給付事務を行うために必要 ・雇用・労働関係情報　：　非自発的失業者に係る保険料軽減の認定を行うために必要 ・年金関係情報　：　資格管理及び保険料の特別徴収を行うために必要 ・口座関係情報：　療養費等口座振込先確認のため保有。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		船橋市健康福祉局健康部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課・市民税課・介護保険課・債権管理課・障害福祉課・子育て給付課・会計課・生活支援課・地域保健課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 厚生労働省・日本年金機構・国税庁・法務省・警察庁・デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村・都道府県 ） [○] 民間事業者 （ 生命保険会社・世帯主の勤務先・その他第三債務者被保険者の雇用主・CNS（地銀ネットワークサービス株式会社）・各金融機関 ） [○] その他 （ 医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長、国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）・千葉県国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		個人の情報を把握し、適正な国民健康保険の資格・賦課・給付・収納業務を行うため。 また、番号法第19条第8号に基づく主務省令に規定された情報連携を実施するために使用する。
④使用の主体	使用部署	国保年金課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上

⑤使用方法		国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 ① 国民健康保険資格に関する事務 ・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。 ② 賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険料を算定し、国民健康保険料の賦課徴収を行う。 ・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。 ・納入通知書を発送し、国民健康保険料の通知を行う。 ・国民健康保険料の還付に関する事務を行う。 ③ 証明書発行に関する事務 ・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。 ④ 給付の実施に関する事務 ・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。 ⑤ 国庫補助等の算定 ・国庫補助等の算定のため、課税資料を確認する。 【千葉県内の市町村間の転出入の場合】 ⑥国民健康保険の被保険者資格、高額療養費の支給に関する情報を都道府県単位で管理するため、国保総合(国保集約)システムで個人番号を使用する。
	情報の突合	【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、内部番号、4情報等で突合する。 【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】 ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記①②③④》 ・地方税関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記②③④⑤》 ・医療保険関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記①③④》 ・生活保護・社会福祉関係情報及び障害者福祉関係情報を内部番号で突合して入手する。《上記①》 ・介護・高齢者福祉関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記③④》 ・年金関係情報を個人番号、4情報等で突合して入手する。《上記②》 ・失業等給付関係情報を個人番号、4情報等で突合して入手する。《上記②》 【千葉県内の市町村間の転出入の場合】 ・届書等に記載された個人番号と国保総合(国保集約)システムを通じて取得した情報を突合し、資格継続、高額療養費該当の引継ぎを行う。
⑥使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない (6) 件
委託事項1		システム運用保守業務
①委託内容		・国民健康保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答、システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 千葉支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	システム運用保守業務の一部を委託する。
委託事項2～5		

委託事項2		窓口・受電業務
①委託内容		窓口・受電対応
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、千葉県国民健康保険団体連合会は、 市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の千葉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会 (千葉県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)

再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の千葉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 （国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務」を含む）
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満　3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満　5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務
委託事項6～10		

委託事項6		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
③委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会 (千葉県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の千葉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化　etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている　(　27) 件　[○] 移転を行っている　(　25) 件 [　] 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙2を参照)
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務(別紙2を参照)
③提供する情報		番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報(別紙2を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [　] その他　(　)

⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	（別紙3）国民健康保険ファイルに係る移転先を参照
①法令上の根拠	（別紙3）国民健康保険ファイルに係る移転先を参照
②移転先における用途	（別紙3）国民健康保険ファイルに係る移転先を参照
③移転する情報	（別紙3）国民健康保険ファイルに係る移転先を参照
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	（別紙3）国民健康保険ファイルに係る移転先を参照
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	（別紙3）国民健康保険ファイルに係る移転先を参照
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	＜船橋市における措置＞ ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 （※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ・国民健康保険システムのバックアップシステムデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、関係者以外が立ち入ることができない執務室内での取扱いに限られており、また使用後は定められた場所で施錠して管理している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

－

（別紙2　令和7年1月31日現在）
番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項）	提供先における用途（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報）
1	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
2	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
3	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
4	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
5	市町村長	16	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	19	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
7	市町村長	27	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	38	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
9	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
10	日本私立学校振興・共済事業団	56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
11	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
12	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
13	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項）	提供先における用途（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報）
14	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣	111	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
16	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
17	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
18	市町村長	131	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
19	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
20	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの
21	都道府県知事又は市町村長	145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
22	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
23	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項）	提供先における用途（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報）
24	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
25	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
26	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
27	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

（別紙3　令和7年1月31日現在）国民健康保険ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55条。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
2	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	年次
3	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の8の項	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
4	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の7の項	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
5	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
6	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の3の項	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
7	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
8	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
9	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の9の項	小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
10	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の1の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
11	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
12	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
13	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
14	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
15	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
16	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
17	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の4の項	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
18	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
19	健康危機対策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度
20	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表16の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度
21	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度
22	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度
23	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度
24	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の2の項	母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度
25	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の16の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・紙	照会を受けたら都度

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

別紙(別添1)ファイル記録項目のとおり

なお、別紙(別添1)ファイル記録項目には記載はないが、「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を市区町村国保の特定個人情報ファイルの記録項目へ追加する。

・被保険者記号および被保険者番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
・券面記載の被保険者記号
・券面記載の被保険者番号
・券面記載の氏名（漢字）
・券面記載の氏名（漢字）の読み仮名
・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）
・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名
・被保険者証裏面への性別記載の有無
・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

（別添1　令和6年12月31日現在）特定個人情報ファイル記録項目　＜要配慮個人情報を含む＞

設計書-宛名【1／3】

宛名基本テーブル				宛名基本履歴テーブル			
No	日本語項目名	69	施設コード	No	日本語項目名	69	施設コード
1	宛名番号	70	異動事由コード	1	宛名番号	70	異動事由コード
2	履歴ＳＥＱ	71	国籍コード	2	履歴ＳＥＱ	71	国籍コード
3	世帯番号	72	備考	3	世帯番号	72	備考
4	世帯識別番号	73	産業分類コード	4	世帯識別番号	73	産業分類コード
5	前関連宛名番号	74	催告状発行区分	5	前関連宛名番号	74	催告状発行区分
6	後関連宛名番号	75	業務参照フラグＣ１	6	後関連宛名番号	75	業務参照フラグＣ１
7	住民票コード	76	業務参照フラグＣ２	7	住民票コード	76	業務参照フラグＣ２
8	個人法人区分	77	業務参照フラグＣ３	8	個人法人区分	77	業務参照フラグＣ３
9	カナ氏名	78	業務参照フラグＣ４	9	カナ氏名	78	業務参照フラグＣ４
10	カナ名	79	業務参照フラグＣ５	10	カナ名	79	業務参照フラグＣ５
11	通称名優先区分	80	業務参照フラグＣ６	11	通称名優先区分	80	業務参照フラグＣ６
12	検索カナ氏名	81	業務参照フラグＣ７	12	検索カナ氏名	81	業務参照フラグＣ７
13	ソートカナ氏名	82	業務参照フラグＣ８	13	ソートカナ氏名	82	業務参照フラグＣ８
14	カナ通称名	83	業務参照フラグＣ９	14	カナ通称名	83	業務参照フラグＣ９
15	漢字氏名	84	業務参照フラグＣＡ	15	漢字氏名	84	業務参照フラグＣＡ
16	漢字名	85	業務参照フラグＣＢ	16	漢字名	85	業務参照フラグＣＢ
17	外字フラグ	86	業務参照フラグＣＣ	17	外字フラグ	86	業務参照フラグＣＣ
18	正字氏名	87	業務参照フラグＣＤ	18	正字氏名	87	業務参照フラグＣＤ
19	漢字通称名	88	業務参照フラグＣＥ	19	漢字通称名	88	業務参照フラグＣＥ
20	法人種別コード	89	業務参照フラグＣＦ	20	法人種別コード	89	業務参照フラグＣＦ
21	法人種別位置区分	90	業務参照フラグＣＧ	21	法人種別位置区分	90	業務参照フラグＣＧ
22	生年月日	91	業務参照フラグＣＨ	22	生年月日	91	業務参照フラグＣＨ
23	和暦生年月日	92	業務参照フラグＣＩ	23	和暦生年月日	92	業務参照フラグＣＩ
24	登録生年月日	93	業務参照フラグＣＪ	24	登録生年月日	93	業務参照フラグＣＪ
25	性別	94	業務参照フラグＣＫ	25	性別	94	業務参照フラグＣＫ
26	続柄１	95	業務参照フラグＣＬ	26	続柄１	95	業務参照フラグＣＬ
27	続柄２	96	業務参照フラグＣＭ	27	続柄２	96	業務参照フラグＣＭ
28	続柄３	97	業務参照フラグＣＮ	28	続柄３	97	業務参照フラグＣＮ
29	続柄４	98	業務参照フラグＣＯ	29	続柄４	98	業務参照フラグＣＯ
30	住所区分	99	業務参照フラグＣＰ	30	住所区分	99	業務参照フラグＣＰ
31	市外住所コード	100	排他フラグ	31	市外住所コード	100	排他フラグ
32	現住所町名コード	101	消除フラグ	32	現住所町名コード	101	消除フラグ
33	現住所番地コード	102	削除フラグ	33	現住所番地コード	102	削除フラグ
34	現住所枝番コード	103	異動日	34	現住所枝番コード	103	異動日
35	現住所小枝番コード	104	届出日	35	現住所小枝番コード	104	届出日
36	現住所枝番３コード	105	住民日	36	現住所枝番３コード	105	住民日
37	現住所番地編集区分	106	住民届出日	37	現住所番地編集区分	106	住民届出日
38	住所	107	住定日	38	住所	107	住定日
39	現住所方書コード	108	住定届出日	39	現住所方書コード	108	住定届出日
40	方書	109	消除日	40	方書	109	消除日
41	カナ方書	110	消除届出日	41	カナ方書	110	消除届出日
42	本籍地	111	消除事由コード	42	本籍地	111	消除事由コード
43	筆頭者名	112	不詳区分	43	筆頭者名	112	不詳区分
44	郵便番号	113	死亡日１	44	郵便番号	113	死亡日１
45	電話番号	114	死亡日２	45	電話番号	114	死亡日２
46	ＦＡＸ番号	115	宛名消除日	46	ＦＡＸ番号	115	宛名消除日
47	前住所都道府県コード	116	宛名消除事由コード	47	前住所都道府県コード	116	宛名消除事由コード
48	前住所市区町村コード	117	処理停止日	48	前住所市区町村コード	117	処理停止日
49	前住所	118	処理停止状態区分	49	前住所	118	処理停止状態区分
50	前住所方書	119	処理停止理由区分	50	前住所方書	119	処理停止理由区分
51	前住所郵便番号	120	処理停止メッセージ	51	前住所郵便番号	120	処理停止メッセージ
52	前住所区分	121	処理停止期限	52	前住所区分	121	処理停止期限
53	転入元住所都道府県コード	122	処理停止端末名	53	転入元住所都道府県コード	122	処理停止端末名
54	転入元住所市区町村コード	123	処理停止職員番号	54	転入元住所市区町村コード	123	処理停止職員番号
55	転入元住所	124	外国人登録番号	55	転入元住所	124	外国人登録番号
56	転入元住所方書	125	在留の資格コード	56	転入元住所方書	125	在留の資格コード
57	転入元住所郵便番号	126	在留期間開始日	57	転入元住所郵便番号	126	在留期間開始日
58	転入元住所区分	127	在留期間終了日	58	転入元住所区分	127	在留期間終了日
59	転出先住所都道府県コード	128	通称名区分	59	転出先住所都道府県コード	128	通称名区分
60	転出先住所市区町村コード	129	カスタマバーコード領域	60	転出先住所市区町村コード	129	カスタマバーコード領域
61	転出先住所	130	代表者宛名番号	61	転出先住所	130	代表者宛名番号
62	転出先住所方書	131	登録所属コード	62	転出先住所方書	131	登録所属コード
63	転出先住所郵便番号	132	登録所属名	63	転出先住所郵便番号	132	登録所属名
64	転出先住所区分	133	作成更新日	64	転出先住所区分	133	作成更新日
65	行政区コード			65	行政区コード		
66	選挙区コード			66	選挙区コード		
67	小学校区コード			67	小学校区コード		
68	中学校区コード			68	中学校区コード		

設計書-宛名【2／3】

送付先テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	カナ氏名
5	検索カナ氏名
6	ソートカナ氏名
7	カナ通称名
8	漢字氏名
9	外字フラグ
10	正字氏名
11	漢字通称名
12	住所区分
13	市外住所コード
14	現住所町名コード
15	現住所番地コード
16	現住所枝番コード
17	現住所小枝番コード
18	現住所枝番３コード
19	現住所番地編集区分
20	住所
21	現住所方書コード
22	方書
23	郵便番号
24	電話番号１区分
25	電話番号１
26	電話番号１内線
27	電話番号１備考
28	電話番号２区分
29	電話番号２
30	電話番号２内線
31	電話番号２備考
32	電話番号３区分
33	電話番号３
34	電話番号３内線
35	電話番号３備考
36	有効無効区分
37	有効期限
38	登録所属名
39	登録所属コード
40	予備領域
41	備考
42	排他フラグ
43	削除フラグ
44	異動日
45	作成更新日

送付先履歴テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	カナ氏名
5	検索カナ氏名
6	ソートカナ氏名
7	カナ通称名
8	漢字氏名
9	外字フラグ
10	正字氏名
11	漢字通称名
12	住所区分
13	市外住所コード
14	現住所町名コード
15	現住所番地コード
16	現住所枝番コード
17	現住所小枝番コード
18	現住所枝番３コード
19	現住所番地編集区分
20	住所
21	現住所方書コード
22	方書
23	郵便番号
24	電話番号１区分
25	電話番号１
26	電話番号１内線
27	電話番号１備考
28	電話番号２区分
29	電話番号２
30	電話番号２内線
31	電話番号２備考
32	電話番号３区分
33	電話番号３
34	電話番号３内線
35	電話番号３備考
36	有効無効区分
37	有効期限
38	登録所属名
39	登録所属コード
40	予備領域
41	備考
42	排他フラグ
43	削除フラグ
44	異動日
45	作成更新日

相続人テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	相続人宛名番号
5	宛名編集区分
6	排他フラグ
7	削除フラグ
8	異動日
9	作成更新日

納税管理人テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	納税管理人宛名番号
5	宛名編集区分
6	排他フラグ
7	削除フラグ
8	異動日
9	作成更新日

納税管理人履歴テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	納税管理人宛名番号
5	宛名編集区分
6	排他フラグ
7	削除フラグ
8	異動日
9	作成更新日

記事情報テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	記事重要度区分
4	記事内容
5	記事設定日
6	注意喚起開始日
7	注意喚起終了日
8	端末名
9	職員番号
10	所属名
11	証明発行停止フラグ
12	排他フラグ
13	作成更新日

業務コードテーブル

No	日本語項目名
1	業務コード
2	税目コード
3	業務名フラグ
4	業務名
5	業務名２
6	送付先使用フラグ
7	納税管理人使用フラグ
8	相続人使用フラグ
9	記事情報使用フラグ
10	破産管財人使用フラグ
11	口座使用フラグ
12	納組使用フラグ
13	国保口座使用フラグ
14	インストールフラグ
15	作成更新日

連絡先テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	電話番号１区分
3	電話番号１
4	電話番号１内線
5	電話番号１備考
6	電話番号２区分
7	電話番号２
8	電話番号２内線
9	電話番号２備考
10	電話番号３区分
11	電話番号３
12	電話番号３内線
13	電話番号３備考
14	排他フラグ
15	異動日
16	作成更新日

破産管財人テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	破産管財人宛名番号
5	宛名編集区分
6	排他フラグ
7	削除フラグ
8	異動日
9	作成更新日

破産管財人履歴テーブル

No	日本語項目名
1	宛名番号
2	業務コード
3	履歴ＳＥＱ
4	破産管財人宛名番号
5	宛名編集区分
6	排他フラグ
7	削除フラグ
8	異動日
9	作成更新日

金融機関テーブル

No	日本語項目名
1	金融機関コード
2	支店コード
3	カナ金融機関名
4	カナ支店名
5	金融機関名
6	支店名
7	都道府県コード
8	市区町村コード
9	住所
10	方書
11	郵便番号
12	住所区分
13	電話番号
14	ＦＡＸ番号
15	ＦＰＤ運用フラグ
16	口座番号桁数
17	有効期限
18	排他フラグ
19	削除フラグ
20	作成更新日

口座ＥＭ参加テーブル

No	日本語項目名
1	金融機関コード

納期限テーブル

No	日本語項目名
1	年度
2	税目コード
3	月期別０１
4	月期別０２
5	月期別０３
6	月期別０４
7	月期別０５
8	月期別０６
9	月期別０７
10	月期別０８
11	月期別０９
12	月期別１０
13	月期別１１
14	月期別１２
15	月期別１３
16	月期別１４
17	納期限日０１
18	納期限日０２
19	納期限日０３
20	納期限日０４
21	納期限日０５
22	納期限日０６
23	納期限日０７
24	納期限日０８
25	納期限日０９
26	納期限日１０
27	納期限日１１
28	納期限日１２
29	納期限日１３
30	納期限日１４

		優先宛先管理テーブル					
31	期割０１	No	日本語項目名				
32	期割０２	1	業務コード				
33	期割０３	2	送付先順位				
34	期割０４	3	相続人順位				
35	期割０５	4	納税管理人順位				
36	期割０６	5	破産管財人順位				
37	期割０７	6	作成更新日				
38	期割０８						
39	期割０９	異動事由コードテーブル					
40	期割１０	No	日本語項目名				
41	期割１１	1	異動事由コード				
42	期割１２	2	異動事由				
43	期割１３	3	異動事由略称				
44	期割１４	4	検索カーソル初期位置				
45	納期限期別番号０１	5	作成更新日				
46	納期限期別番号０２						
47	納期限期別番号０３	システム管理テーブル					
48	納期限期別番号０４	No	日本語項目名				
49	納期限期別番号０５	1	宛名番号ＣＤフラグ				
50	納期限期別番号０６	2	世帯番号ＣＤフラグ				
51	納期限期別番号０７	3	納組コード付番フラグ				
52	納期限期別番号０８	4	納組口座重複フラグ				
53	納期限期別番号０９	5	相続人設定フラグ				
54	納期限期別番号１０	6	宛名番号取得先フラグ				
55	納期限期別番号１１	7	法人番号取得先フラグ				
56	納期限期別番号１２	8	法人番号自動付番フラグ				
57	納期限期別番号１３	9	法人番号初期値				
58	納期限期別番号１４	10	世帯構成表示区分				
59	作成更新日	11	削除者表示区分				
		12	口座仮登録使用区分				
市内異動テーブル		13	世帯識別番号表示区分				
No	日本語項目名	14	世帯設定可・不可フラグ				
1	世帯番号	15	住所選択初期表示位置フラグ				
2	宛名番号	16	住登外異動日設定フラグ				
3	連番	17	作成更新日				
4	漢字氏名						
5	生年月日	番号管理テーブル					
6	性別	No	日本語項目名				
7	続柄１	1	番号区分				
8	続柄２	2	番号				
9	続柄３	3	排他フラグ				
10	続柄４	4	作成更新日				
11	個人法人区分						
12	異動事由コード	バッチ管理テーブル					
13	異動日	No	日本語項目名				
14	消除フラグ	1	ジョブ名				
15	削除フラグ	2	システム日付				
16	宛名履歴ＳＥＱ	3	システム時刻				
17	作成更新日	4	所属コード				
		5	職員コード				
宛名異動累積テーブル		6	端末名				
No	日本語項目名	7	開始時刻				
1	宛名番号	8	終了時刻				
2	履歴ＳＥＱ	9	処理件数				
3	個人法人区分	10	表題１				
4	先関連宛名番号	11	表題２				
5	カナ氏名	12	表題３				
6	漢字氏名	13	終了フラグ				
7	生年月日	14	バッチ条件入力				
8	性別	15	バッチ内共有情報				
9	住所	16	排他フラグ				
10	方書	17	自治体コード				
11	異動事由コード						
12	異動日						
13	登録所属コード						
14	登録所属名						
15	端末ＩＤ						
16	作成更新日						
17	作成更新時間						

設計書-国保口座

口座テーブル		口座履歴テーブル		バッチ用金融機関コードテーブ			
No	日本語項目名	No	日本語項目名	No	日本語項目名		
1	記号番号	1	記号番号	1	変更前金融機関コード		
2	枝番	2	枝番	2	変更前支店コード		
3	宛名番号	3	宛名番号	3	変更後金融機関コード		
4	税目コード	4	税目コード	4	変更後支店コード		
5	口振種別	5	口振種別				
6	履歴ＳＥＱ	6	履歴ＳＥＱ				
7	金融機関コード	7	金融機関コード				
8	支店コード	8	支店コード				
9	口座種別	9	口座種別				
10	口座番号	10	口座番号				
11	名義人カナ氏名	11	名義人カナ氏名				
12	名義人漢字氏名	12	名義人漢字氏名				
13	名義人住所	13	名義人住所				
14	本人区分	14	本人区分				
15	分納区分	15	分納区分				
16	異動区分	16	異動区分				
17	振替開始日	17	振替開始日				
18	振替終了日	18	振替終了日				
19	全期前納区分	19	全期前納区分				
20	口座申込日	20	口座申込日				
21	発行停止フラグ	21	発行停止フラグ				
22	備考	22	備考				
23	排他フラグ	23	排他フラグ				
24	異動日	24	異動日				
25	作成更新日	25	作成更新日				

設計書-国保共通【1／2】

パラメタテーブル

No	日本語項目名
1	課税年度
2	月割処理月
3	定例期割数
4	随時期割数
5	基礎控除額
6	給与特別控除率
7	給与特別控除額
8	平等割額
9	均等割額
10	所得割率
11	資産割率
12	賦課限度額
13	軽減判定区分１
14	軽減割合１
15	軽減法定金額１１
16	軽減法定金額２１
17	均等割軽減額１
18	平等割軽減額１
19	軽減判定区分２
20	軽減割合２
21	軽減法定金額１２
22	軽減法定金額２２
23	均等割軽減額２
24	平等割軽減額２
25	軽減判定区分３
26	軽減割合３
27	軽減法定金額１３
28	軽減法定金額２３
29	均等割軽減額３
30	平等割軽減額３
31	軽減判定区分４
32	軽減割合４
33	軽減法定金額１４
34	軽減法定金額２４
35	均等割軽減額４
36	平等割軽減額４
37	軽減判定区分５
38	軽減割合５
39	軽減法定金額１５
40	軽減法定金額２５
41	均等割軽減額５
42	平等割軽減額５
43	公的年金控除額
44	公的年金軽減判定控除額
45	算定状態フラグ
46	税率確定区分
47	定例随時フラグ
48	月割処理期
49	賦課計算区分
50	所得把握方式
51	資産割算定区分
52	世帯未申告判定区分
53	他庁年次フラグ
54	老年者判定日
55	仮算定期割数
56	支援ー平等割額
57	支援ー均等割額
58	支援ー所得割率
59	支援ー資産割率
60	支援ー賦課限度額
61	支援ー均等割軽減額１
62	支援ー平等割軽減額１
63	支援ー均等割軽減額２
64	支援ー平等割軽減額２
65	支援ー均等割軽減額３
66	支援ー平等割軽減額３
67	支援ー均等割軽減額４
68	支援ー平等割軽減額４
69	支援ー均等割軽減額５
70	支援ー平等割軽減額５
71	介護ー平等割額
72	介護ー均等割額
73	介護ー所得割率
74	介護ー資産割率
75	介護ー賦課限度額
76	介護ー均等割軽減額１
77	介護ー平等割軽減額１
78	介護ー均等割軽減額２
79	介護ー平等割軽減額２
80	介護ー均等割軽減額３
81	介護ー平等割軽減額３
82	介護ー均等割軽減額４
83	介護ー平等割軽減額４
84	介護ー均等割軽減額５
85	介護ー平等割軽減額５
86	基礎ー平等割半額
87	基礎ー平等割半額１
88	基礎ー平等割半額２
89	基礎ー平等割半額３
90	支援ー平等割半額
91	支援ー平等割半額１
92	支援ー平等割半額２
93	支援ー平等割半額３
94	過年度処理月
95	年間保険料端数調整額
96	端数調整額
97	最低期割金額
98	若年者判断基準年齢
99	老年者判断基準年齢
100	作成更新日
101	排他フラグ
102	予備１
103	予備２
104	予備３
105	予備１
106	予備２
107	予備３

採番管理テーブル

No	日本語項目名
1	採番管理番号
2	年度
3	番号
4	最大番号
5	作成更新日時

システム管理テーブル

No	日本語項目名
1	運用年度
2	賦課方式区分
3	仮算定区分
4	通知書番号採番区分
5	賦課遡及年
6	納組口座重複フラグ
7	削除者表示区分
8	口座仮登録使用区分
9	全期前納区分使用区分
10	作成更新日

ＯＰ事由コードテーブル

No	日本語項目名
1	ＯＰ事由コード
2	ＯＰ事由名称
3	ＯＰ種別コード
4	特定キー区分

コードテーブル

No	日本語項目名
1	コードＩＤ
2	コード
3	表示区分
4	名称

証有効期限管理テーブル

No	日本語項目名
1	パラメタ番号
2	被保険者証有効開始日
3	被保険者証有効終了日
4	被保険者証有効期限
5	外国人短期証有効開始日１
6	外国人短期証有効終了日１
7	外国人短期証有効期限１
8	外国人短期証有効開始日２
9	外国人短期証有効終了日２
10	外国人短期証有効期限２
11	滞納短期証有効開始日１
12	滞納短期証有効終了日１
13	滞納短期証有効期限１
14	滞納短期証有効開始日２
15	滞納短期証有効終了日２
16	滞納短期証有効期限２
17	滞納短期証有効開始日３
18	滞納短期証有効終了日３
19	滞納短期証有効期限３
20	滞納短期証有効開始日４
21	滞納短期証有効終了日４
22	滞納短期証有効期限４
23	滞納短期証有効開始日５
24	滞納短期証有効終了日５
25	滞納短期証有効期限５
26	滞納短期証有効開始日６
27	滞納短期証有効終了日６
28	滞納短期証有効期限６
29	滞納短期証有効開始日７
30	滞納短期証有効終了日７
31	滞納短期証有効期限７
32	滞納短期証有効開始日８
33	滞納短期証有効終了日８
34	滞納短期証有効期限８
35	滞納短期証有効開始日９
36	滞納短期証有効終了日９
37	滞納短期証有効期限９
38	滞納短期証有効開始日１０
39	滞納短期証有効終了日１０
40	滞納短期証有効期限１０
41	滞納短期証有効開始日１１
42	滞納短期証有効終了日１１
43	滞納短期証有効期限１１
44	滞納短期証有効開始日１２
45	滞納短期証有効終了日１２
46	滞納短期証有効期限１２
47	資格証明書有効開始日１
48	資格証明書有効終了日１
49	資格証明書有効期限１
50	資格証明書有効開始日２
51	資格証明書有効終了日２
52	資格証明書有効期限２
53	資格証明書有効開始日３
54	資格証明書有効終了日３
55	資格証明書有効期限３
56	資格証明書有効開始日４
57	資格証明書有効終了日４
58	資格証明書有効期限４
59	資格証明書有効開始日５
60	資格証明書有効終了日５
61	資格証明書有効期限５
62	資格証明書有効開始日６
63	資格証明書有効終了日６
64	資格証明書有効期限６
65	資格証明書有効開始日７
66	資格証明書有効終了日７
67	資格証明書有効期限７
68	資格証明書有効開始日８
69	資格証明書有効終了日８
70	資格証明書有効期限８
71	資格証明書有効開始日９
72	資格証明書有効終了日９
73	資格証明書有効期限９
74	資格証明書有効開始日１０
75	資格証明書有効終了日１０
76	資格証明書有効期限１０
77	資格証明書有効開始日１１
78	資格証明書有効終了日１１
79	資格証明書有効期限１１
80	資格証明書有効開始日１２
81	資格証明書有効終了日１２
82	資格証明書有効期限１２

バッチ管理テーブル

No	日本語項目名
1	ジョブ名
2	システム日付
3	システム時刻
4	所属コード
5	職員コード
6	端末名
7	開始時刻
8	終了時刻
9	処理件数
10	表題１
11	表題２
12	表題３
13	終了フラグ
14	バッチ条件入力
15	バッチ内共有情報
16	排他フラグ
17	自治体コード

帳票管理テーブル

No	日本語項目名
1	帳票コード
2	帳票名
3	認証分フラグ
4	電子公印フラグ
5	印刷メッセージ１
6	印刷メッセージ２
7	出力メッセージ
8	用紙コード
9	用紙名称
10	外国人氏名印字フラグ
11	相続人・納管人フラグ
12	住所選択フラグ
13	作成更新日
14	帳票作成区分
15	自治体識別コード

通知停止管理テーブル

No	日本語項目名
1	記号番号
2	サブシステムコード
3	区分
4	通知停止登録日
5	排他フラグ
6	作成更新日
7	所属コード
8	処理種別コード

空記号番号管理テーブル

No	日本語項目名
1	番号
2	記号番号
3	作成更新日時

住記連動判定テーブル

No	日本語項目名
1	住記異動事由コード
2	連動判定区分
3	連動メッセージ区分
4	国保処理事由コード
5	国保処理区分コード
6	異動日調整フラグ

設計書-国保資格【1／8】

世帯テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	更新連番
3	記号番号開始日
4	記号番号開始届出日
5	記号番号開始事由コード
6	記号番号終了日
7	記号番号終了届出日
8	記号番号終了事由コード
9	課税識別番号
10	保険証番号
11	宛名世帯番号
12	擬制世帯区分
13	世帯主連番管理
14	保険証連番管理
15	世帯被保連番管理
16	世帯メモ連番管理
17	削除フラグ
18	排他フラグ
19	開始終了処理日時
20	ＯＰ番号
21	ＯＰ日時
22	ＯＰ事由コード
23	所属コード

世帯主テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯主連番
3	更新連番
4	納付義務者連番
5	世帯主個人番号
6	世帯主世帯被保連番
7	世帯主資格区分
8	世帯主開始日
9	世帯主開始届出日
10	世帯主開始事由コード
11	世帯主終了日
12	世帯主終了届出日
13	世帯主終了事由コード
14	履歴フラグ
15	削除フラグ
16	排他フラグ
17	開始終了処理日時
18	ＯＰ番号
19	ＯＰ日時
20	ＯＰ事由コード
21	所属コード

世帯被保テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	更新連番
4	個人番号
5	宛名世帯番号
6	国保続柄コード１
7	国保続柄コード２
8	国保続柄コード３
9	国保続柄コード４
10	資格区分
11	加入日
12	加入届出日
13	加入事由コード
14	離脱日
15	離脱届出日
16	離脱事由コード
17	取得日
18	取得届出日
19	取得事由コード
20	退職取得日
21	退職取得届出日
22	退職取得事由コード
23	本名通称名区分
24	本名通称名登録日
25	公費区分
26	退職該当連番管理
27	学遠該当連番管理
28	老健該当連番管理
29	施設入所連番管理
30	個人証連番管理
31	高齢受給者証連番管理
32	履歴フラグ
33	削除フラグ
34	排他フラグ
35	加入離脱処理日時
36	ＯＰ番号
37	ＯＰ日時
38	ＯＰ事由コード
39	所属コード

退職該当テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	退職該当連番
4	更新連番
5	個人番号
6	退職区分
7	退職本人個人番号
8	退職本人世帯被保連番
9	退職本人退職該当連番
10	退職該当日
11	退職該当届出日
12	退職該当事由コード
13	退職非該当日
14	退職非該当届出日
15	退職非該当事由コード
16	退職裁定日
17	退職受給発生年月
18	履歴フラグ
19	削除フラグ
20	排他フラグ
21	該当非該当処理日時
22	ＯＰ番号
23	ＯＰ日時
24	ＯＰ事由コード
25	所属コード

学遠該当テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	学遠該当連番
4	更新連番
5	個人番号
6	学遠区分
7	学遠該当日
8	学遠該当届出日
9	学遠該当事由コード
10	学遠非該当日
11	学遠非該当届出日
12	学遠非該当事由コード
13	学遠終了予定日
14	履歴フラグ
15	削除フラグ
16	排他フラグ
17	該当非該当処理日時
18	ＯＰ番号
19	ＯＰ日時
20	ＯＰ事由コード
21	所属コード

老健該当テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	老健該当連番
4	更新連番
5	個人番号
6	老健区分
7	老健該当日
8	老健該当届出日
9	老健該当事由コード
10	老健非該当日
11	老健非該当届出日
12	老健非該当事由コード
13	履歴フラグ
14	削除フラグ
15	排他フラグ
16	該当非該当処理日時
17	ＯＰ番号
18	ＯＰ日時
19	ＯＰ事由コード
20	所属コード

施設入所テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	施設入所連番
4	更新連番
5	個人番号
6	施設入所区分
7	施設入所日
8	施設入所届出日
9	施設入所事由
10	施設退所日
11	施設退所届出日
12	施設退所事由
13	履歴フラグ
14	削除フラグ
15	排他フラグ
16	入所退所処理日時
17	ＯＰ番号
18	ＯＰ日時
19	ＯＰ事由コード
20	所属コード

世帯メモテーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯メモ連番
3	世帯メモコード
4	世帯メモ
5	世帯メモ有効開始日
6	世帯メモ有効終了日
7	担当
8	削除フラグ
9	排他フラグ
10	作成更新日時
11	所属コード

個人証テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	個人証連番
4	保険証番号
5	証種別区分
6	個人番号
7	主個人番号
8	証有効期限
9	証発行日
10	証発行事由コード
11	証発行所属コード
12	証回収日
13	証回収事由コード
14	証回収所属コード
15	文書番号
16	排他フラグ
17	ＯＰ番号
18	ＯＰ日時
19	ＯＰ事由コード
20	所属コード

高齢受給者証テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	高齢受給者証連番
4	保険証番号
5	証種別区分
6	負担割合区分
7	個人番号
8	主個人番号
9	証発効期日
10	証有効期限
11	証発行日
12	証発行事由コード
13	証発行所属コード
14	証回収日
15	証回収事由コード
16	証回収所属コード
17	文書番号
18	排他フラグ
19	ＯＰ番号
20	ＯＰ日時
21	ＯＰ事由コード
22	所属コード

社保情報テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	世帯被保連番
3	社保情報連番
4	更新連番
5	個人番号
6	社保記号番号
7	社保保険者番号
8	社保本人名漢字
9	社保事業所名
10	社保離脱日
11	社保本人家族区分
12	社保変更日
13	社保変更届出日
14	離脱社保記号番号
15	離脱社保保険者番号
16	離脱社保本人名漢字
17	離脱社保事業所名
18	離脱社保離脱日
19	離脱社保本人家族区分
20	離脱社保変更日
21	離脱社保変更届出日
22	削除フラグ
23	排他フラグ
24	社保情報処理日時
25	ＯＰ番号
26	ＯＰ日時
27	ＯＰ事由コード

設計書-国保資格【2／8】

				旧国保被保険者テーブル			
28	所属コード	16	滞納証開始日	No	日本語項目名	19	加入届出日
		17	滞納証終了日	1	記号番号	20	加入事由コード
介護適用除外テーブル		18	削除フラグ	2	旧国保被保険者連番	21	離脱日
No	日本語項目名	19	排他フラグ	3	更新連番	22	離脱届出日
1	個人番号	20	作成更新日時	4	個人番号	23	離脱事由コード
2	記号番号	21	ＯＰ番号	5	宛名世帯番号	24	取得日
3	課税識別番号	22	ＯＰ日時	6	主個人番号	25	取得届出日
4	適用除外連番	23	ＯＰ事由コード	7	主世帯番号	26	取得事由コード
5	更新連番	24	所属コード	8	旧国保被保険者開始日	27	退職取得日
6	適用除外事由コード			9	旧国保被保険者開始届出日	28	退職取得届出日
7	適用除外開始日	個人負担割合テーブル		10	旧国保被保険者終了日	29	退職取得事由コード
8	適用除外開始届出日	No	日本語項目名	11	旧国保被保険者終了届出日	30	退職該当更新連番
9	適用除外終了日	1	記号番号	12	終了予定日	31	退職区分
10	適用除外終了届出日	2	負担割合年度	13	記号番号加入日	32	退職本人個人番号
11	排他フラグ	3	負担割合連番	14	記号番号離脱日	33	退職本人世帯被保連番
12	開始終了処理日時	4	個人番号	15	後期高齢加入日	34	退職本人退職該当連番
13	ＯＰ番号	5	変更日	16	履歴フラグ	35	退職該当日
14	ＯＰ日時	6	変更事由	17	排他フラグ	36	退職該当届出日
15	ＯＰ事由コード	7	申請日	18	ＯＰ番号	37	退職該当事由コード
16	所属コード	8	申請区分	19	ＯＰ日時	38	退職非該当日
		9	申請収入額	20	ＯＰ事由コード	39	退職非該当届出日
世帯負担割合テーブル		10	適用区分	21	所属コード	40	退職非該当事由コード
No	日本語項目名	11	１６歳未満人数			41	旧世帯被保更新連番
1	記号番号	12	１９歳未満人数	旧被扶養者テーブル		42	旧国保続柄コード１
2	負担割合年度	13	他庁照会状況区分	No	日本語項目名	43	旧国保続柄コード２
3	負担割合連番	14	予備１	1	個人番号	44	旧国保続柄コード３
4	更新連番	15	予備２	2	旧被扶養者連番	45	旧国保続柄コード４
5	変更日	16	予備３	3	更新連番	46	旧資格区分
6	変更事由	17	予備４	4	旧被扶養者開始日	47	旧加入日
7	申請日	18	予備５	5	旧被扶養者開始届出日	48	旧加入届出日
8	申請区分	19	予備６	6	旧被扶養者終了日	49	旧加入事由コード
9	申請収入額	20	予備７	7	旧被扶養者終了届出日	50	旧離脱日
10	適用区分	21	削除フラグ	8	ＯＰ番号	51	旧離脱届出日
11	負担割合区分１	22	排他フラグ	9	ＯＰ日時	52	旧離脱事由コード
12	負担割合区分２	23	作成更新日時	10	ＯＰ事由コード	53	旧取得日
13	負担割合区分３	24	ＯＰ番号	11	所属コード	54	旧取得届出日
14	負担割合区分４	25	ＯＰ日時			55	旧取得事由コード
15	負担割合区分５	26	ＯＰ事由コード	旧被扶養者異動連絡票テーブル		56	旧退職取得日
16	負担割合区分６	27	所属コード	No	日本語項目名	57	旧退職取得届出日
17	負担割合区分７			1	個人番号	58	旧退職取得事由コード
18	負担割合区分８	世帯被保年齢判定テーブル		2	旧被扶養者連番	59	旧退職該当更新連番
19	負担割合区分９	No	日本語項目名	3	異動連絡票連番	60	旧退職区分
20	負担割合区分１０	1	個人番号	4	連絡票発行日	61	旧退職本人個人番号
21	負担割合区分１１	2	生年月日	5	連絡票発行事由コード	62	旧退職本人世帯被保連番
22	負担割合区分１２	3	加入区分	6	連絡票発行所属コード	63	旧退職本人退職該当連番
23	削除フラグ	4	ＯＰ番号	7	該当日	64	旧退職該当日
24	排他フラグ	5	ＯＰ日時	8	ＯＰ番号	65	旧退職該当届出日
25	作成更新日時	6	ＯＰ事由コード	9	ＯＰ日時	66	旧退職該当事由コード
26	ＯＰ番号	7	所属コード	10	ＯＰ事由コード	67	旧退職非該当日
27	ＯＰ日時					68	旧退職非該当届出日
28	ＯＰ事由コード	特定同一世帯所属者異動連絡票テーブル		資格異動累積テーブル		69	旧退職非該当事由コード
29	所属コード	No	日本語項目名	No	日本語項目名	70	国保資格変更日
		1	記号番号	1	ＯＰ番号	71	国保続柄変更日
滞納証テーブル		2	旧国保被保険者連番	2	ＯＰ枝番	72	世帯主資格区分
No	日本語項目名	3	異動連絡票連番	3	ＯＰ日時	73	世帯主更新連番
1	記号番号	4	個人番号	4	ＯＰ事由コード	74	世帯主開始日
2	納付義務者連番	5	主個人番号	5	ＯＰ種別コード	75	世帯主終了日
3	滞納証連番	6	連絡票発行日	6	所属コード	76	旧世帯主更新連番
4	滞納証更新連番	7	連絡票発行事由コード	7	記号番号	77	旧世帯主開始日
5	滞納証種別区分	8	連絡票発行所属コード	8	課税識別番号	78	旧世帯主終了日
6	個人番号	9	該当日	9	個人番号	79	国保取得変更フラグ
7	設定区分	10	ＯＰ番号	10	世帯被保連番	80	世帯加入変更フラグ
8	設定日	11	ＯＰ日時	11	退職該当連番	81	世帯離脱変更フラグ
9	設定事由	12	ＯＰ事由コード	12	世帯被保更新連番	82	国保資格変更フラグ
10	解除区分			13	国保続柄コード１	83	国保続柄変更フラグ
11	解除日			14	国保続柄コード２	84	退職取得変更フラグ
12	解除事由			15	国保続柄コード３	85	退職該当変更フラグ
13	交付保留区分			16	国保続柄コード４	86	退職非該当変更フラグ
14	交付保留日			17	資格区分	87	強制修正フラグ
15	交付保留事由			18	加入日	88	加入期間変更フラグ

						老健該当履歴テーブル	
89	加入期間作成フラグ	4	個人番号	23	世帯主終了変更フラグ	No	日本語項目名
90	加入期間削除フラグ	5	宛名世帯番号	24	世帯主期間変更フラグ	1	記号番号
91	加入期間回復フラグ	6	国保続柄コード１	25	世帯主期間削除フラグ	2	世帯被保連番
92	加入項目変更フラグ	7	国保続柄コード２	26	世帯主項目変更フラグ	3	老健該当連番
93	退職期間変更フラグ	8	国保続柄コード３			4	更新連番
94	退職期間作成フラグ	9	国保続柄コード４		退職該当履歴テーブル	5	個人番号
95	退職期間削除フラグ	10	資格区分	No	日本語項目名	6	老健区分
96	退職期間回復フラグ	11	加入日	1	記号番号	7	老健該当日
97	退職項目変更フラグ	12	加入届出日	2	世帯被保連番	8	老健該当届出日
98	世帯主期間変更フラグ	13	加入事由コード	3	退職該当連番	9	老健該当事由コード
99	世帯主期間作成フラグ	14	離脱日	4	更新連番	10	老健非該当日
100	世帯主期間削除フラグ	15	離脱届出日	5	個人番号	11	老健非該当届出日
101	世帯主期間回復フラグ	16	離脱事由コード	6	退職区分	12	老健非該当事由コード
102	変更フラグ１	17	取得日	7	退職本人個人番号	13	履歴フラグ
103	変更フラグ２	18	取得届出日	8	退職本人世帯被保連番	14	削除フラグ
104	変更フラグ３	19	取得事由コード	9	退職本人退職該当連番	15	排他フラグ
105	変更フラグ４	20	退職取得日	10	退職該当日	16	該当非該当処理日時
106	変更フラグ５	21	退職取得届出日	11	退職該当届出日	17	ＯＰ番号
		22	退職取得事由コード	12	退職該当事由コード	18	ＯＰ日時
	非自発的失業者テーブル	23	本名通称名区分	13	退職非該当日	19	ＯＰ事由コード
No	日本語項目名	24	本名通称名登録日	14	退職非該当届出日	20	所属コード
1	個人番号	25	公費区分	15	退職非該当事由コード	21	老健該当変更フラグ
2	非自発的失業者連番	26	退職該当連番管理	16	退職裁定日	22	老健非該当変更フラグ
3	更新連番	27	学遠該当連番管理	17	退職受給発生年月	23	老健期間変更フラグ
4	離職日	28	老健該当連番管理	18	履歴フラグ	24	老健期間削除フラグ
5	非自発的失業者届出日	29	施設入所連番管理	19	削除フラグ	25	老健項目変更フラグ
6	非自発的失業者終了日１	30	個人証連番管理	20	排他フラグ		
7	非自発的失業者終了日２	31	高齢受給者証連番管理	21	該当非該当処理日時		施設入所履歴テーブル
8	削除フラグ	32	履歴フラグ	22	ＯＰ番号	No	日本語項目名
9	ＯＰ番号	33	削除フラグ	23	ＯＰ日時	1	記号番号
10	ＯＰ日時	34	排他フラグ	24	ＯＰ事由コード	2	世帯被保連番
11	ＯＰ事由コード	35	加入離脱処理日時	25	所属コード	3	施設入所連番
12	所属コード	36	ＯＰ番号	26	退職該当変更フラグ	4	更新連番
		37	ＯＰ日時	27	退職非該当変更フラグ	5	個人番号
	世帯履歴テーブル	38	ＯＰ事由コード	28	退職期間変更フラグ	6	施設入所区分
No	日本語項目名	39	所属コード	29	退職期間削除フラグ	7	施設入所日
1	記号番号	40	国保取得変更フラグ	30	退職項目変更フラグ	8	施設入所届出日
2	更新連番	41	世帯加入変更フラグ			9	施設入所事由
3	記号番号開始日	42	世帯離脱変更フラグ		学遠該当履歴テーブル	10	施設退所日
4	記号番号開始届出日	43	国保資格変更フラグ	No	日本語項目名	11	施設退所届出日
5	記号番号開始事由コード	44	国保続柄変更フラグ	1	記号番号	12	施設退所事由
6	記号番号終了日	45	退職取得変更フラグ	2	世帯被保連番	13	履歴フラグ
7	記号番号終了届出日	46	加入期間変更フラグ	3	学遠該当連番	14	削除フラグ
8	記号番号終了事由コード	47	加入期間削除フラグ	4	更新連番	15	排他フラグ
9	課税識別番号	48	加入項目変更フラグ	5	個人番号	16	入所退所処理日時
10	保険証番号			6	学遠区分	17	ＯＰ番号
11	宛名世帯番号		世帯主履歴テーブル	7	学遠該当日	18	ＯＰ日時
12	擬制世帯区分	No	日本語項目名	8	学遠該当届出日	19	ＯＰ事由コード
13	世帯主連番管理	1	記号番号	9	学遠該当事由コード	20	所属コード
14	保険証連番管理	2	世帯主連番	10	学遠非該当日	21	施設入所変更フラグ
15	世帯被保連番管理	3	更新連番	11	学遠非該当届出日	22	施設退所変更フラグ
16	世帯メモ連番管理	4	納付義務者連番	12	学遠非該当事由コード	23	施設期間変更フラグ
17	削除フラグ	5	世帯主個人番号	13	学遠終了予定日	24	施設期間削除フラグ
18	排他フラグ	6	世帯主世帯被保連番	14	履歴フラグ	25	施設項目変更フラグ
19	開始終了処理日時	7	世帯主資格区分	15	削除フラグ		
20	ＯＰ番号	8	世帯主開始日	16	排他フラグ		介護適用除外履歴テーブル
21	ＯＰ日時	9	世帯主開始届出日	17	該当非該当処理日時	No	日本語項目名
22	ＯＰ事由コード	10	世帯主開始事由コード	18	ＯＰ番号	1	個人番号
23	所属コード	11	世帯主終了日	19	ＯＰ日時	2	記号番号
24	記号番号開始変更フラグ	12	世帯主終了届出日	20	ＯＰ事由コード	3	課税識別番号
25	記号番号終了変更フラグ	13	世帯主終了事由コード	21	所属コード	4	適用除外連番
26	記号番号期間変更フラグ	14	履歴フラグ	22	学遠該当変更フラグ	5	更新連番
27	記号番号期間削除フラグ	15	削除フラグ	23	学遠非該当変更フラグ	6	適用除外事由コード
28	記号番号項目変更フラグ	16	排他フラグ	24	学遠期間変更フラグ	7	適用除外開始日
		17	開始終了処理日時	25	学遠期間削除フラグ	8	適用除外開始届出日
	世帯被保履歴テーブル	18	ＯＰ番号	26	学遠項目変更フラグ	9	適用除外終了日
No	日本語項目名	19	ＯＰ日時			10	適用除外終了届出日
1	記号番号	20	ＯＰ事由コード			11	排他フラグ
2	世帯被保連番	21	所属コード			12	開始終了処理日時
3	更新連番	22	世帯主開始変更フラグ			13	ＯＰ番号

14	ＯＰ日時	9	世帯主開始事由フラグ	19	通称名使用フラグ	14	旧番号情報－新被保険者証番号
15	ＯＰ事由コード	10	世帯主終了事由フラグ	20	通称名カナ	15	旧番号情報－新世帯番号
16	所属コード	11	退職該当事由フラグ	21	予備６	16	旧番号情報－旧保険者変更日
17	事由変更フラグ	12	学遠該当事由フラグ	22	通称名（漢字）外字フラグ	17	旧番号情報－旧保険者番号
18	開始変更フラグ	13	老健該当事由フラグ	23	通称名漢字	18	旧番号情報－旧被保険者証記号
19	開始日変更フラグ	14	施設入所事由フラグ	24	郵便番号（ハイフン付８桁）	19	旧番号情報－旧被保険者証番号
20	終了変更フラグ	15	介護該当事由フラグ	25	住所（漢字）	20	旧番号情報－旧世帯番号
21	終了日変更フラグ	16	退職非該当事由フラグ	26	住所（漢字）外字フラグ	21	旧番号情報－旧番号有効日
		17	学遠非該当事由フラグ	27	番地（漢字）	22	旧番号情報－表示用旧被保番号
世帯負担割合履歴テーブル		18	老健非該当事由フラグ	28	方書（漢字）	23	直近情報－国保取得届出日
No	日本語項目名	19	施設退所事由フラグ	29	予備７	24	直近情報－国保取得年月日
1	記号番号	20	介護非該当事由フラグ	30	電話番号１	25	直近情報－国保取得事由
2	負担割合年度			31	電話番号２	26	直近情報－各県国保取得事由
3	負担割合連番	世帯メモコードテーブル		32	電話番号３	27	直近情報－国保喪失届出日
4	更新連番	No	日本語項目名	33	住所地特例	28	直近情報－国保喪失年月日
5	変更日	1	世帯メモコード	34	住民税課税状況	29	直近情報－国保喪失事由
6	変更事由	2	世帯メモ	35	資格証明区分	30	直近情報－各県国保喪失事由
7	申請日			36	行政区コード	31	直近情報－変更届出日
8	申請区分	統計個人テーブル		37	学遠区分	32	直近情報－変更年月日
9	申請収入額	No	日本語項目名	38	所在地保険者番号	33	直近情報－変更事由
10	適用区分	1	記号番号	39	地区統計用コード	34	直近情報－各県変更事由
11	負担割合区分１	2	個人番号	40	予備８	35	基本情報－氏名カナ
12	負担割合区分２	3	世帯被保連番	41	資格取得事由	36	基本情報－氏名漢字
13	負担割合区分３	4	資格区分	42	資格取得年月日	37	基本情報－郵便番号管理用
14	負担割合区分４	5	退職区分	43	資格取得届出年月日	38	基本情報－実施機関番号管理用
15	負担割合区分５	6	学遠区分	44	資格喪失事由	39	基本情報－住所コード管理用
16	負担割合区分６	7	老健区分	45	資格喪失年月日	40	基本情報－住所管理用
17	負担割合区分７	8	入所区分	46	資格喪失届出年月日	41	基本情報－番地管理用
18	負担割合区分８	9	介護区分	47	保険証回収日	42	基本情報－方書管理用
19	負担割合区分９	10	個人法人区分	48	（発送用）郵便番号	43	基本情報－電話番号管理用
20	負担割合区分１０	11	性別	49	（発送用）住所	44	基本情報－郵便番号発送用
21	負担割合区分１１	12	生年月日	50	（発送用）住所外字フラグ	45	基本情報－実施機関番号発送用
22	負担割合区分１２	13	和暦生年月日	51	（発送用）番地	46	基本情報－住所コード発送用
23	削除フラグ	14	年齢	52	（発送用）方書	47	基本情報－住所発送用
24	排他フラグ	15	国籍コード	53	（発送用）電話番号	48	基本情報－番地発送用
25	作成更新日時			54	予備９	49	基本情報－方書発送用
26	ＯＰ番号	統計世帯テーブル		55	旧被保険者証記号	50	基本情報－電話番号発送用
27	ＯＰ日時	No	日本語項目名	56	旧被保険者証番号	51	区分等－世帯区分
28	ＯＰ事由コード	1	記号番号	57	旧個人番号	52	区分等－世帯主区分
29	所属コード	2	擬制世帯区分	58	旧番号有効日	53	区分等－被保険者数
		3	混合世帯区分	59	新保険者変更日	54	区分等－退職者本人数
滞納証履歴テーブル		4	世帯員数	60	新保険者番号	55	区分等－退職者被扶養者数
No	日本語項目名	5	世帯員数住登者	61	新被保険者記号	56	区分等－退職者有無
1	記号番号	6	世帯員数住登外	62	新被保険者番号	57	区分等－所得区分当年
2	納付義務者連番	7	世帯員数外国人	63	新個人番号	58	区分等－所得区分前年
3	滞納証連番	8	世帯員数一般	64	旧保険者変更日	59	区分等－所得区分前々年
4	滞納証更新連番	9	世帯員数退職	65	旧保険者番号	60	区分等－高齢所得区分当年
5	通知種類	10	世帯員数退職本人	66	予備１０	61	区分等－高齢所得区分前年
6	通知出力状態区分	11	世帯員数退職扶養	67	予備１１	62	区分等－高齢所得区分前々年
7	通知出力回避事由			68	予備１２	63	区分等－施設入所区分
8	通知処理日	特定健診被保険者マスタテーブル		69	予備１３	64	区分等－住居地保険者番号
9	文書番号	No	日本語項目名	70	予備１４	65	区分等－保険証回収日
10	削除フラグ	1	レコード識別	71	予備１５	66	区分等－適用除外承認日
11	排他フラグ	2	レコード番号	72	予備１６	67	区分等－滞納区分
12	作成更新日時	3	保険者番号			68	区分等－旧世帯主個人番号
13	ＯＰ番号	4	被保険者証記号	被保険者マスタ世帯基本情報テーブル		69	統計－世帯コード
14	ＯＰ日時	5	被保険者証番号	No	日本語項目名	70	統計－住所コード
15	ＯＰ事由コード	6	世帯被保連番	1	投入異動データ単位	71	統計－地区統計用コード
16	所属コード	7	生年月日元号	2	保険者番号	72	統計－行政区コード
		8	生年月日	3	投入番号	73	更新処理－当月異動区分
異動事由コードテーブル		9	性別	4	データ区分	74	作成更新日時
No	日本語項目名	10	個人番号	5	レコード区分		
1	異動事由コード	11	予備１	6	被保険者証記号	被保険者マスタ世帯異動履歴テーブル	
2	異動事由名称１	12	予備２	7	被保険者証番号	No	日本語項目名
3	異動事由名称２	13	予備３	8	世帯番号	1	世帯異動履歴連番
4	異動事由名称３	14	予備４	9	表示用保険者番号	2	被保険者証記号
5	国保取得事由フラグ	15	被保険者名（カナ）	10	表示用被保険者証番号	3	被保険者証番号
6	国保喪失事由フラグ	16	予備５	11	旧番号情報－新保険者変更日	4	世帯番号
7	世帯加入事由フラグ	17	被保険者名（漢字）	12	旧番号情報－新保険者番号	5	得喪情報－国保取得届出日
8	世帯離脱事由フラグ	18	被保険者名（漢字）外字フラグ	13	旧番号情報－新被保険者証記号	6	得喪情報－国保取得年月日

7	得喪情報－国保取得事由	37	直近情報－退職該当届出日	6	表示用被保険者証番号	5	個人番号
8	得喪情報－各県国保取得事由	38	直近情報－退職該当年月日	7	世帯番号	6	求償期間－開始年月日
9	得喪情報－国保喪失届出日	39	直近情報－退職該当事由	8	資格取得喪失変更届出日	7	求償期間－終了年月日
10	得喪情報－国保喪失年月日	40	直近情報－各県退職該当事由	9	資格取得喪失変更年月日	8	求償区分
11	得喪情報－国保喪失事由	41	直近情報－退職非該当届出日	10	資格取得喪失変更事由	9	作成更新日時
12	得喪情報－各県国保喪失事由	42	直近情報－退職非該当年月日	11	各県異動事由コード		
13	得喪情報－変更届出日	43	直近情報－退職非該当事由	12	保険証回収日		枝番管理テーブル
14	得喪情報－変更年月日	44	直近情報－各県退職非該当事由	13	保険証回収事由	No	日本語項目名
15	得喪情報－変更事由	45	直近情報－変更届出日	14	作成更新日時	1	記号番号
16	得喪情報－各県変更事由	46	直近情報－変更年月日			2	宛名番号
17	基本情報－氏名カナ	47	直近情報－変更事由		被保険者マスタ個人異動履歴テーブル	3	枝番
18	基本情報－氏名漢字	48	直近情報－各県変更事由	No	日本語項目名	4	性別裏面フラグ
19	基本情報－郵便番号管理用	49	直近情報－保険証回収日	1	個人異動履歴連番	5	性別裏面更新日時
20	基本情報－実施機関番号管理用	50	直近情報－保険証回収事由	2	被保険者証記号	6	性別裏面更新所属コード
21	基本情報－住所コード管理用	51	基本情報－氏名カナ	3	被保険者証番号	7	性別抑止フラグ
22	基本情報－住所管理用	52	基本情報－氏名漢字	4	世帯番号	8	性別抑止更新日時
23	基本情報－番地管理用	53	基本情報－生年月日	5	個人番号	9	性別抑止更新所属コード
24	基本情報－方書管理用	54	基本情報－性別	6	基本情報－氏名カナ	10	送付物抑止フラグ
25	基本情報－電話番号管理用	55	基本情報－続柄	7	基本情報－氏名漢字	11	送付物抑止更新日時
26	基本情報－郵便番号発送用	56	基本情報－各県続柄	8	基本情報－続柄	12	送付物抑止更新所属コード
27	基本情報－実施機関番号発送用	57	基本情報－退職本人コード	9	基本情報－各県続柄	13	自己情報提供不可フラグ
28	基本情報－住所コード発送用	58	基本情報－本人との続柄	10	基本情報－退職本人コード	14	自己情報更新日時
29	基本情報－住所発送用	59	基本情報－各県本人との続柄	11	基本情報－本人との続柄	15	自己情報更新所属コード
30	基本情報－番地発送用	60	基本情報－郵便番号管理用	12	基本情報－各県本人との続柄	16	再連携指示区分
31	基本情報－方書発送用	61	基本情報－実施機関番号管理用	13	作成更新日時	17	マスタ登録管理区分
32	基本情報－電話番号発送用	62	基本情報－住所コード管理用			18	予備１
33	区分等－世帯主区分	63	基本情報－住所管理用		被保険者マスタ限度額適用履歴テーブル	19	予備２
34	旧世帯主個人番号	64	基本情報－番地管理用	No	日本語項目名	20	予備３
35	異動届出日	65	基本情報－方書管理用	1	限度額適用履歴連番	21	予備４
36	異動年月日	66	基本情報－電話番号管理用	2	被保険者証記号	22	予備５
37	作成更新日時	67	基本情報－郵便番号発送用	3	被保険者証番号	23	削除フラグ
		68	基本情報－実施機関番号発送用	4	表示用保険者番号	24	ＯＰ番号
	被保険者マスタ個人基本情報テーブル	69	基本情報－住所コード発送用	5	表示用被保険者証番号	25	ＯＰ日時
No	日本語項目名	70	基本情報－住所発送用	6	世帯番号	26	ＯＰ事由コード
1	投入異動データ単位	71	基本情報－番地発送用	7	個人番号	27	所属コード
2	保険者番号	72	基本情報－方書発送用	8	限度額適用区分		
3	投入番号	73	基本情報－電話番号発送用	9	限度額適用認定証発効期日		資格情報世帯基本情報テーブル
4	データ区分	74	区分等－世帯主区分	10	限度額適用認定証有効期限	No	日本語項目名
5	レコード区分	75	区分等－制度	11	作成更新日時	1	市町村保険者番号
6	被保険者証記号	76	区分等－学遠該当			2	データ区分
7	被保険者証番号	77	区分等－施設入所区分		被保険者マスタ証管理履歴テーブル	3	被保険者証記号
8	世帯番号	78	区分等－住居地保険者番号	No	日本語項目名	4	被保険者証番号
9	個人番号	79	区分等－自家診療医療機関	1	証管理履歴連番	5	世帯番号
10	表示用保険者番号	80	区分等－給付割合	2	被保険者証記号	6	行政区保険者番号
11	表示用被保険者証番号	81	区分等－国籍区分	3	被保険者証番号	7	旧市町村保険者変更日
12	旧番号情報－新保険者変更日	82	区分等－保険証回収日	4	表示用保険者番号	8	旧市町村保険者番号
13	旧番号情報－新保険者番号	83	区分等－適用除外承認日	5	表示用被保険者証番号	9	旧被保険者証記号
14	旧番号情報－新被保険者証記号	84	特例者－資格証明区分	6	世帯番号	10	旧被保険者証番号
15	旧番号情報－新被保険者証番号	85	特例者－長期区分	7	個人番号	11	旧世帯番号
16	旧番号情報－新世帯番号	86	特例者－原爆区分	8	証区分	12	旧番号有効日
17	旧番号情報－新個人番号	87	特例者－第三者区分	9	交付年月日	13	旧行政区保険者番号
18	旧番号情報－旧被保険者変更日	88	更新処理－当月異動区分	10	有効期限	14	世帯主氏名カナ
19	旧番号情報－旧被保険者番号	89	通称名－通称名漢字	11	発行期日	15	世帯主氏名漢字
20	旧番号情報－当初保険者番号	90	通称名－通称名カナ	12	被保険者証－世帯個人票区分	16	世帯主氏名カナＯＶＦ
21	旧番号情報－旧被保険者証記号	91	通称名－本名通称名区分コード	13	高齢証－一部負担金の割合	17	世帯主氏名漢字ＯＶＦ
22	旧番号情報－旧被保険者証番号	92	特例該当年月日７５歳到達	14	減額認定証－長期該当年月日	18	郵便番号管理用
23	旧番号情報－旧世帯番号	93	特例設定処理年月７５歳到達	15	特定疾病証－自己負担限度額	19	住所管理用
24	旧番号情報－旧個人番号	94	特例該当年月日被扶養者	16	特定疾病証－認定疾病名コード	20	番地管理用
25	旧番号情報－旧番号有効日	95	特例設定処理年月被扶養者	17	減免等証明書－証明区分	21	方書管理用
26	旧番号情報－旧個人番号有効日	96	介護保険被保険者番号	18	減免等証明書－割合	22	電話番号管理用
27	旧番号情報－表示用旧被保番号	97	社会保障カード番号	19	減免等証明書－開始年月日	23	住所管理用ＯＶＦ
28	直近情報－国保取得届出日	98	作成更新日時	20	減免等証明書－終了年月日	24	方書管理用ＯＶＦ
29	直近情報－国保取得年月日			21	作成更新日時	25	世帯主氏名カナ発送用
30	直近情報－国保取得事由		被保険者マスタ得喪履歴テーブル			26	世帯主氏名漢字発送用
31	直近情報－各県国保取得事由	No	日本語項目名		被保険者マスタ第三者履歴テーブル	27	世帯主氏名カナ発送用ＯＶＦ
32	直近情報－国保喪失届出日	1	個人得喪履歴連番	No	日本語項目名	28	世帯主氏名漢字発送用ＯＶＦ
33	直近情報－国保喪失年月日	2	被保険者証記号	1	第三者履歴連番	29	郵便番号発送用
34	直近情報－国保喪失事由	3	被保険者証番号	2	被保険者証記号	30	住所発送用
35	直近情報－各県国保喪失事由	4	個人番号	3	被保険者証番号	31	番地発送用
36	直近情報－退職続柄区分	5	表示用保険者番号	4	世帯番号	32	方書発送用

						世帯所得区分情報テーブル	
33	電話番号発送用	29	生年月日	26	本人との続柄	No	日本語項目名
34	住所発送用ＯＶＦ	30	性別	27	作成更新日時	1	市町村保険者番号
35	方書発送用ＯＶＦ	31	続柄			2	被保険者証記号
36	地区統計コードリスト出力用	32	氏名カナ発送用		資格情報個人異動履歴テーブル	3	被保険者証番号
37	行政区コードリスト出力用	33	氏名漢字発送用	No	日本語項目名	4	世帯番号
38	世帯区分	34	氏名カナ発送用ＯＶＦ	1	個人異動履歴連番	5	年度
39	予備１	35	氏名漢字発送用ＯＶＦ	2	被保険者証記号	6	所得区分
40	予備２	36	郵便番号発送用	3	被保険者証番号	7	高齢所得区分
41	予備３	37	住所発送用	4	宛名番号	8	予備１
42	予備４	38	番地発送用	5	異動届出日	9	予備２
43	予備５	39	方書発送用	6	異動年月日	10	予備３
44	予備６	40	電話番号発送用	7	異動事由	11	予備４
45	予備７	41	住所発送用ＯＶＦ	8	学遠該当	12	予備５
46	予備８	42	方書発送用ＯＶＦ	9	施設入所区分	13	予備６
47	予備９	43	住基転入前コード	10	住居地市町村保険者番号	14	予備７
48	予備１０	44	住基転出先コード	11	原爆区分	15	予備８
49	作成更新日時	45	住登外フラグ	12	作成更新日時	16	予備９
		46	性別抑止フラグ			17	予備１０
	資格情報世帯異動履歴テーブル	47	送付物抑止フラグ		資格情報個人被保証等履歴テーブル	18	作成更新日時
No	日本語項目名	48	予備１	No	日本語項目名		
1	世帯異動履歴連番	49	予備２	1	個人被保証等履歴連番		資格情報世帯加入履歴テーブル
2	被保険者証記号	50	予備３	2	被保険者証記号	No	日本語項目名
3	被保険者証番号	51	予備４	3	被保険者証番号	1	記号番号
4	異動届出日	52	予備５	4	宛名番号	2	世帯連番
5	異動年月日	53	予備６	5	証区分	3	世帯開始日
6	異動事由	54	予備７	6	交付年月日	4	世帯開始届出日
7	国保適用開始届出日	55	予備８	7	有効期限	5	世帯開始事由コード
8	国保適用開始年月日	56	予備９	8	適用年月日	6	世帯終了日
9	国保適用開始事由	57	予備１０	9	回収日	7	世帯終了届出日
10	国保適用終了届出日	58	被保険者証記号－券面記載	10	回収事由	8	世帯終了事由コード
11	国保適用終了年月日	59	被保険者証番号－券面記載	11	作成更新日時	9	開始世帯主連番
12	国保適用終了事由	60	氏名漢字－券面記載			10	開始世帯主世帯被保連番
13	国保適用変更届出日	61	氏名カナ－券面記載		資格情報個人高齢受給者証履歴テーブル	11	最新世帯主連番
14	国保適用変更年月日	62	氏名漢字その他	No	日本語項目名	12	最新世帯主世帯被保連番
15	国保適用変更事由	63	氏名カナその他	1	個人高齢受給者証履歴連番	13	履歴フラグ
16	世帯主宛名番号	64	氏名漢字ＯＶＦ－券面記載	2	被保険者証記号	14	作成更新日時
17	世帯主区分	65	氏名カナＯＶＦ－券面記載	3	被保険者証番号		
18	旧世帯主宛名番号	66	氏名漢字その他ＯＶＦ	4	宛名番号		資格得喪日テーブル
19	作成更新日時	67	氏名カナその他ＯＶＦ	5	交付年月日	No	日本語項目名
		68	性別裏面フラグ	6	有効期限	1	市町村保険者番号
	資格情報個人基本情報テーブル	69	自己情報提供不可フラグ	7	発効期日	2	被保険者証記号
No	日本語項目名	70	作成更新日時	8	一部負担金割合	3	被保険者証番号
1	市町村保険者番号			9	回収日	4	世帯番号
2	データ区分		資格情報個人得喪履歴テーブル	10	回収事由	5	宛名番号
3	被保険者証記号	No	日本語項目名	11	作成更新日時	6	更新連番
4	被保険者証番号	1	個人得喪履歴連番			7	国保資格取得届出日
5	世帯番号	2	被保険者証記号		資格情報個人各種証履歴テーブル	8	国保資格取得年月日
6	宛名番号	3	被保険者証番号	No	日本語項目名	9	国保資格取得事由
7	個人番号マイナンバー	4	宛名番号	1	個人各種証履歴連番	10	国保資格喪失届出日
8	予備	5	国保適用開始届出日	2	被保険者証記号	11	国保資格喪失年月日
9	市町村被保険者ＩＤ	6	国保適用開始年月日	3	被保険者証番号	12	国保資格喪失事由
10	行政区保険者番号	7	国保適用開始事由	4	宛名番号	13	予備１
11	旧市町村保険者変更日	8	国保適用終了届出日	5	証区分	14	予備２
12	旧市町村保険者番号	9	国保適用終了年月日	6	交付年月日	15	予備３
13	旧被保険者証記号	10	国保適用終了事由	7	有効期限	16	予備４
14	旧被保険者証番号	11	国保適用変更届出日	8	発効期日	17	予備５
15	旧世帯番号	12	国保適用変更年月日	9	回収日	18	予備６
16	旧宛名番号	13	国保適用変更事由	10	回収事由	19	予備７
17	旧番号有効日	14	国保資格取得届出日	11	限度額適用区分	20	予備８
18	旧宛名番号有効日	15	国保資格取得年月日	12	長期入院該当年月日	21	予備９
19	旧行政区保険者番号	16	国保資格取得事由	13	自己負担限度額	22	予備１０
20	氏名カナ	17	国保資格喪失届出日	14	認定疾病名コード	23	作成更新日時
21	氏名漢字	18	国保資格喪失年月日	15	減免等証明－証明区分		
22	通称名カナ	19	国保資格喪失事由	16	減免等証明－割合		資格得喪日履歴テーブル
23	通称名漢字	20	保険証回収日	17	減免等証明－開始年月日	No	日本語項目名
24	本名通称名区分コード	21	保険証回収事由	18	減免等証明－終了年月日	1	市町村保険者番号
25	氏名カナＯＶＦ	22	給付開始年月日	19	作成更新日時	2	被保険者証記号
26	氏名漢字ＯＶＦ	23	給付終了年月日			3	被保険者証番号
27	通称名カナＯＶＦ	24	制度			4	世帯番号
28	通称名漢字ＯＶＦ	25	退職本人コード			5	宛名番号

設計書-国保資格【7／8】

6	更新連番	8	ＯＰ日時	52	旧離脱事由コード	3	世帯被保連番
7	国保資格取得届出日	9	ＯＰ事由コード	53	旧取得日	4	加入日
8	国保資格取得年月日	10	所属コード	54	旧取得届出日	5	離脱日
9	国保資格取得事由			55	旧取得事由コード	6	更新区分
10	国保資格喪失届出日		世帯継続設定履歴テーブル	56	旧退職取得日	7	年度
11	国保資格喪失年月日	No	日本語項目名	57	旧退職取得届出日	8	若年前期区分１
12	国保資格喪失事由	1	記号番号	58	旧退職取得事由コード	9	課税区分１
13	予備１	2	更新連番	59	旧退職該当更新連番	10	負担区分１
14	予備２	3	前記号番号	60	旧退職区分	11	若年前期区分２
15	予備３	4	後記号番号	61	旧退職本人個人番号	12	課税区分２
16	予備４	5	予備１	62	旧退職本人世帯被保連番	13	負担区分２
17	予備５	6	予備２	63	旧退職本人退職該当連番	14	若年前期区分３
18	予備６	7	ＯＰ番号	64	旧退職該当日	15	課税区分３
19	予備７	8	ＯＰ日時	65	旧退職該当届出日	16	負担区分３
20	予備８	9	ＯＰ事由コード	66	旧退職該当事由コード	17	若年前期区分４
21	予備９	10	所属コード	67	旧退職非該当日	18	課税区分４
22	予備１０			68	旧退職非該当届出日	19	負担区分４
23	作成更新日時		職権回復ワークテーブル	69	旧退職非該当事由コード	20	若年前期区分５
		No	日本語項目名	70	国保資格変更日	21	課税区分５
	被保険者IDテーブル	1	ＯＰ番号	71	国保続柄変更日	22	負担区分５
No	日本語項目名	2	ＯＰ枝番	72	世帯主資格区分	23	若年前期区分６
1	市町村保険者番号	3	ＯＰ日時	73	世帯主更新連番	24	課税区分６
2	被保険者証記号	4	ＯＰ事由コード	74	世帯主開始日	25	負担区分６
3	被保険者証番号	5	ＯＰ種別コード	75	世帯主終了日	26	若年前期区分７
4	世帯番号	6	所属コード	76	旧世帯主更新連番	27	課税区分７
5	宛名番号	7	記号番号	77	旧世帯主開始日	28	負担区分７
6	更新連番	8	課税識別番号	78	旧世帯主終了日	29	若年前期区分８
7	市町村被保険者ＩＤ	9	個人番号	79	国保取得変更フラグ	30	課税区分８
8	予備１	10	世帯被保連番	80	世帯加入変更フラグ	31	負担区分８
9	予備２	11	退職該当連番	81	世帯離脱変更フラグ	32	若年前期区分９
10	予備３	12	世帯被保更新連番	82	国保資格変更フラグ	33	課税区分９
11	予備４	13	国保続柄コード１	83	国保続柄変更フラグ	34	負担区分９
12	予備５	14	国保続柄コード２	84	退職取得変更フラグ	35	若年前期区分１０
13	予備６	15	国保続柄コード３	85	退職該当変更フラグ	36	課税区分１０
14	予備７	16	国保続柄コード４	86	退職非該当変更フラグ	37	負担区分１０
15	予備８	17	資格区分	87	強制修正フラグ	38	若年前期区分１１
16	予備９	18	加入日	88	加入期間変更フラグ	39	課税区分１１
17	予備１０	19	加入届出日	89	加入期間作成フラグ	40	負担区分１１
18	作成更新日時	20	加入事由コード	90	加入期間削除フラグ	41	若年前期区分１２
		21	離脱日	91	加入期間回復フラグ	42	課税区分１２
	被保険者ID履歴テーブル	22	離脱届出日	92	加入項目変更フラグ	43	負担区分１２
No	日本語項目名	23	離脱事由コード	93	退職期間変更フラグ	44	作成更新日時
1	市町村保険者番号	24	取得日	94	退職期間作成フラグ		
2	被保険者証記号	25	取得届出日	95	退職期間削除フラグ		
3	被保険者証番号	26	取得事由コード	96	退職期間回復フラグ		
4	世帯番号	27	退職取得日	97	退職項目変更フラグ		
5	宛名番号	28	退職取得届出日	98	世帯主期間変更フラグ		
6	更新連番	29	退職取得事由コード	99	世帯主期間作成フラグ		
7	市町村被保険者ＩＤ	30	退職該当更新連番	100	世帯主期間削除フラグ		
8	予備１	31	退職区分	101	世帯主期間回復フラグ		
9	予備２	32	退職本人個人番号	102	変更フラグ１		
10	予備３	33	退職本人世帯被保連番	103	変更フラグ２		
11	予備４	34	退職本人退職該当連番	104	変更フラグ３		
12	予備５	35	退職該当日	105	変更フラグ４		
13	予備６	36	退職該当届出日	106	変更フラグ５		
14	予備７	37	退職該当事由コード				
15	予備８	38	退職非該当日		資格情報個人各種証履歴２テーブル		
16	予備９	39	退職非該当届出日	No	日本語項目名		
17	予備１０	40	退職非該当事由コード	1	個人各種証履歴２連番		
18	作成更新日時	41	旧世帯被保更新連番	2	被保険者証記号		
		42	旧国保続柄コード１	3	被保険者証番号		
	世帯継続設定テーブル	43	旧国保続柄コード２	4	宛名番号		
No	日本語項目名	44	旧国保続柄コード３	5	個人各種証履歴連番		
1	記号番号	45	旧国保続柄コード４	6	有効終了年月日		
2	更新連番	46	旧資格区分	7	作成更新日時		
3	前記号番号	47	旧加入日				
4	後記号番号	48	旧加入届出日		重心課税区分テーブル		
5	予備１	49	旧加入事由コード	No	日本語項目名		
6	予備２	50	旧離脱日	1	記号番号		
7	ＯＰ番号	51	旧離脱届出日	2	個人番号		

設計書-国保資格【8／8】

登録申請解除管理テーブル							
No	日本語項目名						
1	記号番号						
2	宛名番号						
3	登録連番						
4	利用登録区分						
5	利用登録更新日時						
6	利用登録更新所属コード						
7	申請区分						
8	申請届出日						
9	申請区分更新日時						
10	申請区分更新所属コード						
11	情報抽出年月日						
12	保険者通知年月日						
13	初回登録状態						
14	初回登録実施日						
15	初回登録解除日						
16	初回登録解除区分						
17	証明書有効期限状態フラグ						
18	不同意該当フラグ						
19	予備１						
20	予備２						
21	予備３						
22	予備４						
23	予備５						
24	削除フラグ						
25	ＯＰ番号						
26	ＯＰ日時						
27	ＯＰ事由コード						
28	所属コード						

設計書-国保賦課【1／4】

賦課テーブル							
No	日本語項目名	70	軽減区分１０	140	支援給与特別控除額	210	介護退職資産割被保数
1	課税年度	71	軽減判定人数１０	141	支援基礎控除	211	介護退職総所得金額
2	課税識別番号	72	軽減区分１１	142	支援所得割額	212	介護退職基準所得
3	主個人番号	73	軽減判定人数１１	143	支援資産割額	213	介護退職合計所得金額
4	納付義務者連番	74	軽減区分１２	144	支援均等割額	214	介護退職固定資産税額
5	連番	75	軽減判定人数１２	145	支援平等割額	215	介護退職給与特別控除額
6	最終主個人番号	76	軽減判定所得	146	支援平等割月数	216	介護退職基礎控除
7	履歴フラグ	77	軽減判定月	147	支援算出合計	217	介護退職所得割額
8	調定年度	78	軽減事由	148	支援算出税額	218	介護退職資産割額
9	更正年度	79	軽減取消月	149	支援軽減均等割額	219	介護退職均等割額
10	処理期	80	軽減取消事由	150	支援軽減平等割額	220	介護退職平等割額
11	更正事由コード１	81	基礎被保数	151	支援限度超過額	221	介護退職平等割月数
12	更正年月日１	82	基礎有資格者数	152	支援端数	222	介護退職算出合計
13	更正事由コード２	83	基礎有所得者数	153	支援年税額	223	介護退職算出税額
14	更正年月日２	84	基礎所得割被保数	154	支援減免額	224	介護退職軽減均等割額
15	更正事由コード３	85	基礎資産割被保数	155	支援納付額	225	介護退職軽減平等割額
16	更正年月日３	86	基礎総所得金額	156	支援退職被保数	226	介護退職限度超過額
17	更正事由コード４	87	基礎基準所得	157	支援退職有資格者数	227	介護退職端数
18	更正年月日４	88	基礎合計所得金額	158	支援退職有所得者数	228	介護退職年税額
19	更正事由コード５	89	基礎固定資産税額	159	支援退職所得割被保数	229	介護退職減免額
20	更正年月日５	90	基礎給与特別控除額	160	支援退職資産割被保数	230	介護退職納付額
21	擬制世帯区分	91	基礎基礎控除	161	支援退職総所得金額	231	住民税額
22	世帯状況区分	92	基礎所得割額	162	支援退職基準所得	232	基礎住民税額
23	擬制世帯区分－４月１日	93	基礎資産割額	163	支援退職合計所得金額	233	支援住民税額
24	世帯状況区分－４月１日	94	基礎均等割額	164	支援退職固定資産税額	234	介護住民税額
25	擬制世帯区分１	95	基礎平等割額	165	支援退職給与特別控除額	235	基礎有資格者住民税額
26	世帯状況区分１	96	基礎平等割月数	166	支援退職基礎控除	236	基礎退職有資格者住民税額
27	擬制世帯区分２	97	基礎算出合計	167	支援退職所得割額	237	支援有資格者住民税額
28	世帯状況区分２	98	基礎算出税額	168	支援退職資産割額	238	支援退職有資格者住民税額
29	擬制世帯区分３	99	基礎軽減均等割額	169	支援退職均等割額	239	介護有資格者住民税額
30	世帯状況区分３	100	基礎軽減平等割額	170	支援退職平等割額	240	介護退職有資格者住民税額
31	擬制世帯区分４	101	基礎限度超過額	171	支援退職平等割月数	241	通知書番号
32	世帯状況区分４	102	基礎端数	172	支援退職算出合計	242	賦課処理日
33	擬制世帯区分５	103	基礎年税額	173	支援退職算出税額	243	賦課処理事由
34	世帯状況区分５	104	基礎減免額	174	支援退職軽減均等割額	244	作成更新日
35	擬制世帯区分６	105	基礎納付額	175	支援退職軽減平等割額	245	排他フラグ
36	世帯状況区分６	106	基礎退職被保数	176	支援退職限度超過額	246	所属コード
37	擬制世帯区分７	107	基礎退職有資格者数	177	支援退職端数	247	平等割半額世帯フラグ
38	世帯状況区分７	108	基礎退職有所得者数	178	支援退職年税額	248	平等割半額世帯判定月
39	擬制世帯区分８	109	基礎退職所得割被保数	179	支援退職減免額	249	予備１
40	世帯状況区分８	110	基礎退職資産割被保数	180	支援退職納付額	250	予備２
41	擬制世帯区分９	111	基礎退職総所得金額	181	介護被保数	251	予備３
42	世帯状況区分９	112	基礎退職基準所得	182	介護有資格者数	252	予備１
43	擬制世帯区分１０	113	基礎退職合計所得金額	183	介護有所得者数	253	予備２
44	世帯状況区分１０	114	基礎退職固定資産税額	184	介護所得割被保数	254	予備３
45	擬制世帯区分１１	115	基礎退職給与特別控除額	185	介護資産割被保数		
46	世帯状況区分１１	116	基礎退職基礎控除	186	介護総所得金額	期別賦課テーブル	
47	擬制世帯区分１２	117	基礎退職所得割額	187	介護基準所得	No	日本語項目名
48	世帯状況区分１２	118	基礎退職資産割額	188	介護合計所得金額	1	課税年度
49	世帯未申告フラグ	119	基礎退職均等割額	189	介護固定資産税額	2	課税識別番号
50	軽減区分－４月１日	120	基礎退職平等割額	190	介護給与特別控除額	3	主個人番号
51	軽減判定人数－４月１日	121	基礎退職平等割月数	191	介護基礎控除	4	納付義務者連番
52	軽減区分１	122	基礎退職算出合計	192	介護所得割額	5	連番
53	軽減判定人数１	123	基礎退職算出税額	193	介護資産割額	6	調定年度
54	軽減区分２	124	基礎退職軽減均等割額	194	介護均等割額	7	最終主個人番号
55	軽減判定人数２	125	基礎退職軽減平等割額	195	介護平等割額	8	履歴フラグ
56	軽減区分３	126	基礎退職限度超過額	196	介護平等割月数	9	基礎１期期割額
57	軽減判定人数３	127	基礎退職端数	197	介護算出合計	10	基礎２期期割額
58	軽減区分４	128	基礎退職年税額	198	介護算出税額	11	基礎３期期割額
59	軽減判定人数４	129	基礎退職減免額	199	介護軽減均等割額	12	基礎４期期割額
60	軽減区分５	130	基礎退職納付額	200	介護軽減平等割額	13	基礎５期期割額
61	軽減判定人数５	131	支援被保数	201	介護限度超過額	14	基礎６期期割額
62	軽減区分６	132	支援有資格者数	202	介護端数	15	基礎７期期割額
63	軽減判定人数６	133	支援有所得者数	203	介護年税額	16	基礎８期期割額
64	軽減区分７	134	支援所得割被保数	204	介護減免額	17	基礎９期期割額
65	軽減判定人数７	135	支援資産割被保数	205	介護納付額	18	基礎１０期期割額
66	軽減区分８	136	支援総所得金額	206	介護退職被保数	19	基礎１１期期割額
67	軽減判定人数８	137	支援基準所得	207	介護退職有資格者数	20	基礎１２期期割額
68	軽減区分９	138	支援合計所得金額	208	介護退職有所得者数	21	基礎１３期期割額
69	軽減判定人数９	139	支援固定資産税額	209	介護退職所得割被保数	22	基礎１４期期割額

設計書-国保賦課【2／4】

				賦課被保テーブル			
23	基礎退職１期期割額	93	特徴基礎１期期割額	No	日本語項目名	70	軽減判定フラグ６
24	基礎退職２期期割額	94	特徴基礎２期期割額	1	課税年度	71	軽減判定日７
25	基礎退職３期期割額	95	特徴基礎３期期割額	2	課税識別番号	72	軽減判定フラグ７
26	基礎退職４期期割額	96	特徴基礎４期期割額	3	主個人番号	73	軽減判定日８
27	基礎退職５期期割額	97	特徴基礎５期期割額	4	納付義務者連番	74	軽減判定フラグ８
28	基礎退職６期期割額	98	特徴基礎６期期割額	5	連番	75	軽減判定日９
29	基礎退職７期期割額	99	特徴基礎退職１期期割額	6	個人番号	76	軽減判定フラグ９
30	基礎退職８期期割額	100	特徴基礎退職２期期割額	7	履歴フラグ	77	軽減判定日１０
31	基礎退職９期期割額	101	特徴基礎退職３期期割額	8	被保更正事由コード１	78	軽減判定フラグ１０
32	基礎退職１０期期割額	102	特徴基礎退職４期期割額	9	更正年月日１	79	軽減判定日１１
33	基礎退職１１期期割額	103	特徴基礎退職５期期割額	10	更正届出年月日１	80	軽減判定フラグ１１
34	基礎退職１２期期割額	104	特徴基礎退職６期期割額	11	被保更正事由コード２	81	軽減判定日１２
35	基礎退職１３期期割額	105	特徴支援１期期割額	12	更正年月日２	82	軽減判定フラグ１２
36	基礎退職１４期期割額	106	特徴支援２期期割額	13	更正届出年月日２	83	基礎加入月数
37	支援１期期割額	107	特徴支援３期期割額	14	被保更正事由コード３	84	基礎所得割額
38	支援２期期割額	108	特徴支援４期期割額	15	更正年月日３	85	基礎資産割額
39	支援３期期割額	109	特徴支援５期期割額	16	更正届出年月日３	86	基礎均等割額
40	支援４期期割額	110	特徴支援６期期割額	17	資格区分	87	基礎平等割額
41	支援５期期割額	111	特徴支援退職１期期割額	18	退職区分	88	基礎軽減均等割額
42	支援６期期割額	112	特徴支援退職２期期割額	19	資格区分－４月１日	89	基礎軽減平等割額
43	支援７期期割額	113	特徴支援退職３期期割額	20	退職区分－４月１日	90	基礎退職加入月数
44	支援８期期割額	114	特徴支援退職４期期割額	21	資格区分１	91	基礎退職所得割額
45	支援９期期割額	115	特徴支援退職５期期割額	22	介護区分１	92	基礎退職資産割額
46	支援１０期期割額	116	特徴支援退職６期期割額	23	退職区分１	93	基礎退職均等割額
47	支援１１期期割額	117	特徴介護１期期割額	24	資格区分２	94	基礎退職平等割額
48	支援１２期期割額	118	特徴介護２期期割額	25	介護区分２	95	基礎退職軽減均等割額
49	支援１３期期割額	119	特徴介護３期期割額	26	退職区分２	96	基礎退職軽減平等割額
50	支援１４期期割額	120	特徴介護４期期割額	27	資格区分３	97	支援加入月数
51	支援退職１期期割額	121	特徴介護５期期割額	28	介護区分３	98	支援所得割額
52	支援退職２期期割額	122	特徴介護６期期割額	29	退職区分３	99	支援資産割額
53	支援退職３期期割額	123	特徴介護退職１期期割額	30	資格区分４	100	支援均等割額
54	支援退職４期期割額	124	特徴介護退職２期期割額	31	介護区分４	101	支援平等割額
55	支援退職５期期割額	125	特徴介護退職３期期割額	32	退職区分４	102	支援軽減均等割額
56	支援退職６期期割額	126	特徴介護退職４期期割額	33	資格区分５	103	支援軽減平等割額
57	支援退職７期期割額	127	特徴介護退職５期期割額	34	介護区分５	104	支援退職加入月数
58	支援退職８期期割額	128	特徴介護退職６期期割額	35	退職区分５	105	支援退職所得割額
59	支援退職９期期割額	129	１期納税義務番号	36	資格区分６	106	支援退職資産割額
60	支援退職１０期期割額	130	２期納税義務番号	37	介護区分６	107	支援退職均等割額
61	支援退職１１期期割額	131	３期納税義務番号	38	退職区分６	108	支援退職平等割額
62	支援退職１２期期割額	132	４期納税義務番号	39	資格区分７	109	支援退職軽減均等割額
63	支援退職１３期期割額	133	５期納税義務番号	40	介護区分７	110	支援退職軽減平等割額
64	支援退職１４期期割額	134	６期納税義務番号	41	退職区分７	111	介護加入月数
65	介護１期期割額	135	７期納税義務番号	42	資格区分８	112	介護所得割額
66	介護２期期割額	136	８期納税義務番号	43	介護区分８	113	介護資産割額
67	介護３期期割額	137	９期納税義務番号	44	退職区分８	114	介護均等割額
68	介護４期期割額	138	１０期納税義務番号	45	資格区分９	115	介護平等割額
69	介護５期期割額	139	１１期納税義務番号	46	介護区分９	116	介護軽減均等割額
70	介護６期期割額	140	１２期納税義務番号	47	退職区分９	117	介護軽減平等割額
71	介護７期期割額	141	１３期納税義務番号	48	資格区分１０	118	介護退職加入月数
72	介護８期期割額	142	１４期納税義務番号	49	介護区分１０	119	介護退職所得割額
73	介護９期期割額	143	特徴１期納税義務番号	50	退職区分１０	120	介護退職資産割額
74	介護１０期期割額	144	特徴２期納税義務番号	51	資格区分１１	121	介護退職均等割額
75	介護１１期期割額	145	特徴３期納税義務番号	52	介護区分１１	122	介護退職平等割額
76	介護１２期期割額	146	特徴４期納税義務番号	53	退職区分１１	123	介護退職軽減均等割額
77	介護１３期期割額	147	特徴５期納税義務番号	54	資格区分１２	124	介護退職軽減平等割額
78	介護１４期期割額	148	特徴６期納税義務番号	55	介護区分１２	125	住民税国保区分
79	介護退職１期期割額	149	通知書番号	56	退職区分１２	126	資産税国保区分
80	介護退職２期期割額	150	通知書発行有無	57	軽減判定日－４月１日	127	所得個人番号
81	介護退職３期期割額	151	通知書発行年月日	58	軽減判定フラグ－４月１日	128	資産税個人番号
82	介護退職４期期割額	152	作成更新日	59	軽減判定日１	129	国保所得連番
83	介護退職５期期割額	153	排他フラグ	60	軽減判定フラグ１	130	国保資産税連番
84	介護退職６期期割額	154	所属コード	61	軽減判定日２	131	所得更正事由コード
85	介護退職７期期割額	155	予備１	62	軽減判定フラグ２	132	申告区分
86	介護退職８期期割額	156	予備２	63	軽減判定日３	133	総所得金額
87	介護退職９期期割額	157	予備３	64	軽減判定フラグ３	134	旧ただし書所得
88	介護退職１０期期割額	158	予備１	65	軽減判定日４	135	軽減基準所得
89	介護退職１１期期割額	159	予備２	66	軽減判定フラグ４	136	賦課基準所得
90	介護退職１２期期割額	160	予備３	67	軽減判定日５	137	住民税額
91	介護退職１３期期割額			68	軽減判定フラグ５	138	住民税所得割
92	介護退職１４期期割額			69	軽減判定日６	139	住民税均等割

設計書-国保賦課【3／4】

				減免テーブル		年金連携テーブル	
140	合計所得金額	41	上場株等譲渡所得	No	日本語項目名	No	日本語項目名
141	固定資産税額	42	株報告書所得	1	課税年度	1	特徴対象年度
142	個人法人区分	43	分離先物取引所得	2	課税識別番号	2	捕捉年月
143	通知書番号	44	利子所得	3	主個人番号	3	課税識別番号
144	後期高齢者フラグ	45	配当所得	4	納付義務者連番	4	納付義務者連番
145	遡及限度日	46	不動産所得	5	連番	5	個人番号
146	作成更新日	47	営業所得	6	履歴フラグ	6	基礎年金番号
147	排他フラグ	48	農業所得	7	承認年月日	7	特別徴収義務者コード
148	所属コード	49	肉牛売却所得	8	減免区分	8	受給者連番
149	予備１	50	退職所得	9	減免事由	9	年金コード
150	予備２	51	総合短期譲渡所得	10	減免開始期	10	特徴対象判定日
151	予備３	52	総合長期譲渡所得	11	減免率	11	年齢判定結果
152	予備１	53	一時所得	12	減免額	12	世帯主判定結果
153	予備２	54	雑所得	13	作成更新日	13	世帯構成判定結果
154	予備３	55	純損失の繰越控除額	14	排他フラグ	14	２分の１判定結果
155	旧被扶養所得割減免額	56	雑損失の繰越控除額	15	所属コード	15	老年者数
156	旧被扶養均等割減免額	57	その他収入			16	若年者数
157	失業者対象区分	58	その他所得	軽減テーブル		17	資格区分
158	月別失業者対象区分－４月１日	59	その他控除	No	日本語項目名	18	７５歳到達予定日
159	月別失業者対象区分	60	基礎控除額	1	課税年度	19	賦課更正事由コード
160	総所得金額－軽減前	61	分離譲渡条文	2	課税識別番号	20	賦課更正年月日
161	旧ただし書所得－軽減前	62	旧ただし書き所得	3	主個人番号	21	特徴対象フラグ
162	軽減基準所得－軽減前	63	合計所得金額	4	納付義務者連番	22	特徴対象依頼フラグ
163	賦課基準所得－軽減前	64	簡申発送停止区分	5	連番	23	特徴依頼区分
164	住民税額－軽減前	65	作成更新日	6	履歴フラグ	24	特徴依頼結果
165	住民税所得割－軽減前	66	排他フラグ	7	異動年月日	25	特徴中止フラグ
166	住民税均等割－軽減前	67	所属コード	8	申請区分	26	特徴中止依頼フラグ
		68	特定支出控除額	9	申請年月日	27	特徴中止依頼結果
国保所得テーブル		69	特定居住損	10	軽減区分	28	特徴中止依頼年月
No	日本語項目名	70	土地事業純損失	11	軽減基準所得	29	特徴中止依頼事由
1	課税年度	71	分離短期譲渡純損失	12	軽減判定人数	30	特徴中止異動日
2	個人番号	72	分離長期譲渡純損失	13	軽減判定日	31	特徴中止事由
3	連番	73	特定居住用繰越損失	14	作成更新日	32	特徴中止日
4	履歴フラグ	74	株式譲渡純損失	15	排他フラグ	33	普徴取消事由
5	削除フラグ	75	特定上場株式純損失	16	所属コード	34	普徴取消日
6	所得把握区分	76	先物取引純損失			35	仮徴収額変更通知年月
7	所得更正年月日	77	山林所得純損失	年金受給者テーブル		36	仮徴収額変更通知区分
8	調交用申告区分	78	分離配当所得	No	日本語項目名	37	仮徴収額変更通知結果
9	簡易申告状況区分	79	分離配当から引く繰越損失	1	特徴対象年度	38	特徴１期天引結果
10	所得回答状況区分	80	軽減基準所得額－軽減後	2	捕捉年月	39	特徴２期天引結果
11	所得照会状況区分	81	賦課基準所得額－軽減後	3	個人番号	40	特徴３期天引結果
12	照会書発行年月日	82	総所得金額－軽減後	4	特別徴収義務者コード	41	特徴４期天引結果
13	老年者区分	83	年税額－軽減後	5	基礎年金番号	42	特徴５期天引結果
14	国保優先区分	84	住民税所得割市町村－軽減後	6	連番	43	特徴６期天引結果
15	総所得金額	85	住民税所得割都道府県－軽減後	7	年金コード	44	特徴天引不能年月
16	年税額	86	住民税均等割市町村－軽減後	8	生年月日	45	特徴天引不能事由
17	課税標準額	87	住民税均等割都道府県－軽減後	9	性別	46	徴収方法区分
18	住民税所得割市町村	88	旧ただし書き所得－軽減後	10	カナ氏名－ＮＣ	47	特徴依頼年月
19	住民税所得割都道府県	89	給与所得－軽減後	11	特徴対象者情報	48	特徴開始年月
20	住民税均等割市町村	90	予備１	12	介護被保険者番号	49	特徴終了年月
21	住民税均等割都道府県	91	予備２	13	個人コード－区分	50	特徴中止年月
22	軽減基準所得額	92	予備３	14	個人コード－個人番号	51	個人法人区分
23	賦課基準所得額	93	予備４	15	介護住所地特例	52	施設入所区分
24	給与年収	94	予備５	16	介護捕捉年月日	53	特徴１０月徴収額
25	事業専従者給与額	95	予備６	17	介護待機フラグ	54	特徴１２月徴収額
26	事業専従者控除額	96	予備７	18	予備	55	特徴０２月徴収額
27	給与所得	97	予備８	19	介護年間保険料額	56	特徴０４月徴収額
28	給与所得一般	98	予備９	20	介護期別保険料額１	57	特徴０６月徴収額
29	給与特別控除額	99	予備１０	21	介護期別保険料額２	58	特徴０８月徴収額
30	公的年金等収入	100	予備１	22	介護取込区分	59	特徴０６月変更前
31	公的年金等所得	101	予備２	23	介護国保相違区分	60	特徴０８月変更前
32	公的年金等特別控除額	102	予備３	24	個人法人区分	61	年金支給額
33	山林所得	103	予備４	25	国保住所地特例	62	翌年度基礎仮徴収額
34	分離短期譲渡所得	104	予備５	26	特徴対象フラグ	63	翌年度基礎退職仮徴収額
35	分離長期譲渡所得	105	予備６	27	作成更新日	64	翌年度支援仮徴収額
36	分離短期譲渡所得特別控除前	106	予備７	28	排他フラグ	65	翌年度支援退職仮徴収額
37	分離長期譲渡所得特別控除前	107	予備８	29	所属コード	66	翌年度介護仮徴収額
38	土地の譲渡等にかかる事業所得等	108	予備９			67	翌年度介護退職仮徴収額
39	超短期土地等事業所得等	109	予備１０			68	介護年間保険料額
40	株式等にかかる譲渡所得等					69	介護期別保険料額１

		産前産後テーブル					
70	介護期別保険料額２	No	日本語項目名				
71	介護取込区分	1	個人番号				
72	介護国保相違区分	2	産前産後対象者連番				
73	バッチ処理区分	3	削除フラグ				
74	バッチ処理対象異動日	4	申請区分				
75	通知書番号	5	申請受付日				
76	作成更新日	6	出産日				
77	排他フラグ	7	産前産後軽減開始年月				
78	所属コード	8	産前産後軽減終了年月				
79	予備１	9	作成更新日				
80	予備２	10	軽減開始異動年月				
81	予備３	11	所属コード				
82	納付方法確認通知フラグ	12	予備１				
83	予備１	13	予備２				
84	予備２						
85	予備３						
	年金連携履歴テーブル						
No	日本語項目名						
1	特徴対象年度						
2	捕捉年月						
3	基礎年金番号						
4	特別徴収義務者コード						
5	受給者連番						
6	連番						
7	年金コード						
8	課税識別番号						
9	納付義務者連番						
10	個人番号						
11	通知内容コード						
12	各種区分						
13	処理結果						
14	各種年月日						
15	金額１						
16	金額２						
17	金額３						
18	異動年月日						
19	賦課更正事由コード						
20	作成更新日						
21	排他フラグ						
22	所属コード						
	仮徴収テーブル						
No	日本語項目名						
1	課税年度						
2	課税識別番号						
3	納付義務者連番						
4	主個人番号						
5	調定年度						
6	基礎年金番号						
7	特別徴収義務者コード						
8	年金コード						
9	４月仮徴収額						
10	特徴基礎１期期割額						
11	特徴基礎退職１期期割額						
12	特徴支援１期期割額						
13	特徴支援退職１期期割額						
14	特徴介護１期期割額						
15	特徴介護退職１期期割額						
16	通知書番号						
17	通知書発行有無						
18	通知書発行年月日						
19	作成更新日						
20	排他フラグ						
21	所属コード						

設計書-国保統計【1／2】

統計被保テーブル							
No	日本語項目名	70	不動産所得	19	基礎有資格者数	89	支援端数
1	データ区分	71	営業所得	20	基礎有所得者数	90	支援年税額
2	課税年度	72	農業所得	21	基礎所得割被保数	91	支援減免額
3	課税識別番号	73	肉牛売却所得	22	基礎資産割被保数	92	支援納付額
4	主個人番号	74	退職所得	23	基礎総所得金額	93	支援退職被保数
5	個人番号	75	総短譲渡所得	24	基礎基準所得	94	支援退職有資格者数
6	資格区分	76	総長譲渡所得	25	基礎合計所得金額	95	支援退職有所得者数
7	加入日	77	一時所得	26	基礎固定資産税額	96	支援退職所得割被保数
8	加入届出日	78	雑所得	27	基礎給与特控額	97	支援退職資産割被保数
9	加入事由	79	純損失繰越控除額	28	基礎基礎控除	98	支援退職総所得金額
10	離脱日	80	雑損失繰越控除額	29	基礎所得割額	99	支援退職基準所得
11	離脱届出日	81	その他収入	30	基礎資産割額	100	支援退職合計所得金額
12	離脱事由	82	その他所得	31	基礎均等割額	101	支援退職固定資産税額
13	退職区分	83	その他控除	32	基礎平等割額	102	支援退職給与特控額
14	退職該当日	84	基礎控除額	33	基礎平等割月数	103	支援退職基礎控除
15	退職該当届出日	85	分離譲渡条文	34	基礎算出合計	104	支援退職所得割額
16	退職該当事由	86	旧ただし書き所得	35	基礎算出税額	105	支援退職資産割額
17	退職非該当日	87	合計所得金額	36	基礎軽減均等割額	106	支援退職均等割額
18	退職非該当届出日	88	特定支出控除額	37	基礎軽減平等割額	107	支援退職平等割額
19	退職非該当事由	89	特定居住損	38	基礎限度超過額	108	支援退職平等割月数
20	介護該当区分	90	土地事業純損失	39	基礎端数	109	支援退職算出合計
21	適用除外区分	91	分離短期譲渡純損失	40	基礎年税額	110	支援退職算出税額
22	生年月日	92	分離長期譲渡純損失	41	基礎減免額	111	支援退職軽減均等割額
23	個人法人区分	93	特定居住用繰越損失	42	基礎納付額	112	支援退職軽減平等割額
24	４０歳到達日	94	株式譲渡純損失	43	基礎退職被保数	113	支援退職限度超過額
25	６５歳到達日	95	特定上場株式純損失	44	基礎退職有資格者数	114	支援退職端数
26	適用除外事由	96	先物取引純損失	45	基礎退職有所得者数	115	支援退職年税額
27	適用除外開始日	97	山林所得純損失	46	基礎退職所得割被保数	116	支援退職減免額
28	適用除外開始届出日	98	予備１	47	基礎退職資産割被保数	117	支援退職納付額
29	適用除外終了日	99	予備２	48	基礎退職総所得金額	118	介護被保数
30	適用除外終了届出日	100	予備３	49	基礎退職基準所得	119	介護有資格者数
31	資格老年者区分	101	予備４	50	基礎退職合計所得金額	120	介護有所得者数
32	所得把握区分	102	予備５	51	基礎退職固定資産税額	121	介護所得割被保数
33	所得更正年月日	103	予備６	52	基礎退職給与特控額	122	介護資産割被保数
34	軽減未申告区分	104	予備７	53	基礎退職基礎控除	123	介護総所得金額
35	申告区分	105	予備８	54	基礎退職所得割額	124	介護基準所得
36	調交用申告区分	106	予備９	55	基礎退職資産割額	125	介護合計所得金額
37	老年者区分	107	予備１０	56	基礎退職均等割額	126	介護固定資産税額
38	国保優先区分	108	予備１	57	基礎退職平等割額	127	介護給与特控額
39	総所得金額	109	予備２	58	基礎退職平等割月数	128	介護基礎控除
40	年税額	110	予備３	59	基礎退職算出合計	129	介護所得割額
41	課税標準額	111	予備４	60	基礎退職算出税額	130	介護資産割額
42	民税所得割市町村	112	予備５	61	基礎退職軽減均等割額	131	介護均等割額
43	民税所得割都道府県	113	予備６	62	基礎退職軽減平等割額	132	介護平等割額
44	民税均等割市町村	114	予備７	63	基礎退職限度超過額	133	介護平等割月数
45	民税均等割都道府県	115	予備８	64	基礎退職端数	134	介護算出合計
46	軽減基準所得額	116	予備９	65	基礎退職年税額	135	介護算出税額
47	賦課基準所得額	117	予備１０	66	基礎退職減免額	136	介護軽減均等割額
48	給与年収	118	固定資産税額算定	67	基礎退職納付額	137	介護軽減平等割額
49	事業専従者給与額			68	支援被保数	138	介護限度超過額
50	事業専従者控除額	統計世帯テーブル		69	支援有資格者数	139	介護端数
51	給与所得	No	日本語項目名	70	支援有所得者数	140	介護年税額
52	給与所得一般	1	データ区分	71	支援所得割被保数	141	介護減免額
53	給与特控額	2	課税年度	72	支援資産割被保数	142	介護納付額
54	公的年金等収入	3	課税識別番号	73	支援総所得金額	143	介護退職被保数
55	公的年金等所得	4	主個人番号	74	支援基準所得	144	介護退職有資格者数
56	公的年金等特控額	5	擬制世帯区分	75	支援合計所得金額	145	介護退職有所得者数
57	山林所得	6	世帯状況区分	76	支援固定資産税額	146	介護退職所得割被保数
58	分短譲渡所得	7	介護世帯状況区分	77	支援給与特控額	147	介護退職資産割被保数
59	分長譲渡所得	8	世帯未申告Ｆ	78	支援基礎控除	148	介護退職総所得金額
60	分短譲渡所得特控前	9	軽減区分	79	支援所得割額	149	介護退職基準所得
61	分長譲渡所得特控前	10	軽減申請日	80	支援資産割額	150	介護退職合計所得金額
62	土地譲渡等事業所得	11	軽減基準所得	81	支援均等割額	151	介護退職固定資産税額
63	超短土地等事業所得	12	世帯非課税Ｆ	82	支援平等割額	152	介護退職給与特控額
64	株式等譲渡所得等	13	介護世帯非課税Ｆ	83	支援平等割月数	153	介護退職基礎控除
65	上場株等譲渡所得	14	限度超過Ｆ	84	支援算出合計	154	介護退職所得割額
66	株報告書所得	15	介護限度超過Ｆ	85	支援算出税額	155	介護退職資産割額
67	分離先物取引所得	16	納付義務者連番	86	支援軽減均等割額	156	介護退職均等割額
68	利子所得	17	軽減判定人数－Ｆ	87	支援軽減平等割額	157	介護退職平等割額
69	配当所得	18	基礎被保数	88	支援限度超過額	158	介護退職平等割月数

設計書-国保統計【2／2】

				統計減免退避テーブル			
159	介護退職算出合計	27	事業専従者控除額	No	日本語項目名	55	段階５４
160	介護退職算出税額	28	給与所得	1	データ区分	56	段階５５
161	介護退職軽減均等割額	29	給与所得一般	2	課税年度	57	段階５６
162	介護退職軽減平等割額	30	給与特控額	3	課税識別番号	58	段階５７
163	介護退職限度超過額	31	公的年金等収入	4	主個人番号	59	段階５８
164	介護退職端数	32	公的年金等所得	5	納付義務者連番	60	段階５９
165	介護退職年税額	33	公的年金等特控額	6	連番	61	段階６０
166	介護退職減免額	34	山林所得	7	承認年月日	62	段階６１
167	介護退職納付額	35	分短譲渡所得	8	減免区分	63	段階６２
168	住民税額	36	分長譲渡所得	9	減免事由	64	段階６３
169	基礎住民税額	37	分短譲渡所得特控前	10	減免開始期	65	段階６４
170	支援住民税額	38	分長譲渡所得特控前	11	減免率	66	段階６５
171	介護住民税額	39	土地譲渡等事業所得	12	減免額	67	段階６６
172	基礎有資格者住民税額	40	超短土地等事業所得			68	段階６７
173	基礎退職有資格者住民税額	41	株式等譲渡所得等	統計段階管理テーブル		69	段階６８
174	支援有資格者住民税額	42	上場株等譲渡所得	No	日本語項目名	70	段階６９
175	支援退職有資格者住民税額	43	株報告書所得	1	帳票コード	71	段階７０
176	介護有資格者住民税額	44	分離先物取引所得	2	段階１	72	段階７１
177	介護退職有資格者住民税額	45	利子所得	3	段階２	73	段階７２
178	世帯平等割半額区分	46	配当所得	4	段階３	74	段階７３
179	失業者対象世帯区分	47	不動産所得	5	段階４	75	段階７４
180	予備１	48	営業所得	6	段階５	76	段階７５
181	予備２	49	農業所得	7	段階６	77	段階７６
182	予備３	50	肉牛売却所得	8	段階７	78	段階７７
183	予備４	51	退職所得	9	段階８	79	段階７８
184	予備５	52	総短譲渡所得	10	段階９	80	段階７９
185	予備６	53	総長譲渡所得	11	段階１０	81	段階８０
186	予備７	54	一時所得	12	段階１１	82	段階８１
187	予備８	55	雑所得	13	段階１２	83	段階８２
188	予備９	56	純損失繰越控除額	14	段階１３	84	段階８３
189	予備１０	57	雑損失繰越控除額	15	段階１４	85	段階８４
190	予備１	58	その他収入	16	段階１５	86	段階８５
191	予備２	59	その他所得	17	段階１６	87	段階８６
192	予備３	60	その他控除	18	段階１７	88	段階８７
193	予備４	61	基礎控除額	19	段階１８	89	段階８８
194	予備５	62	分離譲渡条文	20	段階１９	90	段階８９
195	予備６	63	旧ただし書き所得	21	段階２０	91	段階９０
196	予備７	64	合計所得金額	22	段階２１	92	段階９１
197	予備８	65	簡申発送停止区分	23	段階２２	93	段階９２
198	予備９	66	特定支出控除額	24	段階２３	94	段階９３
199	予備１０	67	特定居住損	25	段階２４	95	段階９４
		68	土地事業純損失	26	段階２５	96	段階９５
統計所得退避テーブル		69	分離短期譲渡純損失	27	段階２６	97	段階９６
No	日本語項目名	70	分離長期譲渡純損失	28	段階２７	98	段階９７
1	データ区分	71	特定居住用繰越損失	29	段階２８	99	段階９８
2	課税年度	72	株式譲渡純損失	30	段階２９	100	段階９９
3	個人番号	73	特定上場株式純損失	31	段階３０	101	段階１００
4	連番	74	先物取引純損失	32	段階３１	102	作成更新日
5	所得把握区分	75	山林所得純損失	33	段階３２	103	排他フラグ
6	所得更正年月日	76	予備1	34	段階３３	104	所属コード
7	軽減未申告区分	77	予備2	35	段階３４		
8	申告区分	78	予備3	36	段階３５		
9	調交用申告区分	79	予備4	37	段階３６		
10	簡易申告状況区分	80	予備5	38	段階３７		
11	所得回答状況区分	81	予備6	39	段階３８		
12	所得照会状況区分	82	予備7	40	段階３９		
13	照会書発行年月日	83	予備8	41	段階４０		
14	老年者区分	84	予備9	42	段階４１		
15	国保優先区分	85	予備10	43	段階４２		
16	総所得金額	86	予備1	44	段階４３		
17	年税額	87	予備2	45	段階４４		
18	課税標準額	88	予備3	46	段階４５		
19	民税所得割市町村	89	予備4	47	段階４６		
20	民税所得割都道府県	90	予備5	48	段階４７		
21	民税均等割市町村	91	予備6	49	段階４８		
22	民税均等割都道府県	92	予備7	50	段階４９		
23	軽減基準所得額	93	予備8	51	段階５０		
24	賦課基準所得額	94	予備9	52	段階５１		
25	給与年収	95	予備10	53	段階５２		
26	事業専従者給与額			54	段階５３		

設計書-住基連携【1／2】

住記用異動累積テーブル							
No	日本語項目名	70	旧外国人在留期間終了日	140	新処理停止職員番号	30	旧世帯続柄２
1	個人番号	71	旧電話番号	141	新個人消除フラグ	31	旧世帯続柄３
2	届出日	72	旧行政区コード	142	新消除日	32	旧世帯続柄４
3	異動日	73	旧選挙区コード	143	新消除届出日	33	旧住民日
4	異動事由コード	74	旧小学校区コード	144	新消除事由コード	34	旧住民申請日
5	旧世帯番号	75	旧中学校区コード	145	新不詳区分	35	旧現住所町名コード
6	旧世帯識別番号	76	旧施設コード	146	新死亡日１	36	旧現住所番地コード
7	旧カナ氏名	77	旧異動受付フラグ	147	新死亡日２	37	旧現住所枝番コード
8	旧漢字氏名	78	旧異動受付端末名	148	新外国人国籍コード	38	旧現住所小枝番コード
9	旧生年月日	79	旧職員番号	149	新外国人カナ通称名	39	旧現住所枝番３コード
10	旧和暦生年月日	80	旧世帯消除フラグ	150	新外国人漢字通称名	40	旧現住所番地編集区分
11	旧登録生年月日	81	旧住民票コード	151	新外国人通称名区分	41	旧現住所
12	旧性別	82	旧予備１	152	新外国人通称名優先区分	42	旧現住所方書コード
13	旧続柄１	83	旧予備２	153	新外国人在留の資格コード	43	旧現住所方書
14	旧続柄２	84	旧予備３	154	新外国人在留期間開始日	44	旧現住所郵便番号
15	旧続柄３	85	旧予備４	155	新外国人在留期間終了日	45	旧現住所住定日
16	旧続柄４	86	旧予備５	156	新電話番号	46	旧現住所届出日
17	旧住民日	87	旧予備１	157	新行政区コード	47	旧消除フラグ
18	旧住民届出日	88	旧予備２	158	新選挙区コード	48	旧消除日
19	旧住民区分	89	旧予備３	159	新小学校区コード	49	旧消除届出日
20	旧カナ世帯主名	90	新世帯番号	160	新中学校区コード	50	旧消除事由コード
21	旧漢字世帯主名	91	新世帯識別番号	161	新施設コード	51	旧異動事由コード
22	旧現住所町名コード	92	新カナ氏名	162	新異動受付フラグ	52	旧異動届出日
23	旧現住所番地コード	93	新漢字氏名	163	新異動受付端末名	53	旧異動日
24	旧現住所枝番コード	94	新生年月日	164	新職員番号	54	旧登録年月日
25	旧現住所小枝番コード	95	新和暦生年月日	165	新世帯消除フラグ	55	旧国籍コード
26	旧現住所枝番３コード	96	新登録生年月日	166	新住民票コード	56	旧国籍
27	旧現住所番地編集区分	97	新性別	167	新予備１	57	旧在留の資格コード
28	旧現住所	98	新続柄１	168	新予備２	58	旧在留期間開始日
29	旧現住所方書コード	99	新続柄２	169	新予備３	59	旧在留期間終了日
30	旧現住所方書	100	新続柄３	170	新予備４	60	旧氏名フラグ
31	旧現住所郵便番号	101	新続柄４	171	新予備５	61	旧通称名区分
32	旧現住所住定日	102	新住民日	172	新予備１	62	旧処理停止日
33	旧現住所届出日	103	新住民届出日	173	新予備２	63	旧処理停止状態区分
34	旧前住所都道府県コード	104	新住民区分	174	新予備３	64	旧処理停止理由区分
35	旧前住所市区町村コード	105	新カナ世帯主名	175	端末名	65	旧処理停止メッセージ
36	旧前住所	106	新漢字世帯主名	176	作成更新日	66	旧処理停止期限
37	旧前住所方書	107	新現住所町名コード	177	作成更新時間	67	旧処理停止端末名
38	旧前住所郵便番号	108	新現住所番地コード			68	旧処理停止職員番号
39	旧前住所区分	109	新現住所枝番コード	外国人用異動累積テーブル		69	旧混合世帯番号
40	旧先住所都道府県コード	110	新現住所小枝番コード	No	日本語項目名	70	旧前先住所区分
41	旧先住所市区町村コード	111	新現住所枝番３コード	1	個人番号	71	旧前先住所都道府県コード
42	旧先住所	112	新現住所番地編集区分	2	届出日	72	旧前先住所市区町村コード
43	旧先住所方書	113	新現住所	3	異動日	73	旧前先住所
44	旧先住所郵便番号	114	新現住所方書コード	4	異動事由コード	74	旧前先住所方書
45	旧先住所区分	115	新現住所方書	5	旧世帯番号	75	旧前先住所郵便番号
46	旧本籍地	116	新現住所郵便番号	6	旧世帯識別番号	76	旧予備１
47	旧筆頭者名	117	新現住所住定日	7	旧世帯電話番号	77	旧予備２
48	旧備考	118	新現住所届出日	8	旧行政区コード	78	旧予備３
49	旧処理停止日	119	新前住所都道府県コード	9	旧選挙区コード	79	旧予備４
50	旧処理停止状態区分	120	新前住所市区町村コード	10	旧小学校区コード	80	旧予備５
51	旧処理停止理由区分	121	新前住所	11	旧中学校区コード	81	旧予備１
52	旧処理停止メッセージ	122	新前住所方書	12	旧施設コード	82	旧予備２
53	旧処理停止期限	123	新前住所郵便番号	13	旧異動受付フラグ	83	旧予備３
54	旧処理停止端末名	124	新前住所区分	14	旧異動受付端末名	84	新世帯番号
55	旧処理停止職員番号	125	新先住所都道府県コード	15	旧職員番号	85	新世帯識別番号
56	旧個人消除フラグ	126	新先住所市区町村コード	16	旧世帯消除フラグ	86	新世帯電話番号
57	旧消除日	127	新先住所	17	旧登録番号	87	新行政区コード
58	旧消除届出日	128	新先住所方書	18	旧カナ氏名	88	新選挙区コード
59	旧消除事由コード	129	新先住所郵便番号	19	旧漢字氏名	89	新小学校区コード
60	旧不詳区分	130	新先住所区分	20	旧カナ通称名	90	新中学校区コード
61	旧死亡日１	131	新本籍地	21	旧漢字通称名	91	新施設コード
62	旧死亡日２	132	新筆頭者名	22	旧生年月日	92	新異動受付フラグ
63	旧外国人国籍コード	133	新備考	23	旧みなし生年月日	93	新異動受付端末名
64	旧外国人カナ通称名	134	新処理停止日	24	旧性別	94	新職員番号
65	旧外国人漢字通称名	135	新処理停止状態区分	25	旧個人続柄１	95	新世帯消除フラグ
66	旧外国人通称名区分	136	新処理停止理由区分	26	旧個人続柄２	96	新登録番号
67	旧外国人通称名優先区分	137	新処理停止メッセージ	27	旧個人続柄３	97	新カナ氏名
68	旧外国人在留の資格コード	138	新処理停止期限	28	旧個人続柄４	98	新漢字氏名
69	旧外国人在留期間開始日	139	新処理停止端末名	29	旧世帯続柄１	99	新カナ通称名

設計書-住基連携【2／2】

		転出予定者テーブル					
100	新漢字通称名	No	日本語項目名				
101	新生年月日	1	個人番号				
102	新みなし生年月日	2	状態区分				
103	新性別	3	世帯番号				
104	新個人続柄１	4	新続柄コード１				
105	新個人続柄２	5	新続柄コード２				
106	新個人続柄３	6	新続柄コード３				
107	新個人続柄４	7	新続柄コード４				
108	新世帯続柄１	8	転出先住所都道府県コード				
109	新世帯続柄２	9	転出先住所市区町村コード				
110	新世帯続柄３	10	転出先住所				
111	新世帯続柄４	11	転出先住所方書				
112	新住民日	12	転出先住所郵便番号				
113	新住民申請日	13	転出先住所区分				
114	新現住所町名コード	14	転出予定日				
115	新現住所番地コード	15	消除届出日				
116	新現住所枝番コード	16	作成更新日				
117	新現住所小枝番コード	17	作成更新時間				
118	新現住所枝番３コード						
119	新現住所番地編集区分	名称管理テーブル					
120	新現住所	No	日本語項目名				
121	新現住所方書コード	1	コードＩＤ				
122	新現住所方書	2	キー値				
123	新現住所郵便番号	3	日本語名称				
124	新現住所住定日	4	日本語略称１				
125	新現住所届出日	5	日本語略称２				
126	新消除フラグ	6	英数字名称				
127	新消除日	7	状態区分				
128	新消除届出日	8	作成更新日				
129	新消除事由コード						
130	新異動事由コード	外国人コード管理テーブル					
131	新異動届出日	No	日本語項目名				
132	新異動日	1	コードＩＤ				
133	新登録年月日	2	コード				
134	新国籍コード	3	名称１				
135	新国籍	4	名称２				
136	新在留の資格コード	5	名称３				
137	新在留期間開始日	6	名称４				
138	新在留期間終了日	7	名称５				
139	新氏名フラグ	8	英数字名称１				
140	新通称名区分	9	英数字名称２				
141	新処理停止日	10	英数字名称３				
142	新処理停止状態区分	11	英数字名称４				
143	新処理停止理由区分	12	英数字名称５				
144	新処理停止メッセージ	13	使用区分				
145	新処理停止期限	14	備考				
146	新処理停止端末名	15	使用頻度				
147	新処理停止職員番号	16	作成更新日				
148	新混合世帯番号						
149	新前先住所区分						
150	新前先住所都道府県コード						
151	新前先住所市区町村コード						
152	新前先住所						
153	新前先住所方書						
154	新前先住所郵便番号						
155	新予備１						
156	新予備２						
157	新予備３						
158	新予備４						
159	新予備５						
160	新予備１						
161	新予備２						
162	新予備３						
163	端末ＩＤ						
164	職員コード						
165	作成更新日						
166	作成更新時間						

設計書-税連携【1／6】

住民税情報テーブル							
No	日本語項目名	70	住宅特定取得区分	140	総合短期譲渡必要経費	210	臨時所得
1	相当年度	71	送付発送フラグ	141	総合短期譲渡特別控除額	211	平均課税対象額
2	宛名番号	72	送付通知書区分	142	総合長期譲渡必要経費	212	平均課税調整所得
3	連番	73	送付通知書番号	143	総合長期譲渡特別控除額	213	平均課税特別所得
4	履歴フラグ	74	通知年月日	144	一時必要経費	214	総所得金額
5	削除フラグ	75	賦課－更新年月日	145	一時特別控除額	215	土地等事業
6	個基－生年月日	76	営業収入	146	変動経費	216	超短期事業
7	個基－前年１２月３１日年齢	77	農業収入	147	臨時経費	217	分短一般特前
8	個基－本年１月１日年齢	78	分離肉牛売却価額	148	土地等事業経費	218	分短軽減特前
9	個基－個人基本種別	79	免税収入	149	超短期事業経費	219	分長一般特前
10	個基－個人基本廃止理由	80	その他事業収入	150	分離短期一般譲渡経費	220	分長優良特前
11	個基－申告書発送区分	81	不動産収入	151	分離短期軽減譲渡経費	221	分長居住特前
12	個基－夫婦関連者区分コード	82	利子収入	152	分離長期一般譲渡経費	222	分離短期一般特別控除後－入力値
13	個基－夫婦関連者種別コード	83	配当収入	153	分離長期優良譲渡経費	223	分離短期軽減特別控除後－入力値
14	個基－夫婦関連者宛名番号	84	甲欄給与収入	154	分離長期居住譲渡経費	224	分離長期一般特別控除後－入力値
15	個基－夫婦関連者状態区分	85	その他給与収入	155	株式等譲渡経費	225	分離長期特定特別控除後－入力値
16	個基－扶養関連者区分コード	86	専従者給与収入	156	特定上場株式経費	226	分離長期軽課特別控除後－入力値
17	個基－扶養関連者種別コード	87	給与収入	157	特定口座株式経費	227	株式等譲渡所得
18	個基－扶養関連者宛名番号	88	公的年金収入	158	先物取引経費	228	特定上場株式所得
19	個基－扶養関連者状態区分	89	その他雑収入	159	山林経費	229	特定口座株式所得
20	個基－専従関連者区分コード	90	総合短期譲渡収入	160	山林特別控除額	230	先物取引所得
21	個基－専従関連者種別コード	91	総合長期譲渡収入	161	退職所得控除額	231	山林所得
22	個基－専従関連者宛名番号	92	一時収入	162	特徴年金所得控除額	232	退職所得
23	個基－専従関連者状態区分	93	変動収入	163	その他年金所得控除額	233	特徴年金所得
24	個基－更新年月日	94	臨時収入	164	内給与控除－特定支出加算分	234	その他年金所得
25	個基－予備	95	土地等事業雑収入	165	経費－予備１１	235	雑所得計－入力値
26	賦課－相当年度	96	超短期土地等事業収入	166	経費－予備１２	236	非課税－他所得
27	徴収区分	97	分離短期一般譲渡収入	167	経費－予備１３	237	非居住者特例所得
28	優先資料種別	98	分離短期軽減譲渡収入	168	経費－予備１４	238	特定居住用損失－通算
29	優先資料番号	99	分離長期一般譲渡収入	169	業務経費	239	分離配当所得
30	老年者区分	100	分離長期優良譲渡収入	170	扶養障害所得金額調整控除	240	国－分離配当所得
31	寡フ区分	101	分離長期居住譲渡収入	171	給与年金所得金額調整控除	241	分離譲渡－予備３
32	勤労学生区分	102	株式等譲渡収入	172	経費－予備１８	242	特例適用利子所得
33	本人障害区分	103	特定上場株式収入	173	経費－予備１９	243	特例適用配当所得
34	特別障害	104	特定口座株式収入	174	経費－予備２０	244	条約適用利子所得
35	同居特別障害	105	先物取引収入	175	経費－予備２１	245	条約適用配当所得
36	その他障害	106	山林収入	176	経費－予備２２	246	業務所得
37	控配区分	107	退職収入	177	経費－予備２３	247	所得－予備１６
38	特定扶養	108	特徴年金収入	178	経費－予備２４	248	所得－予備１７
39	老人扶養	109	その他年金収入	179	経費－予備２５	249	所得－予備１８
40	内同居老親	110	分離配当収入	180	営業等所得	250	所得－予備１９
41	その他扶養	111	無収入	181	農業所得	251	所得－予備２０
42	夫あり区分	112	収入－予備１１	182	分離肉牛売却所得	252	所得－予備２１
43	均等割区分	113	収入－予備１２	183	免税所得	253	所得－予備２２
44	生活扶助区分	114	収入－予備１３	184	その他事業所得	254	所得－予備２３
45	未成年者区分	115	収入－予備１４	185	不動産所得	255	所得－予備２４
46	青色区分	116	業務収入	186	利子所得	256	所得－予備２５
47	専従配偶有無	117	収入－予備１６	187	配当所得	257	控除判定合計所得
48	専従その他	118	収入－予備１７	188	国－配当所得	258	合計所得金額
49	専従者控除額	119	収入－予備１８	189	内配当控除適用外	259	総所得純損失
50	本人専従区分	120	収入－予備１９	190	国－内配当控除適用外	260	土地事業純損失
51	非課税コード	121	収入－予備２０	191	内証券投資信託	261	超短期純損失
52	所得割非課税措置サイン	122	収入－予備２１	192	国－内証券投資信託	262	分短一般純損失
53	更正事由	123	収入－予備２２	193	内一般外貨建投信	263	分短軽減純損失
54	減免理由コード	124	収入－予備２３	194	国－内一般外貨建投信	264	分長一般純損失
55	異動年月日	125	収入－予備２４	195	甲欄給与所得	265	分長優良純損失
56	不整合フラグ	126	収入－予備２５	196	専従者給与所得	266	分長居住純損失
57	所得割調整フラグ	127	営業必要経費	197	給与所得	267	株式譲渡純損失
58	平均課税適用フラグ	128	農業必要経費	198	公的年金所得	268	特定上場株式純損失
59	外国税額控除適用フラグ	129	分離肉牛売却経費	199	その他雑所得	269	先物取引純損失
60	同居特障控配フラグ	130	免税経費	200	雑所得計	270	特定居住用繰越損失
61	扶養関連者解除フラグ	131	その他事業経費	201	総合短期譲渡差引金額	271	山林所得純損失
62	事業所家屋敷課税区分	132	不動産必要経費	202	総合短期譲渡所得	272	分離配当から引く繰越損失
63	特定居住損区分	133	配当負債利子	203	総合長期譲渡差引金額	273	繰損控除－予備２
64	元老非該当フラグ	134	甲欄給与所得控除額	204	総合長期譲渡所得１の２前	274	繰損控除－予備１１
65	普徴締めフラグ	135	専従者給与所得控除額	205	一時所得差引金額	275	繰損控除－予備１２
66	税源移譲経過措置フラグ	136	給与所得控除額	206	一時所得１の２前	276	繰損控除－予備１３
67	年金締めフラグ	137	特定支出控除額	207	変動所得	277	繰損控除－予備１４
68	翌年仮徴収算出なしフラグ	138	年金所得控除額	208	過年変動所得	278	繰損控除－予備１５
69	申告特例寄附金区分	139	その他雑必要経費	209	過々年変動所得	279	繰損控除－予備１６

設計書-税連携【2／6】

280	繰損控除ー予備１７	350	国ー老年寡フ控除ー入力値	420	配当割控除２	490	新個人年金支払額
281	繰損控除ー予備１８	351	国ー老年者控除	421	株式等譲渡所得割額控除２	491	介護医療支払額
282	繰損控除ー予備１９	352	国ー寡フ控除	422	控除不足額２	492	扶養障害所得金額調整控除ー入力
283	繰損控除ー予備２０	353	国ー勤労学生障害者控除ー入力値	423	元老非該当所得割軽減額２	493	給与年金所得金額調整控除ー入力
284	繰損控除ー予備２１	354	国ー勤労学生控除	424	充当可能額２	494	年金所得以外の合計所得
285	繰損控除ー予備２２	355	国ー障害者控除	425	充当後税額２	495	金額予備７
286	繰損控除ー予備２３	356	国ー配偶者控除ー入力値	426	住宅借入金等特別控除額２	496	金額予備８
287	繰損控除ー予備２４	357	国ー配偶者控除	427	税源移譲減額２	497	金額予備９
288	繰損控除ー予備２５	358	国ー配偶者特別控除ー入力値	428	寄附金税額控除２	498	金額予備１０
289	雑損失	359	国ー配偶者特別控除	429	調整控除額３	499	区分予備１１
290	総所得金額等	360	国ー扶養控除ー入力値	430	配当控除３	500	区分予備１２
291	国ー総所得金額等ー計算値	361	国ー扶養控除	431	外国税額控除３	501	区分予備１３
292	総所得金額ー繰損後	362	国ーＡ１６所得控除計ー入力値	432	配当割控除３	502	区分予備２１
293	総短譲渡特別控除額ー収用	363	国ー地震保険料控除ー入力値	433	株式等譲渡所得割額控除３	503	区分予備２２
294	総長譲渡特別控除額ー収用	364	国ー地震保険料控除	434	控除不足額３	504	区分予備２３
295	分短一般特別控除額	365	国ー震災寄附金控除額ー入力値	435	元老非該当所得割軽減額３	505	区分予備３１
296	分短軽減特別控除額	366	国ー所得控除ー予備２	436	充当可能額３	506	区分予備３２
297	分長一般特別控除額	367	国ーひとり親控除ー入力値	437	充当後税額３	507	区分予備３３
298	分長優良特別控除額	368	国ーひとり親控除ー計算値	438	住宅借入金等特別控除額３	508	年少扶養
299	分長居住特別控除額	369	国ー基礎控除	439	税源移譲減額３	509	国ー基準所得税額ー入力値
300	山林特別控除額ー収用	370	国ー所得控除計ー入力値	440	寄附金税額控除３	510	国ー基準所得税額ー計算値
301	特別控除額ー予備１	371	国ー所得控除計	441	住宅借入金等特別控除額ー入	511	国ー復興特別所得税ー入力値
302	特別控除額ー予備２	372	課税総所得	442	公共寄附金支払額ー入	512	国ー復興特別所得税ー計算値
303	総短譲渡所得ー収用ー特控後	373	課税土地事業	443	他寄附金支払額ー入	513	国ー所得税及び復興税ー入力値
304	総長譲渡所得ー収用ー特控後	374	課税超短期	444	市ー条例寄附金支払額ー入	514	国ー所得税及び復興税ー計算値
305	分短一般所得ー特控後	375	課税分短一般	445	県ー条例寄附金支払額ー入	515	内均等割ー復興加算前１
306	分短軽減所得ー特控後	376	課税分短軽減	446	住宅借入金等特別控除可能額ー入	516	内均等割ー復興分１
307	分長一般所得ー特控後	377	課税分長一般	447	申告特例寄附金支払額	517	内均等割ー復興加算前２
308	分長優良所得ー特控後	378	課税分長優良	448	税控入力ー予備１	518	内均等割ー復興分２
309	分長居住所得ー特控後	379	課税分長居住	449	税控入力ー予備２	519	内均等割ー復興加算前３
310	山林所得ー収用ー特控後	380	課税株式譲渡	450	調整額１	520	内均等割ー復興分３
311	特別控除後ー予備１	381	課税上場株式	451	定率控除前所得割額１	521	居住開始年月日
312	特別控除後ー予備２	382	課税先物取引	452	定率控除額１	522	内寄附金税額控除ー申告特例分１
313	雑損控除	383	課税山林所得	453	減免前所得割１	523	内寄附金税額控除ー申告特例分２
314	医療費控除	384	課税退職所得	454	所得割減免額１	524	内寄附金税額控除ー申告特例分３
315	社会保険料控除	385	課税肉牛売却	455	所得割充当額１	525	医療費控除区分
316	小規企業共済等掛金控除	386	課税分離配当所得	456	所得割額１	526	同一生計配偶者区分
317	一般生保支払額	387	課税標準ー予備２	457	均等割軽減額１	527	ひとり親区分
318	個人年金支払額	388	課税標準ー予備１１	458	減免前均等割１	528	所得金額調整控除区分
319	長期損保支払額	389	課税標準ー予備１２	459	均等割減免額１	529	配当株式等の全部申告不要
320	短期損保支払額	390	課税標準ー予備１３	460	均等割充当額１	530	免除前森林環境税
321	配偶者合計所得	391	課税標準ー予備１４	461	均等割額１	531	森林環境税免除額
322	医療費差引負担額	392	課税標準ー予備１５	462	年税額１	532	内均等割ー森林加算前１
323	地震保険支払額	393	課税標準ー予備１６	463	調整額２	533	内均等割ー森林環境税１
324	国ー震災寄附金支払額	394	課税標準ー予備１７	464	定率控除前所得割額２	534	内均等割ー森林加算前２
325	共ー所得控除ー予備３	395	課税標準ー予備１８	465	定率控除額２	535	内均等割ー森林環境税２
326	生命保険料控除	396	課税標準ー予備１９	466	減免前所得割２	536	内均等割ー森林加算前３
327	損害保険料控除	397	課税標準ー予備２０	467	所得割減免額２	537	内均等割ー森林環境税３
328	寄附金支払額	398	課税標準ー予備２１	468	所得割充当額２	538	フラグ予備１１
329	寄附金控除	399	課税標準ー予備２２	469	所得割額２	539	フラグ予備１２
330	老年者控除	400	課税標準ー予備２３	470	均等割軽減額２	540	フラグ予備１３
331	寡フ控除	401	課税標準ー予備２４	471	減免前均等割２	541	フラグ予備１４
332	勤労学生控除	402	課税標準ー予備２５	472	均等割減免額２	542	フラグ予備１５
333	障害者控除	403	課税所得の合計金額	473	均等割充当額２	543	金額予備１１
334	配偶者控除	404	国ー課税所得の合計金額	474	均等割額２	544	金額予備１２
335	配偶者特別控除	405	調整控除額１	475	年税額２	545	金額予備１３
336	扶養控除	406	配当控除１	476	調整額３	546	金額予備１４
337	地震保険料控除	407	外国税額控除１	477	定率控除前所得割額３	547	金額予備１５
338	ひとり親控除	408	配当割控除１	478	定率控除額３	548	予備２
339	所得控除ー予備３	409	株式等譲渡所得割額控除１	479	減免前所得割３	549	業務固有区分予備１１
340	所得控除ー予備４	410	控除不足額１	480	所得割減免額３	550	業務固有区分予備１２
341	基礎控除	411	元老非該当所得割軽減額１	481	所得割充当額３	551	業務固有区分予備１３
342	所得控除計	412	充当可能額１	482	所得割額３	552	業務固有区分予備２１
343	国ー生命保険料控除ー入力値	413	充当後税額１	483	均等割軽減額３	553	業務固有区分予備２２
344	国ー生命保険料控除	414	住宅借入金等特別控除額１	484	減免前均等割３	554	業務固有区分予備２３
345	国ー損害保険料控除ー入力値	415	税源移譲減額１	485	均等割減免額３	555	業務固有区分予備３１
346	国ー損害保険料控除	416	寄附金税額控除１	486	均等割充当額３	556	業務固有区分予備３２
347	国ー寄附金支払額	417	調整控除額２	487	均等割額３	557	業務固有区分予備３３
348	国ー寄付金控除ー入力値	418	配当控除２	488	年税額３	558	業務固有区分予備８１
349	国ー寄付金控除	419	外国税額控除２	489	新一般生保支払額	559	業務固有数値予備１

設計書-税連携【3／6】

		賦課計算基礎値テーブル					
560	業務固有数値予備2	No	日本語項目名	70	都道府県速算控除1	140	分長一般市区町村以下
561	業務固有数値予備3	1	相当年度	71	都道府県課税標準額2	141	分長一般都道府県以下
562	自治体コード	2	基礎控除	72	都道府県税率2	142	分長一般国以下
563	更新年月日	3	配偶者控除一般	73	都道府県速算控除2	143	分長一般市区町村超
564	更新時間	4	配偶者控除老人	74	都道府県課税標準額3	144	分長一般都道府県超
565	排他フラグ	5	扶養控除一般	75	都道府県税率3	145	分長一般国超
566	所属コード	6	扶養控除老人	76	都道府県速算控除3	146	分長一般市区町村超2
		7	扶養控除同居老	77	都道府県課税標準額4	147	分長一般都道府県超2
	税連携システム管理テーブル	8	扶養控除同特	78	都道府県税率4	148	分長一般国超2
No	日本語項目名	9	扶養控除同特加算	79	都道府県速算控除4	149	分長特定市区町村以下
1	利用業務コード	10	扶養控除特定	80	都道府県課税標準額5	150	分長特定都道府県以下
2	運用年度	11	扶養控除特定同特	81	都道府県税率5	151	分長特定国以下
3	予備１	12	障害者控除普通	82	都道府県速算控除5	152	分長特定市区町村超
4	予備２	13	障害者控除特別	83	所ー基礎控除	153	分長特定都道府県超
5	予備１	14	寡婦控除	84	所ー配偶者控除一般	154	分長特定国超
6	予備２	15	寡婦加算控除	85	所ー配偶者控除老人	155	分長特定市区町村
7	更新年月日	16	寡夫控除	86	所ー扶養控除一般	156	分長特定都道府県
8	更新時間	17	勤労学生控除	87	所ー扶養控除老人	157	分長特定国
		18	老年者控除	88	所ー扶養控除同居老	158	分長軽課市区町村以下
	コード管理テーブル	19	生命保険控除額	89	所ー扶養控除同特	159	分長軽課都道府県以下
No	日本語項目名	20	一般生保控除額	90	所ー扶養控除同特加算	160	分長軽課国以下
1	コードＩＤ	21	個人年金分控除額	91	所ー扶養控除特定	161	分長軽課市区町村超
2	内部コード	22	損害保険料控除額	92	所ー扶養控除特定同特	162	分長軽課都道府県超
3	正式名称ーＮＣ	23	損保短期控除額	93	所ー障害者控除普通	163	分長軽課国超
4	略称１ーＮＣ	24	損保長期控除額	94	所ー障害者控除特別	164	分長一般市区町村加算
5	略称２ーＮＣ	25	障害者非課税限度額	95	所ー寡婦控除	165	分長一般都道府県加算
6	略称３ーＮＣ	26	未成年非課税限度額	96	所ー寡婦加算控除	166	分長一般国加算
7	計算項目フラグ	27	老年者非課税限度額	97	所ー寡夫控除	167	分長一般境界値
8	開始年度	28	寡婦非課税限度額	98	所ー勤労学生控除	168	分長一般市区町村加算2
9	終了年度	29	寡夫非課税限度額	99	所ー老年者控除	169	分長一般都道府県加算2
10	更新年月日	30	所得割調整基準額	100	所ー生命保険控除額	170	分長一般国加算2
11	更新時間	31	所得割調整加算額	101	所ー一般生保控除額	171	分長一般境界値2
12	自治体識別コード	32	老年者控除限度額	102	所ー個人年金分控除額	172	分長特定市区町村加算
13	収納過誤納事由	33	学生控除限度額	103	所ー損害保険料控除額	173	分長特定都道府県加算
		34	学生控除不労限度額	104	所ー損保短期控除額	174	分長特定国加算
		35	寡婦控除所得限度額	105	所ー損保長期控除額	175	分長特定境界値
		36	寡婦加算控除所得限度額	106	所ー配偶者所得額	176	分長軽課市区町村加算
		37	寡夫控除所得限度額	107	所ー配偶者特別控除額	177	分長軽課都道府県加算
		38	医療控除限度額	108	所ー住宅取得控除額	178	分長軽課国加算
		39	配偶者特別控除所得額	109	所ー青色特別控除額	179	分長軽課境界値
		40	配偶者特別控除額	110	所ー青色特控簡易	180	肉売価額市区町村
		41	配偶者扶養所得限度額	111	所ー寄付金限度率	181	肉売価額都道府県
		42	白専配偶者控除額	112	所ー寄付金差引限度額	182	肉売価額国
		43	白専その他控除額	113	所得税課税標準額1	183	有価証券市区町村
		44	総合譲渡特控限度額	114	所得税率1	184	有価証券都道府県
		45	一般所得特控限度額	115	所得税速算控除1	185	有価証券国
		46	山林所得特控限度額	116	所得税課税標準額2	186	超短土地比較率
		47	寄付金限度率	117	所得税率2	187	土地等比較率
		48	寄付金差引限度額	118	所得税速算控除2	188	分短一般比較率
		49	市区町村均等割	119	所得税課税標準額3	189	配当控除市控除率以下
		50	都道府県均等割	120	所得税率3	190	配当控除市控除率超
		51	均等割非課税限度額	121	所得税速算控除3	191	配当控除県控除率以下
		52	均等割非課税加算額	122	所得税課税標準額4	192	配当控除県控除率超
		53	市区町村課税標準額１	123	所得税率4	193	所ー配当控除率以下
		54	市区町村税率１	124	所得税速算控除4	194	所ー配当控除率超
		55	市区町村速算控除１	125	所得税課税標準額5	195	配当控除境界値
		56	市区町村課税標準額２	126	所得税率5	196	平均変動臨時以上率
		57	市区町村税率２	127	所得税速算控除5	197	平均変動臨時以下率
		58	市区町村速算控除２	128	超短土地市区町村	198	特別減税率
		59	市区町村課税標準額３	129	超短土地都道府県	199	特別減税限度額
		60	市区町村税率３	130	超短土地国	200	特別減税開始月
		61	市区町村速算控除３	131	土地等市区町村	201	特別減税額本人
		62	市区町村課税標準額４	132	土地等都道府県	202	特別減税額配偶
		63	市区町村税率４	133	土地等国	203	特別減税額扶養
		64	市区町村速算控除４	134	分短一般市区町村	204	所ー特別減税率
		65	市区町村課税標準額５	135	分短一般都道府県	205	所ー特別減税限度額
		66	市区町村税率５	136	分短一般国	206	所ー特別減税額本人
		67	市区町村速算控除５	137	分短軽減市区町村	207	所ー特別減税額配偶
		68	都道府県課税標準額１	138	分短軽減都道府県	208	所ー特別減税額扶養
		69	都道府県税率１	139	分短軽減国	209	所ー外貨建配当率以下

設計書-税連携【4／6】

210	外貨建配当市率以下	280	個年所住変換率3	350	公年金65以上率超	420	配特範囲控有定数9
211	外貨建配当県率以下	281	個年所住変換率4	351	公年金65以上加算額1	421	配特控有控除額1
212	所ー外貨建配当率超	282	個年所住変換率5	352	公年金65以上加算額2	422	配特控有控除額2
213	外貨建配当市率超	283	個年所住変換率6	353	公年金65以上加算額3	423	配特控有控除額3
214	外貨建配当県率超	284	個年所住変換加算額1	354	公年金65以上加算額4	424	配特控有控除額4
215	所ーその他配当率以下	285	個年所住変換加算額2	355	公年金65以上加算額5	425	配特控有控除額5
216	その他配当市率以下	286	個年所住変換加算額3	356	公年金65以上加算額超	426	配特控有控除額6
217	その他配当県率以下	287	個年所住変換加算額4	357	公年金65未満定数1	427	配特控有控除額7
218	所ーその他配当率超	288	個年所住変換加算額5	358	公年金65未満定数2	428	配特控有控除額8
219	その他配当市率超	289	個年所住変換加算額6	359	公年金65未満定数3	429	配特控有控除額9
220	その他配当県率超	290	所ー損保短期定数1	360	公年金65未満定数4	430	配特範囲控無定数1
221	先物取引市区町村	291	所ー損保短期定数2	361	公年金65未満定数5	431	配特範囲控無定数2
222	先物取引都道府県	292	所ー損保短期定数3	362	公年金65未満定数超	432	配特範囲控無定数3
223	先物取引国	293	所ー損保短期定数4	363	公年金65未満控除額	433	配特範囲控無定数4
224	所ー生命定数1	294	所ー損保短期率1	364	公年金65未満率1	434	配特範囲控無定数5
225	所ー生命定数2	295	所ー損保短期率2	365	公年金65未満率2	435	配特範囲控無定数6
226	所ー生命定数3	296	所ー損保短期率3	366	公年金65未満率3	436	配特範囲控無定数7
227	所ー生命定数4	297	所ー損保短期率4	367	公年金65未満率4	437	配特範囲控無定数8
228	所ー生命定数5	298	所ー損保短期加算額1	368	公年金65未満率5	438	配特範囲控無定数9
229	所ー生命率1	299	所ー損保短期加算額2	369	公年金65未満率超	439	配特控無控除額1
230	所ー生命率2	300	所ー損保短期加算額3	370	公年金65未満加算額1	440	配特控無控除額2
231	所ー生命率3	301	所ー損保短期加算額4	371	公年金65未満加算額2	441	配特控無控除額3
232	所ー生命率4	302	所ー損保長期定数1	372	公年金65未満加算額3	442	配特控無控除額4
233	所ー生命率5	303	所ー損保長期定数2	373	公年金65未満加算額4	443	配特控無控除額5
234	所ー生命加算数1	304	所ー損保長期定数3	374	公年金65未満加算額5	444	配特控無控除額6
235	所ー生命加算数2	305	所ー損保長期定数4	375	公年金65未満加算額超	445	配特控無控除額7
236	所ー生命加算数3	306	所ー損保長期率1	376	所ー配特範囲控有定数1	446	配特控無控除額8
237	所ー生命加算数4	307	所ー損保長期率2	377	所ー配特範囲控有定数2	447	配特控無控除額9
238	所ー生命加算数5	308	所ー損保長期率3	378	所ー配特範囲控有定数3	448	給与収入範囲01
239	所ー個年定数1	309	所ー損保長期率4	379	所ー配特範囲控有定数4	449	給与収入範囲02
240	所ー個年定数2	310	所ー損保長期加算額1	380	所ー配特範囲控有定数5	450	給与収入範囲03
241	所ー個年定数3	311	所ー損保長期加算額2	381	所ー配特範囲控有定数6	451	給与収入範囲04
242	所ー個年定数4	312	所ー損保長期加算額3	382	所ー配特範囲控有定数7	452	給与収入範囲05
243	所ー個年定数5	313	所ー損保長期加算額4	383	所ー配特範囲控有定数8	453	給与収入範囲06
244	所ー個年率1	314	損保短期変換定数1	384	所ー配特範囲控有定数9	454	給与収入範囲07
245	所ー個年率2	315	損保短期変換定数2	385	所ー配特控有控除額1	455	給与収入範囲08
246	所ー個年率3	316	損保短期変換定数3	386	所ー配特控有控除額2	456	給与収入範囲09
247	所ー個年率4	317	損保短期変換定数4	387	所ー配特控有控除額3	457	給与収入範囲10
248	所ー個年率5	318	損保短期変換率1	388	所ー配特控有控除額4	458	給与収入範囲11
249	所ー個年加算数1	319	損保短期変換率2	389	所ー配特控有控除額5	459	給与収入範囲12
250	所ー個年加算数2	320	損保短期変換率3	390	所ー配特控有控除額6	460	給与収入範囲13
251	所ー個年加算数3	321	損保短期変換率4	391	所ー配特控有控除額7	461	給与収入範囲超
252	所ー個年加算数4	322	損保短期変換加算額1	392	所ー配特控有控除額8	462	給与所得分子01
253	所ー個年加算数5	323	損保短期変換加算額2	393	所ー配特控有控除額9	463	給与所得分子02
254	生命所住変換定数1	324	損保短期変換加算額3	394	所ー配特範囲控無定数1	464	給与所得分子03
255	生命所住変換定数2	325	損保短期変換加算額4	395	所ー配特範囲控無定数2	465	給与所得分子04
256	生命所住変換定数3	326	損保長期変換定数1	396	所ー配特範囲控無定数3	466	給与所得分子05
257	生命所住変換定数4	327	損保長期変換定数2	397	所ー配特範囲控無定数4	467	給与所得分子06
258	生命所住変換定数5	328	損保長期変換定数3	398	所ー配特範囲控無定数5	468	給与所得分子07
259	生命所住変換定数6	329	損保長期変換定数4	399	所ー配特範囲控無定数6	469	給与所得分子08
260	生命所住変換率1	330	損保長期変換率1	400	所ー配特範囲控無定数7	470	給与所得分子09
261	生命所住変換率2	331	損保長期変換率2	401	所ー配特範囲控無定数8	471	給与所得分子10
262	生命所住変換率3	332	損保長期変換率3	402	所ー配特範囲控無定数9	472	給与所得分子11
263	生命所住変換率4	333	損保長期変換率4	403	所ー配特控無控除額1	473	給与所得分子12
264	生命所住変換率5	334	損保長期変換加算額1	404	所ー配特控無控除額2	474	給与所得分子13
265	生命所住変換率6	335	損保長期変換加算額2	405	所ー配特控無控除額3	475	給与所得分子超
266	生命所住変換加算額1	336	損保長期変換加算額3	406	所ー配特控無控除額4	476	給与所得分母01
267	生命所住変換加算額2	337	損保長期変換加算額4	407	所ー配特控無控除額5	477	給与所得分母02
268	生命所住変換加算額3	338	公年金65以上定数1	408	所ー配特控無控除額6	478	給与所得分母03
269	生命所住変換加算額4	339	公年金65以上定数2	409	所ー配特控無控除額7	479	給与所得分母04
270	生命所住変換加算額5	340	公年金65以上定数3	410	所ー配特控無控除額8	480	給与所得分母05
271	生命所住変換加算額6	341	公年金65以上定数4	411	所ー配特控無控除額9	481	給与所得分母06
272	個年所住変換定数1	342	公年金65以上定数5	412	配特範囲控有定数1	482	給与所得分母07
273	個年所住変換定数2	343	公年金65以上定数超	413	配特範囲控有定数2	483	給与所得分母08
274	個年所住変換定数3	344	公年金65以上控除額	414	配特範囲控有定数3	484	給与所得分母09
275	個年所住変換定数4	345	公年金65以上率1	415	配特範囲控有定数4	485	給与所得分母10
276	個年所住変換定数5	346	公年金65以上率2	416	配特範囲控有定数5	486	給与所得分母11
277	個年所住変換定数6	347	公年金65以上率3	417	配特範囲控有定数6	487	給与所得分母12
278	個年所住変換率1	348	公年金65以上率4	418	配特範囲控有定数7	488	給与所得分母13
279	個年所住変換率2	349	公年金65以上率5	419	配特範囲控有定数8	489	給与所得分母超

設計書-税連携【5／6】

490	給与所得定数01	560	寄附金基礎控除市区町村	630	所ー介護定数2	700	介護医療所住変換加算額5
491	給与所得定数02	561	寄附金基礎控除都道府県	631	所ー介護定数3	701	介護医療所住変換加算額6
492	給与所得定数03	562	寄附金控除適用率1	632	所ー介護定数4	702	住宅取得控除限度率
493	給与所得定数04	563	寄附金控除適用率2	633	所ー介護定数5	703	住宅取得控除限度率2
494	給与所得定数05	564	寄附金控除適用率3	634	所ー介護率1	704	翌年仮徴収税額計分子
495	給与所得定数06	565	寄附金控除適用率4	635	所ー介護率2	705	翌年仮徴収税額計分母
496	給与所得定数07	566	寄附金控除適用率5	636	所ー介護率3	706	各翌年仮徴収税額分子
497	給与所得定数08	567	寄附金控除適用率6	637	所ー介護率4	707	各翌年仮徴収税額分母
498	給与所得定数09	568	土地ー寄附金控除適用率	638	所ー介護率5	708	所得税課税標準額7
499	給与所得定数10	569	分離短期ー寄附金控除適用率	639	所ー介護加算数1	709	所得税率7
500	給与所得定数11	570	分離長期ー寄附金控除適用率	640	所ー介護加算数2	710	所得税速算控除7
501	給与所得定数12	571	上場株ー寄附金控除適用率	641	所ー介護加算数3	711	寄附金控除適用率7
502	給与所得定数13	572	未公開株ー寄附金控除適用率	642	所ー介護加算数4	712	申告特例寄附金課税所得上限額
503	給与所得定数超	573	先物取引ー寄附金控除適用率	643	所ー介護加算数5	713	翌年仮徴収基準額
504	給与中間切捨有無01	574	住宅取得控除限度額	644	新生命保険控除額	714	医療控除差引限度額
505	給与中間切捨有無02	575	土地等特別控除限度額	645	新一般生保控除額	715	特例医療控除限度額
506	給与中間切捨有無03	576	分離配当所得境界値	646	新個人年金分控除額	716	特例医療控除差引限度額
507	給与中間切捨有無04	577	分離配当市区町村以下	647	介護医療分控除額	717	金額予備10
508	給与中間切捨有無05	578	分離配当都道府県以下	648	新生命所住変換定数1	718	分離寄附金税額軽減率
509	給与中間切捨有無06	579	分離配当国以下	649	新生命所住変換定数2	719	医療控除差引限度率
510	給与中間切捨有無07	580	分離配当市区町村超	650	新生命所住変換定数3	720	率予備8
511	給与中間切捨有無08	581	分離配当都道府県超	651	新生命所住変換定数4	721	率予備9
512	給与中間切捨有無09	582	分離配当国超	652	新生命所住変換定数5	722	率予備10
513	給与中間切捨有無10	583	所ー扶養控除年少	653	新生命所住変換定数6	723	区分予備1
514	給与中間切捨有無11	584	扶養控除年少	654	新生命所住変換率1	724	区分予備2
515	給与中間切捨有無12	585	特定支出基準限度額	655	新生命所住変換率2	725	区分予備3
516	給与中間切捨有無13	586	市区町村均等割内復興税	656	新生命所住変換率3	726	住宅特定取得判定有無
517	給与中間切捨有無超	587	都道府県均等割内復興税	657	新生命所住変換率4	727	控配配特所得範囲1
518	期数	588	特居損適用限度額	658	新生命所住変換率5	728	控配配特所得範囲2
519	市区町村区分	589	住宅取得控除限度額2	659	新生命所住変換率6	729	控配配特所得範囲3
520	都道府県区分	590	震災関連寄附金限度率	660	新生命所住変換加算額1	730	配偶者控除一般1
521	級地区分	591	特定支出基準判定率	661	新生命所住変換加算額2	731	配偶者控除一般2
522	人口区分	592	復興特別所得税率	662	新生命所住変換加算額3	732	配偶者控除一般3
523	上場株式市区町村	593	寄附金控除復興税適用率	663	新生命所住変換加算額4	733	配偶者控除老人1
524	上場株式都道府県	594	率予備5	664	新生命所住変換加算額5	734	配偶者控除老人2
525	上場株式国	595	所ー新生命保険控除額	665	新生命所住変換加算額6	735	配偶者控除老人3
526	株報告書市区町村	596	所ー新一般生保控除額	666	新個年所住変換定数1	736	所ー配偶者控除一般1
527	株報告書都道府県	597	所ー新個人年金分控除額	667	新個年所住変換定数2	737	所ー配偶者控除一般2
528	株報告書国	598	所ー介護医療分控除額	668	新個年所住変換定数3	738	所ー配偶者控除一般3
529	被扶養均等割軽減額	599	所ー新生命定数1	669	新個年所住変換定数4	739	所ー配偶者控除老人1
530	扶養主均等割軽減額	600	所ー新生命定数2	670	新個年所住変換定数5	740	所ー配偶者控除老人2
531	配当割税率	601	所ー新生命定数3	671	新個年所住変換定数6	741	所ー配偶者控除老人3
532	配当割市区町村按分	602	所ー新生命定数4	672	新個年所住変換率1	742	配特範囲定数01
533	配当割都道府県按分	603	所ー新生命定数5	673	新個年所住変換率2	743	配特範囲定数02
534	配当割合計按分	604	所ー新生命率1	674	新個年所住変換率3	744	配特範囲定数03
535	譲渡割税率	605	所ー新生命率2	675	新個年所住変換率4	745	配特範囲定数04
536	譲渡割市区町村按分	606	所ー新生命率3	676	新個年所住変換率5	746	配特範囲定数05
537	譲渡割都道府県按分	607	所ー新生命率4	677	新個年所住変換率6	747	配特範囲定数06
538	譲渡割合計按分	608	所ー新生命率5	678	新個年所住変換加算額1	748	配特範囲定数07
539	調整控除適用限度額	609	所ー新生命加算数1	679	新個年所住変換加算額2	749	配特範囲定数08
540	市区町村調整控除最低額	610	所ー新生命加算数2	680	新個年所住変換加算額3	750	配特範囲定数09
541	市区町村調整控除率	611	所ー新生命加算数3	681	新個年所住変換加算額4	751	配特範囲定数10
542	都道府県調整控除最低額	612	所ー新生命加算数4	682	新個年所住変換加算額5	752	配特範囲定数11
543	都道府県調整控除率	613	所ー新生命加算数5	683	新個年所住変換加算額6	753	配特範囲定数12
544	住宅耐震改修控除限度額	614	所ー新個年定数1	684	介護医療所住変換定数1	754	配特範囲定数13
545	住宅耐震改修控除率	615	所ー新個年定数2	685	介護医療所住変換定数2	755	配特範囲定数14
546	所得税課税標準額6	616	所ー新個年定数3	686	介護医療所住変換定数3	756	配特範囲定数15
547	所得税率6	617	所ー新個年定数4	687	介護医療所住変換定数4	757	配特範囲定数16
548	所得税速算控除6	618	所ー新個年定数5	688	介護医療所住変換定数5	758	配特範囲定数17
549	地震保険料控除額	619	所ー新個年率1	689	介護医療所住変換定数6	759	配特範囲定数18
550	所ー地震保険料控除額	620	所ー新個年率2	690	介護医療所住変換率1	760	所ー配特控除額1ー01
551	地震保険料控除変換率	621	所ー新個年率3	691	介護医療所住変換率2	761	所ー配特控除額1ー02
552	所ー電子申告特別控除	622	所ー新個年率4	692	介護医療所住変換率3	762	所ー配特控除額1ー03
553	公的年金最低限度額	623	所ー新個年率5	693	介護医療所住変換率4	763	所ー配特控除額1ー04
554	所得税限界税率基準率	624	所ー新個年加算数1	694	介護医療所住変換率5	764	所ー配特控除額1ー05
555	寄付金税額軽減率	625	所ー新個年加算数2	695	介護医療所住変換率6	765	所ー配特控除額1ー06
556	年金特徴中止締め日	626	所ー新個年加算数3	696	介護医療所住変換加算額1	766	所ー配特控除額1ー07
557	寄附金控除市区町村按分	627	所ー新個年加算数4	697	介護医療所住変換加算額2	767	所ー配特控除額1ー08
558	寄附金控除都道府県按分	628	所ー新個年加算数5	698	介護医療所住変換加算額3	768	所ー配特控除額1ー09
559	寄附金控除合計按分	629	所ー介護定数1	699	介護医療所住変換加算額4	769	所ー配特控除額1ー10

設計書-税連携【6／6】

770	所ー配特控除額1ー11	840	配特控除額2ー09	910	配特人的控除差額3ー07		
771	所ー配特控除額1ー12	841	配特控除額2ー10	911	配特人的控除差額3ー08		
772	所ー配特控除額1ー13	842	配特控除額2ー11	912	配特人的控除差額3ー09		
773	所ー配特控除額1ー14	843	配特控除額2ー12	913	配特人的控除差額3ー10		
774	所ー配特控除額1ー15	844	配特控除額2ー13	914	配特人的控除差額3ー11		
775	所ー配特控除額1ー16	845	配特控除額2ー14	915	配特人的控除差額3ー12		
776	所ー配特控除額1ー17	846	配特控除額2ー15	916	配特人的控除差額3ー13		
777	所ー配特控除額1ー18	847	配特控除額2ー16	917	配特人的控除差額3ー14		
778	所ー配特控除額2ー01	848	配特控除額2ー17	918	配特人的控除差額3ー15		
779	所ー配特控除額2ー02	849	配特控除額2ー18	919	配特人的控除差額3ー16		
780	所ー配特控除額2ー03	850	配特控除額3ー01	920	配特人的控除差額3ー17		
781	所ー配特控除額2ー04	851	配特控除額3ー02	921	配特人的控除差額3ー18		
782	所ー配特控除額2ー05	852	配特控除額3ー03	922	年金以外合計所得範囲1		
783	所ー配特控除額2ー06	853	配特控除額3ー04	923	年金以外合計所得範囲2		
784	所ー配特控除額2ー07	854	配特控除額3ー05	924	年金以外合計所得範囲超		
785	所ー配特控除額2ー08	855	配特控除額3ー06	925	公年金65才以上定数減1		
786	所ー配特控除額2ー09	856	配特控除額3ー07	926	公年金65才以上定数減2		
787	所ー配特控除額2ー10	857	配特控除額3ー08	927	公年金65才以上定数減超		
788	所ー配特控除額2ー11	858	配特控除額3ー09	928	公年金65才未満定数減1		
789	所ー配特控除額2ー12	859	配特控除額3ー10	929	公年金65才未満定数減2		
790	所ー配特控除額2ー13	860	配特控除額3ー11	930	公年金65才未満定数減超		
791	所ー配特控除額2ー14	861	配特控除額3ー12	931	扶障所得調整控除収入下限		
792	所ー配特控除額2ー15	862	配特控除額3ー13	932	扶障所得調整控除収入上限		
793	所ー配特控除額2ー16	863	配特控除額3ー14	933	扶障所得調整控除適用率		
794	所ー配特控除額2ー17	864	配特控除額3ー15	934	給年所得調整控除上限額		
795	所ー配特控除額2ー18	865	配特控除額3ー16	935	給年所得調整控除控除額		
796	所ー配特控除額3ー01	866	配特控除額3ー17	936	基礎控除範囲1		
797	所ー配特控除額3ー02	867	配特控除額3ー18	937	基礎控除範囲2		
798	所ー配特控除額3ー03	868	配特人的控除差額1ー01	938	基礎控除範囲3		
799	所ー配特控除額3ー04	869	配特人的控除差額1ー02	939	基礎控除調整控除適用限度		
800	所ー配特控除額3ー05	870	配特人的控除差額1ー03	940	所ー基礎控除1		
801	所ー配特控除額3ー06	871	配特人的控除差額1ー04	941	所ー基礎控除2		
802	所ー配特控除額3ー07	872	配特人的控除差額1ー05	942	所ー基礎控除3		
803	所ー配特控除額3ー08	873	配特人的控除差額1ー06	943	基礎控除1		
804	所ー配特控除額3ー09	874	配特人的控除差額1ー07	944	基礎控除2		
805	所ー配特控除額3ー10	875	配特人的控除差額1ー08	945	基礎控除3		
806	所ー配特控除額3ー11	876	配特人的控除差額1ー09	946	基礎人的控除差額		
807	所ー配特控除額3ー12	877	配特人的控除差額1ー10	947	所得割調整基準加算額		
808	所ー配特控除額3ー13	878	配特人的控除差額1ー11	948	均等割非課税基準加算額		
809	所ー配特控除額3ー14	879	配特人的控除差額1ー12	949	所ーひとり親控除		
810	所ー配特控除額3ー15	880	配特人的控除差額1ー13	950	ひとり親控除		
811	所ー配特控除額3ー16	881	配特人的控除差額1ー14	951	寡婦控除人的控除差		
812	所ー配特控除額3ー17	882	配特人的控除差額1ー15	952	ひとり親控除人的控除差1		
813	所ー配特控除額3ー18	883	配特人的控除差額1ー16	953	ひとり親控除人的控除差2		
814	配特控除額1ー01	884	配特人的控除差額1ー17	954	ひとり親控除非課税限度額		
815	配特控除額1ー02	885	配特人的控除差額1ー18	955	ひとり親控除所得限度額		
816	配特控除額1ー03	886	配特人的控除差額2ー01	956	森林環境税額		
817	配特控除額1ー04	887	配特人的控除差額2ー02	957	金額予備12		
818	配特控除額1ー05	888	配特人的控除差額2ー03	958	金額予備13		
819	配特控除額1ー06	889	配特人的控除差額2ー04	959	金額予備14		
820	配特控除額1ー07	890	配特人的控除差額2ー05	960	金額予備15		
821	配特控除額1ー08	891	配特人的控除差額2ー06	961	金額予備16		
822	配特控除額1ー09	892	配特人的控除差額2ー07	962	金額予備17		
823	配特控除額1ー10	893	配特人的控除差額2ー08	963	金額予備18		
824	配特控除額1ー11	894	配特人的控除差額2ー09	964	金額予備19		
825	配特控除額1ー12	895	配特人的控除差額2ー10	965	金額予備20		
826	配特控除額1ー13	896	配特人的控除差額2ー11	966	余白		
827	配特控除額1ー14	897	配特人的控除差額2ー12	967	自治体識別コード		
828	配特控除額1ー15	898	配特人的控除差額2ー13				
829	配特控除額1ー16	899	配特人的控除差額2ー14				
830	配特控除額1ー17	900	配特人的控除差額2ー15				
831	配特控除額1ー18	901	配特人的控除差額2ー16				
832	配特控除額2ー01	902	配特人的控除差額2ー17				
833	配特控除額2ー02	903	配特人的控除差額2ー18				
834	配特控除額2ー03	904	配特人的控除差額3ー01				
835	配特控除額2ー04	905	配特人的控除差額3ー02				
836	配特控除額2ー05	906	配特人的控除差額3ー03				
837	配特控除額2ー06	907	配特人的控除差額3ー04				
838	配特控除額2ー07	908	配特人的控除差額3ー05				
839	配特控除額2ー08	909	配特人的控除差額3ー06				

設計書-他業務連携

生保開廃テーブル		老健資格テーブル	
No	日本語項目名	No	日本語項目名
1	個人番号	1	種別
2	生保開始年月日	2	個人番号
3	生保廃止年月日	3	受給者番号
4	扶助ー生活	4	制度
5	扶助ー医療	5	世帯番号
6	扶助ー住宅	6	電話番号一般
7	扶助ー教育	7	被保険者氏名
8	生保措置番号	8	受給者との続柄
9	介護代理納付区分	9	保険種別
10	生保停止フラグ	10	記号と番号
11	予備	11	保険者番号
12	識別フラグ	12	余白１
13	更新年月日	13	余白２
		14	旧受給者番号１
		15	旧制度１
		16	旧受給者番号２
		17	旧制度２
		18	資格得喪コード１
		19	資格得喪旧保険種別１
		20	資格得喪変更理由１
		21	資格得喪年月日１
		22	資格得喪コード２
		23	資格得喪旧保険種別２
		24	資格得喪変更理由２
		25	資格得喪年月日２
		26	資格得喪コード３
		27	資格得喪旧保険種別３
		28	資格得喪変更理由３
		29	資格得喪年月日３
		30	資格得喪コード４
		31	資格得喪旧保険種別４
		32	資格得喪変更理由４
		33	資格得喪年月日４
		34	医療証交付年月日
		35	医療証有効開始年月日
		36	医療証有効終了年月日
		37	余白３
		38	新または旧個人番号
		39	施設分受給者番号
		40	施設分制度
		41	施設コード
		42	電話番号施設分
		43	異動年月日
		44	異動事由
		45	余白４

設計書-国保収納【1／6】

返戻テーブル							
No	日本語項目名	27	排他フラグ	55	内訳仮消込額５	19	延滞金収入額
1	税目コード	28	プロセスＩＤ	56	内訳未納額５	20	延滞金過誤納額
2	賦課年度	29	職員番号	57	内訳過誤納額５	21	督促手数料調定額
3	相当年度	30	最終更新日付	58	内訳調定額６	22	督促手数料収入額
4	宛名番号	31	最終更新時刻	59	内訳収入額６	23	督促手数料過誤納額
5	月期別	32	記号番号	60	内訳仮消込額６	24	内訳調定額１
6	文書種類	33	枝番	61	内訳未納額６	25	内訳収入額１
7	文書番号	34	内訳調定額１	62	内訳過誤納額６	26	内訳過誤納額１
8	文書発行年月日	35	内訳調定額２	63	退職納入申告日	27	内訳調定額２
9	返戻年月日	36	内訳調定額３	64	退職人員数	28	内訳収入額２
10	返戻理由	37	内訳調定額４	65	退職通知書発付日	29	内訳過誤納額２
11	調査票出力年月日	38	内訳調定額５	66	退職区民税差額	30	内訳調定額３
12	公示フラグ	39	内訳調定額６	67	退職都民税差額	31	内訳収入額３
13	公示日			68	納期特例区分	32	内訳過誤納額３
14	記事番号		月期別調定テーブル	69	督促状番号	33	内訳調定額４
15	公示予定日	No	日本語項目名	70	督促状番号枝番	34	内訳収入額４
16	プロセスＩＤ	1	税目コード	71	督促停止区分	35	内訳過誤納額４
17	職員番号	2	賦課年度	72	督促状発付日	36	内訳調定額５
18	処理日	3	相当年度	73	督促公示日	37	内訳収入額５
19	排他フラグ	4	納税義務者番号	74	督促納期	38	内訳過誤納額５
20	最終更新日付	5	同一納税義務者ＳＥＱ	75	督促取消日	39	内訳調定額６
21	最終更新時刻	6	期別	76	法定納期限等	40	内訳収入額６
22	記号番号	7	月別	77	時効予定日	41	内訳過誤納額６
23	枝番	8	納期限	78	不納欠損処理日	42	退職納入申告日
24	同一納税義務者ＳＥＱ	9	個人基本種別	79	不納欠損区分	43	退職人員数
25	発付日	10	賦課異動理由コード	80	不納欠損事由コード	44	退職通知書発付日
		11	更正事由	81	退職調定入力フラグ	45	退職区民税差額
	年度繰越テーブル	12	更正日	82	延滞金減免区分	46	退職都民税差額
No	日本語項目名	13	完納日	83	延滞金確定日	47	更正後本税調定額
1	システム種別	14	最終納付日	84	延滞金執行日	48	更正後延滞金調定額
2	通番	15	最終収入日	85	領収日確認フラグ	49	更正後督促手数料調定額
3	最終通番	16	本税調定額	86	口座振替区分	50	更正後内訳調定額１
4	新年度	17	本税収入額	87	振替金額	51	更正後内訳調定額２
5	現年度	18	本税仮消込額	88	口振不能理由コード	52	更正後内訳調定額３
6	現年年度繰越日	19	本税被充当予定額	89	口座振替日	53	更正後内訳調定額４
7	滞繰年度繰越日	20	本税未納額	90	変更納期限	54	更正後内訳調定額５
8	年度末日	21	本税過誤納額	91	催告書発付日	55	更正後内訳調定額６
9	プロセスＩＤ	22	延滞金調定額	92	授命年月日	56	納期特例区分
10	職員番号	23	延滞金収入額	93	催告納期	57	口座振替区分
11	最終更新日付	24	延滞金仮消込額	94	処理日	58	振替金額
12	最終更新時刻	25	延滞金被充当予定額	95	排他フラグ	59	口振不能理由コード
		26	延滞金未納額	96	プロセスＩＤ	60	変更納期限
	年調定テーブル	27	延滞金過誤納額	97	職員番号	61	処理日
No	日本語項目名	28	督促手数料	98	最終更新日付	62	排他フラグ
1	税目コード	29	督促手数料収入額	99	最終更新時刻	63	プロセスＩＤ
2	賦課年度	30	督促手数料仮消込額	100	記号番号	64	職員番号
3	相当年度	31	督促手数料未納額	101	枝番	65	最終更新日付
4	納税義務者番号	32	督促手数料過誤納額	102	督促停止設定職員番号	66	最終更新時刻
5	同一納税義務者ＳＥＱ	33	内訳調定額１	103	督促状停止理由	67	記号番号
6	賦課異動理由コード	34	内訳収入額１			68	枝番
7	更正事由	35	内訳仮消込額１		調定履歴テーブル		
8	更正日	36	内訳未納額１	No	日本語項目名		消込履歴テーブル
9	通知書番号	37	内訳過誤納額１	1	税目コード	No	日本語項目名
10	期別月別有無フラグ	38	内訳調定額２	2	賦課年度	1	税目コード
11	完納フラグ	39	内訳収入額２	3	相当年度	2	賦課年度
12	口振不納回数	40	内訳仮消込額２	4	納税義務者番号	3	相当年度
13	年調定額	41	内訳未納額２	5	同一納税義務者ＳＥＱ	4	納税義務者番号
14	前納報奨金	42	内訳過誤納額２	6	期別	5	同一納税義務者ＳＥＱ
15	支払済報奨金	43	内訳調定額３	7	調定子番	6	期別
16	軽自ー車両コード	44	内訳収入額３	8	月別	7	消込子番
17	軽自ー車両ＳＥＱ	45	内訳仮消込額３	9	納期限	8	月別
18	軽自ー課税ＳＥＱ	46	内訳未納額３	10	賦課異動理由コード	9	分納回数
19	軽自ー車種コード	47	内訳過誤納額３	11	更正事由	10	領収日
20	軽自ー標識コード	48	内訳調定額４	12	更正日	11	収入日
21	軽自ー標識記号	49	内訳収入額４	13	完納日	12	納付区分
22	軽自ー標識番号	50	内訳仮消込額４	14	最終納付日	13	収納種別
23	軽自ー標識番号漢字	51	内訳未納額４	15	本税調定額	14	消込金額
24	特徴ー指定番号	52	内訳過誤納額４	16	本税収入額	15	消込本税額
25	調定履歴有無区分	53	内訳調定額５	17	本税過誤納額	16	消込延滞金
26	処理日	54	内訳収入額５	18	延滞金調定額	17	消込督促手数料

				充当履歴テーブル			
18	消込金額内訳１	14	更正日	No	日本語項目名	7	還付元税目コード
19	消込金額内訳２	15	過誤納金額	1	過誤納番号	8	還付元賦課年度
20	消込金額内訳３	16	過誤納本税分	2	過誤納子番	9	還付元相当年度
21	消込金額内訳４	17	過誤納延滞金分	3	管理子番	10	還付元納税義務者番号
22	消込金額内訳５	18	過誤納督促手数料分	4	充当子番	11	還付元同一納税義務者ＳＥＱ
23	消込金額内訳６	19	過誤納加算金分	5	充当金額	12	還付元期別
24	機械処理日	20	未処理金額	6	充当元税目コード	13	還付元消込子番
25	センター処理日	21	未処理本税分	7	充当元賦課年度	14	還付元月別
26	バッチ番号	22	未処理延滞金分	8	充当元相当年度	15	還付元本税分
27	読取番号	23	未処理督促手数料分	9	充当元納税義務者番号	16	還付元延滞金分
28	納付書コード	24	未処理加算金分	10	充当元同一納税義務者ＳＥＱ	17	還付元督促手数料分
29	収入区分	25	過誤納金額内訳１	11	充当元期別	18	還付元加算金
30	介護特別徴収義務者コード	26	過誤納金額内訳２	12	充当元消込子番	19	還付元金額内訳１
31	仮消込削除区分	27	過誤納金額内訳３	13	充当元月別	20	還付元金額内訳２
32	本消込納付区分	28	過誤納金額内訳４	14	充当元本税分	21	還付元金額内訳３
33	本消込領収日	29	過誤納金額内訳５	15	充当元延滞金分	22	還付元金額内訳４
34	仮消込納付区分	30	過誤納金額内訳６	16	充当元督促手数料分	23	還付元金額内訳５
35	仮消込領収日	31	未処理金額内訳１	17	充当元加算金	24	還付元金額内訳６
36	仮消込本税額	32	未処理金額内訳２	18	充当元金額内訳１	25	還付先宛名番号
37	仮消込延滞金	33	未処理金額内訳３	19	充当元金額内訳２	26	加算金計算日数
38	領収日確認フラグ	34	未処理金額内訳４	20	充当元金額内訳３	27	還付加算金
39	領収日確認日	35	未処理金額内訳５	21	充当元金額内訳４	28	自動処理フラグ
40	確認前領収日	36	未処理金額内訳６	22	充当元金額内訳５	29	会計区分
41	収納更正元子番	37	加算金起算日	23	充当元金額内訳６	30	取消区分
42	振替理由	38	発生元収入日	24	充当先税目コード	31	処理日
43	振替処理区分	39	処理日	25	充当先賦課年度	32	排他フラグ
44	振替税目コード	40	排他フラグ	26	充当先相当年度	33	プロセスＩＤ
45	振替賦課年度	41	プロセスＩＤ	27	充当先納税義務者番号	34	職員番号
46	振替相当年度	42	職員番号	28	充当先同一納税義務者ＳＥＱ	35	最終更新日付
47	振替納税義務者番号	43	最終更新日付	29	充当先期別	36	最終更新時刻
48	振替同一納税義務者ＳＥＱ	44	最終更新時刻	30	充当先未納本税分	37	還付元記号番号
49	振替期別			31	充当先未納延滞金分	38	還付元枝番
50	振替消込子番		還付通知書テーブル	32	充当先消込子番	39	還付先記号番号
51	取消区分	No	日本語項目名	33	充当先月別	40	還付先枝番
52	画面表示順番	1	還付通知書番号	34	充当先本税分		
53	異動額合計	2	過誤納番号	35	充当先延滞金分		滞繰調定テーブル
54	異動本税額	3	還付先宛名番号	36	充当先督促手数料分	No	日本語項目名
55	異動延滞金	4	加算金決裁書文書番号	37	充当先金額内訳１	1	繰越年度
56	異動督促手数料	5	還付通知書発行日	38	充当先金額内訳２	2	税目コード
57	納付書種別	6	加算金通知書発行日	39	充当先金額内訳３	3	賦課年度
58	処理日	7	還付金額	40	充当先金額内訳４	4	相当年度
59	排他フラグ	8	還付加算金	41	充当先金額内訳５	5	納税義務者番号
60	プロセスＩＤ	9	回答期限	42	充当先金額内訳６	6	同一納税義務者ＳＥＱ
61	職員番号	10	還付事由	43	加算金計算日数	7	期別
62	最終更新日付	11	還付方法	44	充当加算金	8	月別
63	最終更新時刻	12	還付請求日	45	充当処理日	9	滞繰調定本税
64	記号番号	13	還付支払予定日	46	充当執行日	10	滞繰調定延滞金
65	枝番	14	還付支払日	47	自動処理フラグ	11	滞繰調定督促手数料
66	振替記号番号	15	金融機関コード	48	会計区分	12	最終更正日
67	振替枝番	16	支店コード	49	取消区分	13	最終調定本税
68	データ種別	17	口座種別	50	処理日	14	最終調定延滞金
69	支援金一般	18	口座番号	51	排他フラグ	15	最終調定督促手数料
70	支援金退職	19	口座名義人カナ	52	プロセスＩＤ	16	最終収入日
71	年金コード	20	郵便番号	53	職員番号	17	収入総本税
		21	氏名	54	最終更新日付	18	収入総延滞金
	過誤納テーブル	22	住所	55	最終更新時刻	19	収入総督促手数料
No	日本語項目名	23	方書	56	充当元記号番号	20	不納欠損処理日
1	過誤納番号	24	還付時効日	57	充当元枝番	21	欠損額本税
2	過誤納子番	25	取消区分	58	充当先記号番号	22	欠損額延滞金
3	税目コード	26	取消日	59	充当先枝番	23	欠損額督促手数料
4	賦課年度	27	処理日	60	充当通知書番号	24	執停決議日
5	相当年度	28	排他フラグ			25	執停本税
6	記号番号	29	プロセスＩＤ		還付履歴テーブル	26	執停延滞金
7	枝番	30	職員番号	No	日本語項目名	27	執停督促手数料
8	納税義務者番号	31	最終更新日付	1	過誤納番号	28	滞繰調定内訳１
9	同一納税義務者ＳＥＱ	32	最終更新時刻	2	過誤納子番	29	最終調定内訳１
10	期別	33	還付先記号番号	3	管理子番	30	収入総内訳１
11	消込子番	34	還付先枝番	4	還付子番	31	欠損額内訳１
12	月別	35	同一納税義務者ＳＥＱ	5	還付通知書番号	32	滞繰調定内訳２
13	賦課異動理由コード			6	還付金額	33	最終調定内訳２

34	収入総内訳２	41	滞繰調定内訳６	3	相当年度	5	決裁書発行日
35	欠損額内訳２	42	収入総内訳６	4	納税義務者番号	6	決裁日
36	滞繰調定内訳３	43	欠損額内訳６	5	同一納税義務者ＳＥＱ	7	充当決裁件数
37	最終調定内訳３	44	完納フラグ	6	記号番号	8	充当決裁金額
38	収入総内訳３	45	処理日	7	枝番	9	還付決裁件数
39	欠損額内訳３	46	排他フラグ			10	還付決裁金額
40	滞繰調定内訳４	47	プロセスＩＤ		返戻調査テーブル	11	処理日
41	最終調定内訳４	48	職員番号	No	日本語項目名	12	排他フラグ
42	収入総内訳４	49	最終更新日付	1	税目コード	13	プロセスＩＤ
43	欠損額内訳４	50	最終更新時刻	2	宛名番号	14	職員番号
44	滞繰調定内訳５	51	記号番号	3	記事番号	15	最終更新日付
45	最終調定内訳５	52	枝番	4	調査記事通番	16	最終更新時刻
46	収入総内訳５			5	調査記事		
47	欠損額内訳５		証明書ジャーナルテーブル	6	調査年月日		納付書番号テーブル
48	滞繰調定内訳６	No	日本語項目名	7	プロセスＩＤ	No	日本語項目名
49	最終調定内訳６	1	作成日	8	職員番号	1	税目コード
50	収入総内訳６	2	作成時刻	9	最終更新日付	2	発行年度
51	欠損額内訳６	3	証明書番号	10	最終更新時刻	3	納付書種別
52	完納フラグ	4	税目コード	11	記号番号	4	連番１
53	処理日	5	納税義務者番号	12	枝番	5	連番２
54	排他フラグ	6	証明年度	13	同一納税義務者ＳＥＱ	6	分納回数
55	プロセスＩＤ	7	年税額			7	賦課年度
56	職員番号	8	納付済額		コードテーブル	8	相当年度
57	最終更新日付	9	納期未到来額	No	日本語項目名	9	記号番号
58	最終更新時刻	10	未納額	1	コードＩＤ	10	枝番
59	記号番号	11	備考	2	コード値	11	期別
60	枝番	12	最終納期限	3	正式名称	12	納税義務者番号
		13	標識番号	4	略称１	13	同一納税義務者ＳＥＱ
	滞繰異動テーブル	14	有効期限	5	略称２	14	支払者宛名番号
No	日本語項目名	15	証明書発行日	6	自由カラム	15	通知書番号
1	繰越年度	16	部数	7	処理日	16	発付日
2	集計対象年月	17	名称指示			17	納期限
3	税目コード	18	端末名		過誤納管理テーブル	18	本税納付額
4	賦課年度	19	処理日	No	日本語項目名	19	延滞金納付額
5	相当年度	20	プロセスＩＤ	1	過誤納番号	20	督促手数料
6	納税義務者番号	21	職員番号	2	履歴ＳＥＱ	21	プロセスＩＤ
7	同一納税義務者ＳＥＱ	22	最終更新日付	3	税目コード	22	職員番号
8	期別	23	最終更新時刻	4	賦課年度	23	処理日
9	月別	24	記号番号	5	相当年度	24	排他フラグ
10	最新更正日	25	枝番	6	納税義務者番号	25	最終更新日付
11	滞繰調定本税	26	同一納税義務者ＳＥＱ	7	同一納税義務者ＳＥＱ	26	最終更新時刻
12	滞繰調定延滞金			8	期別		
13	滞繰調定督促手数料		停止情報テーブル	9	過誤納区分		過誤納状態テーブル
14	最新収入日	No	日本語項目名	10	過誤納事由	No	日本語項目名
15	収入総本税	1	納税義務者番号	11	過誤納発生日	1	過誤納番号
16	収入総延滞金	2	充当停止区分	12	過誤納金額	2	過誤納子番
17	収入総督促手数料	3	還付停止区分	13	過誤納本税分	3	管理子番
18	不納欠損処理日	4	備考	14	過誤納延滞金分	4	充当還付区分
19	欠損額本税	5	処理日	15	過誤納督促手数料分	5	充当還付子番
20	欠損額延滞金	6	排他フラグ	16	過誤納加算金分	6	決裁書番号
21	欠損額督促手数料	7	プロセスＩＤ	17	未処理金額	7	決裁書発行日
22	執停決議日	8	職員番号	18	未処理本税分	8	充当還付通知書番号
23	執停本税	9	最終更新日付	19	未処理延滞金分	9	充当還付通知書発行日
24	執停延滞金	10	最終更新時刻	20	未処理督促手数料分	10	会計科目コード
25	執停督促手数料	11	記号番号	21	未処理加算金分	11	取消区分
26	滞繰調定内訳１	12	枝番	22	処理日	12	処理日
27	収入総内訳１	13	同一納税義務者ＳＥＱ	23	排他フラグ	13	排他フラグ
28	欠損額内訳１			24	プロセスＩＤ	14	プロセスＩＤ
29	滞繰調定内訳２		排他管理テーブル	25	職員番号	15	職員番号
30	収入総内訳２	No	日本語項目名	26	最終更新日付	16	最終更新日付
31	欠損額内訳２	1	宛名番号	27	最終更新時刻	17	最終更新時刻
32	滞繰調定内訳３	2	排他フラグ	28	記号番号		
33	収入総内訳３	3	記号番号	29	枝番		返戻住所テーブル
34	欠損額内訳３	4	枝番			No	日本語項目名
35	滞繰調定内訳４	5	同一納税義務者ＳＥＱ		決裁書テーブル	1	税目コード
36	収入総内訳４			No	日本語項目名	2	文書種類
37	欠損額内訳４		削除対象テーブル	1	決裁書番号	3	文書番号
38	滞繰調定内訳５	No	日本語項目名	2	還付通知書番号	4	賦課年度
39	収入総内訳５	1	税目コード	3	決裁書文書番号	5	相当年度
40	欠損額内訳５	2	賦課年度	4	決裁書出力指示日	6	宛名番号

7	同一納税義務者ＳＥＱ	6	プロセスＩＤ	4	記号番号	20	新年賦課額
8	期別	7	職員番号	5	枝番	21	新年内訳額１
9	編集済標識番号	8	最終更新日付	6	始期	22	新年内訳額２
10	宛先郵便番号	9	最終更新時刻	7	終期	23	新年内訳額３
11	宛先住所			8	仮消込区分	24	新年内訳額４
12	宛先氏名		帳票管理テーブル	9	仮消込番号	25	新年内訳額５
13	宛先本人氏名	No	日本語項目名	10	納付書番号	26	新年内訳額６
14	宛先送付先区分	1	帳票ＩＤ	11	納税義務者番号	27	旧期別賦課額１
15	宛先宛名編集区分	2	帳票名	12	同一納税義務者ＳＥＱ	28	旧期別内訳額１１
16	宛先宛名番号	3	認証文フラグ	13	始月	29	旧期別内訳額１２
17	文書作成日	4	電子公印フラグ	14	終月	30	旧期別内訳額１３
18	プロセスＩＤ	5	印刷メッセージ１	15	分納回数	31	旧期別内訳額１４
19	職員番号	6	印刷メッセージ２	16	領収日	32	旧期別内訳額１５
20	最終更新日付	7	プリンタ区分	17	収入日	33	旧期別内訳額１６
21	最終更新時刻	8	ホッパ区分	18	仮消込納付区分	34	新期別賦課額１
22	記号番号	9	出力形式	19	収納種別	35	新期別内訳額１１
23	枝番	10	出力メッセージ	20	消込金額	36	新期別内訳額１２
24	宛先記号番号	11	用紙コード	21	消込本税額	37	新期別内訳額１３
25	宛先枝番	12	用紙名称	22	消込延滞金	38	新期別内訳額１４
		13	外国人氏名印字フラグ	23	消込督促手数料	39	新期別内訳額１５
	収納パラメタテーブル	14	相続人納管人フラグ	24	消込金額内訳１	40	新期別内訳額１６
No	日本語項目名	15	住所選択フラグ	25	消込金額内訳２	41	旧納期限１
1	パラメタＩＤ	16	普徴期月表示方法	26	消込金額内訳３	42	新納期限１
2	パラメタコード	17	特徴期月表示方法	27	消込金額内訳４	43	旧期別賦課額２
3	税目	18	軽自期月表示方法	28	消込金額内訳５	44	旧期別内訳額２１
4	数値１	19	たばこ期月表示方法	29	消込金額内訳６	45	旧期別内訳額２２
5	数値２	20	退職期月表示方法	30	機械処理日	46	旧期別内訳額２３
6	数値３	21	最終更新日付	31	センター処理日	47	旧期別内訳額２４
7	英数字１	22	最終更新時刻	32	バッチ番号	48	旧期別内訳額２５
8	英数字２			33	読取番号	49	旧期別内訳額２６
9	英数字３		口座振替テーブル	34	納付書コード	50	新期別賦課額２
10	漢字１	No	日本語項目名	35	収入区分	51	新期別内訳額２１
11	漢字２	1	税目コード	36	登録日	52	新期別内訳額２２
12	漢字３	2	賦課年度	37	登録時刻	53	新期別内訳額２３
13	自由カラム１	3	相当年度	38	登録場所	54	新期別内訳額２４
14	自由カラム２	4	記号番号	39	削除日	55	新期別内訳額２５
15	自由カラム３	5	枝番	40	削除時刻	56	新期別内訳額２６
16	排他フラグ	6	月期別	41	削除場所	57	旧納期限２
17	プロセスＩＤ	7	振替予定日	42	削除区分	58	新納期限２
18	職員番号	8	納付書番号	43	納付書種別	59	旧期別賦課額３
19	最終更新日付	9	納税義務者番号	44	データ種別	60	旧期別内訳額３１
20	最終更新時刻	10	同一納税義務者ＳＥＱ	45	日報出力済	61	旧期別内訳額３２
		11	終期	46	処理日	62	旧期別内訳額３３
	バッチ管理テーブル	12	分納回数	47	排他フラグ	63	旧期別内訳額３４
No	日本語項目名	13	納付額	48	プロセスＩＤ	64	旧期別内訳額３５
1	ジョブ名	14	金融機関コード	49	職員番号	65	旧期別内訳額３６
2	システム日付	15	支店コード	50	最終更新日付	66	新期別賦課額３
3	システム時刻	16	口座種別	51	最終更新時刻	67	新期別内訳額３１
4	所属コード	17	口座番号			68	新期別内訳額３２
5	職員コード	18	名義人カナ氏名		賦課異動ﾃｰﾌﾞﾙ	69	新期別内訳額３３
6	端末名	19	名義人漢字氏名	No	日本語項目名	70	新期別内訳額３４
7	開始時刻	20	名義人住所	1	税目コード	71	新期別内訳額３５
8	終了時刻	21	分納区分	2	賦課年度	72	新期別内訳額３６
9	処理件数	22	全期前納区分	3	記号番号	73	旧納期限３
10	表題１	23	口振不能理由コード	4	枝番	74	新納期限３
11	表題２	24	通知書出力フラグ	5	相当年度	75	旧期別賦課額４
12	表題３	25	自動停止フラグ	6	処理区分コード	76	旧期別内訳額４１
13	終了フラグ	26	再引落フラグ	7	通知書番号	77	旧期別内訳額４２
14	バッチ条件入力	27	ＭＴ区分	8	宛名番号	78	旧期別内訳額４３
15	バッチ内共有情報	28	再引落回数	9	旧更正日	79	旧期別内訳額４４
16	排他フラグ	29	プロセスＩＤ	10	旧賦課更正事由コード	80	旧期別内訳額４５
17	自治体コード	30	職員番号	11	新更正日	81	旧期別内訳額４６
		31	最終更新日付	12	新賦課更正事由コード	82	新期別賦課額４
	通番管理テーブル	32	最終更新時刻	13	旧年賦課額	83	新期別内訳額４１
No	日本語項目名			14	旧年内訳額１	84	新期別内訳額４２
1	システム区分		仮消込テーブル	15	旧年内訳額２	85	新期別内訳額４３
2	番号区分	No	日本語項目名	16	旧年内訳額３	86	新期別内訳額４４
3	管理番号	1	税目コード	17	旧年内訳額４	87	新期別内訳額４５
4	処理日	2	賦課年度	18	旧年内訳額５	88	新期別内訳額４６
5	排他フラグ	3	相当年度	19	旧年内訳額６	89	旧納期限４

90	新納期限４	160	旧期別内訳額９５	230	新期別内訳額１３４	41	記号番号フラグ
91	旧期別賦課額５	161	旧期別内訳額９６	231	新期別内訳額１３５	42	枝番フラグ
92	旧期別内訳額５１	162	新期別賦課額９	232	新期別内訳額１３６	43	始期フラグ
93	旧期別内訳額５２	163	新期別内訳額９１	233	旧納期限１３	44	終期フラグ
94	旧期別内訳額５３	164	新期別内訳額９２	234	新納期限１３	45	分納回数フラグ
95	旧期別内訳額５４	165	新期別内訳額９３	235	旧期別賦課額１４	46	納付書番号フラグ
96	旧期別内訳額５５	166	新期別内訳額９４	236	旧期別内訳額１４１	47	納付書種別フラグ
97	旧期別内訳額５６	167	新期別内訳額９５	237	旧期別内訳額１４２	48	収入区分フラグ
98	新期別賦課額５	168	新期別内訳額９６	238	旧期別内訳額１４３	49	口振サインフラグ
99	新期別内訳額５１	169	旧納期限９	239	旧期別内訳額１４４	50	納付区分フラグ
100	新期別内訳額５２	170	新納期限９	240	旧期別内訳額１４５	51	収納種別フラグ
101	新期別内訳額５３	171	旧期別賦課額１０	241	旧期別内訳額１４６	52	消込金額フラグ
102	新期別内訳額５４	172	旧期別内訳額１０１	242	新期別賦課額１４	53	消込本税額フラグ
103	新期別内訳額５５	173	旧期別内訳額１０２	243	新期別内訳額１４１	54	消込延滞金フラグ
104	新期別内訳額５６	174	旧期別内訳額１０３	244	新期別内訳額１４２	55	報奨金フラグ
105	旧納期限５	175	旧期別内訳額１０４	245	新期別内訳額１４３	56	消込督促手数料フラグ
106	新納期限５	176	旧期別内訳額１０５	246	新期別内訳額１４４	57	領収日フラグ
107	旧期別賦課額６	177	旧期別内訳額１０６	247	新期別内訳額１４５	58	収入日フラグ
108	旧期別内訳額６１	178	新期別賦課額１０	248	新期別内訳額１４６	59	バッチ番号フラグ
109	旧期別内訳額６２	179	新期別内訳額１０１	249	旧納期限１４	60	センター処理日フラグ
110	旧期別内訳額６３	180	新期別内訳額１０２	250	新納期限１４	61	読取番号フラグ
111	旧期別内訳額６４	181	新期別内訳額１０３	251	賦課期日	62	データ種別フラグ
112	旧期別内訳額６５	182	新期別内訳額１０４	252	排他フラグ	63	取消区分フラグ
113	旧期別内訳額６６	183	新期別内訳額１０５	253	プロセスＩＤ	64	重複エラーフラグ
114	新期別賦課額６	184	新期別内訳額１０６	254	職員番号		
115	新期別内訳額６１	185	旧納期限１０	255	最終更新日付		消込データテーブル
116	新期別内訳額６２	186	新納期限１０	256	最終更新時刻	No	日本語項目名
117	新期別内訳額６３	187	旧期別賦課額１１			1	税目コード
118	新期別内訳額６４	188	旧期別内訳額１１１		消込エラーデータテーブル	2	賦課年度
119	新期別内訳額６５	189	旧期別内訳額１１２	No	日本語項目名	3	相当年度
120	新期別内訳額６６	190	旧期別内訳額１１３	1	シーケンスＮＯ	4	記号番号
121	旧納期限６	191	旧期別内訳額１１４	2	地方公共団体コード	5	枝番
122	新納期限６	192	旧期別内訳額１１５	3	税目コード	6	始期
123	旧期別賦課額７	193	旧期別内訳額１１６	4	賦課年度	7	終期
124	旧期別内訳額７１	194	新期別賦課額１１	5	相当年度	8	分納回数
125	旧期別内訳額７２	195	新期別内訳額１１１	6	記号番号	9	連番
126	旧期別内訳額７３	196	新期別内訳額１１２	7	枝番	10	納付書番号
127	旧期別内訳額７４	197	新期別内訳額１１３	8	始期	11	納税義務者番号
128	旧期別内訳額７５	198	新期別内訳額１１４	9	終期	12	同一納税義務者ＳＥＱ
129	旧期別内訳額７６	199	新期別内訳額１１５	10	分納回数	13	納付書種別
130	新期別賦課額７	200	新期別内訳額１１６	11	納付書番号	14	収入区分
131	新期別内訳額７１	201	旧納期限１１	12	納付書種別	15	口振サイン
132	新期別内訳額７２	202	新納期限１１	13	収入区分	16	納付区分
133	新期別内訳額７３	203	旧期別賦課額１２	14	口振サイン	17	収納種別
134	新期別内訳額７４	204	旧期別内訳額１２１	15	納付区分	18	消込金額
135	新期別内訳額７５	205	旧期別内訳額１２２	16	収納種別	19	消込本税額
136	新期別内訳額７６	206	旧期別内訳額１２３	17	消込本税額	20	消込延滞金
137	旧納期限７	207	旧期別内訳額１２４	18	消込延滞金	21	報奨金
138	新納期限７	208	旧期別内訳額１２５	19	報奨金	22	消込督促手数料
139	旧期別賦課額８	209	旧期別内訳額１２６	20	消込督促手数料	23	領収日
140	旧期別内訳額８１	210	新期別賦課額１２	21	消込金額	24	収入日
141	旧期別内訳額８２	211	新期別内訳額１２１	22	領収日	25	バッチ番号
142	旧期別内訳額８３	212	新期別内訳額１２２	23	収入日	26	センター処理日
143	旧期別内訳額８４	213	新期別内訳額１２３	24	バッチ番号	27	読取番号
144	旧期別内訳額８５	214	新期別内訳額１２４	25	センター処理日	28	データ種別
145	旧期別内訳額８６	215	新期別内訳額１２５	26	読取番号	29	取消区分
146	新期別賦課額８	216	新期別内訳額１２６	27	データ種別	30	処理日
147	新期別内訳額８１	217	旧納期限１２	28	取消区分	31	排他フラグ
148	新期別内訳額８２	218	新納期限１２	29	修正区分	32	プロセスＩＤ
149	新期別内訳額８３	219	旧期別賦課額１３	30	削除区分	33	職員番号
150	新期別内訳額８４	220	旧期別内訳額１３１	31	処理日	34	最終更新日付
151	新期別内訳額８５	221	旧期別内訳額１３２	32	排他フラグ	35	最終更新時刻
152	新期別内訳額８６	222	旧期別内訳額１３３	33	プロセスＩＤ		
153	旧納期限８	223	旧期別内訳額１３４	34	職員番号		収納分納テーブル
154	新納期限８	224	旧期別内訳額１３５	35	最終更新日付	No	日本語項目名
155	旧期別賦課額９	225	旧期別内訳額１３６	36	最終更新時刻	1	税目コード
156	旧期別内訳額９１	226	新期別賦課額１３	37	地方公共団体コードフラグ	2	記号番号
157	旧期別内訳額９２	227	新期別内訳額１３１	38	税目コードフラグ	3	枝番
158	旧期別内訳額９３	228	新期別内訳額１３２	39	賦課年度フラグ	4	調書番号
159	旧期別内訳額９４	229	新期別内訳額１３３	40	相当年度フラグ	5	回数

6	賦課年度	10	振替先相当年度	80	加算金退職医療一般	49	口振サインフラグ
7	相当年度	11	振替先記号番号	81	加算金一般医療退職	50	納付区分フラグ
8	分納子番	12	振替先枝番	82	加算金退職医療退職	51	収納種別フラグ
9	宛名番号	13	振替先期別	83	加算金一般支援金一般	52	消込金額フラグ
10	宛名番号ＳＥＱ	14	振替先基準日	84	加算金退職支援金一般	53	消込本税額フラグ
11	処分コード	15	医療一般医療一般	85	加算金一般支援金退職	54	消込延滞金フラグ
12	分納区分	16	医療退職医療一般	86	加算金退職支援金退職	55	報奨金フラグ
13	分納回数	17	医療一般医療退職	87	加算金一般介護一般	56	消込督促手数料フラグ
14	約束年月日	18	医療退職医療退職	88	加算金退職介護一般	57	領収日フラグ
15	初回支払日	19	支援金一般支援金一般	89	加算金一般介護退職	58	収入日フラグ
16	最終支払日	20	支援金退職支援金一般	90	加算金退職介護退職	59	バッチ番号フラグ
17	受付年月日	21	支援金一般支援金退職	91	加算金一般延滞金一般	60	センター処理日フラグ
18	証券種類コード	22	支援金退職支援金退職	92	加算金退職延滞金一般	61	読取番号フラグ
19	証券番号	23	介護一般介護一般	93	加算金一般延滞金退職	62	データ種別フラグ
20	支払人	24	介護退職介護一般	94	加算金退職延滞金退職	63	取消区分フラグ
21	支払場所	25	介護一般介護退職	95	プロセスＩＤ	64	重複エラーフラグ
22	支払予定額	26	介護退職介護退職	96	職員番号		
23	収入額	27	延滞金一般延滞金一般	97	最終更新日付		仮消込データテーブル
24	仮消込額	28	延滞金退職延滞金一般	98	最終更新時刻	No	日本語項目名
25	納付予定日	29	延滞金一般延滞金退職			1	税目コード
26	領収日	30	延滞金退職延滞金退職		仮消込エラーデータテーブル	2	賦課年度
27	収入日	31	医療一般支援金一般	No	日本語項目名	3	相当年度
28	明細記号番号	32	医療退職支援金一般	1	シーケンスＮＯ	4	記号番号
29	明細枝番	33	医療一般支援金退職	2	地方公共団体コード	5	枝番
30	期別	34	医療退職支援金退職	3	税目コード	6	始期
31	月別	35	医療一般介護一般	4	賦課年度	7	終期
32	通知書番号	36	医療退職介護一般	5	相当年度	8	分納回数
33	本税分納額	37	医療一般介護退職	6	記号番号	9	連番
34	督手分納額	38	医療退職介護退職	7	枝番	10	納付書番号
35	延滞金分納額	39	医療一般延滞金一般	8	始期	11	納税義務者番号
36	加算金分納額	40	医療退職延滞金一般	9	終期	12	同一納税義務者ＳＥＱ
37	排他フラグ	41	医療一般延滞金退職	10	分納回数	13	納付書種別
38	プロセスＩＤ	42	医療退職延滞金退職	11	納付書番号	14	収入区分
39	職員番号	43	支援金一般医療一般	12	納付書種別	15	口振サイン
40	最終更新日付	44	支援金退職医療一般	13	収入区分	16	納付区分
41	最終更新時刻	45	支援金一般医療退職	14	口振サイン	17	収納種別
		46	支援金退職医療退職	15	納付区分	18	消込金額
	収納個人テーブル	47	支援金一般介護一般	16	収納種別	19	消込本税額
No	日本語項目名	48	支援金退職介護一般	17	消込本税額	20	消込延滞金
1	税目コード	49	支援金一般介護退職	18	消込延滞金	21	報奨金
2	記号番号	50	支援金退職介護退職	19	報奨金	22	消込督促手数料
3	枝番	51	支援金一般延滞金一般	20	消込督促手数料	23	領収日
4	納税義務者番号	52	支援金退職延滞金一般	21	消込金額	24	収入日
5	同一納税義務者ＳＥＱ	53	支援金一般延滞金退職	22	領収日	25	バッチ番号
6	口振不能回数	54	支援金退職延滞金退職	23	収入日	26	センター処理日
7	最終口振不能年月	55	介護一般医療一般	24	バッチ番号	27	読取番号
8	予備１	56	介護退職医療一般	25	センター処理日	28	データ種別
9	予備２	57	介護一般医療退職	26	読取番号	29	取消区分
10	予備３	58	介護退職医療退職	27	データ種別	30	処理日
11	予備４	59	介護一般支援金一般	28	取消区分	31	排他フラグ
12	予備５	60	介護退職支援金一般	29	修正区分	32	プロセスＩＤ
13	予備６	61	介護一般支援金退職	30	削除区分	33	職員番号
14	登録日	62	介護退職支援金退職	31	処理日	34	最終更新日付
15	排他フラグ	63	介護一般延滞金一般	32	排他フラグ	35	最終更新時刻
16	プロセスＩＤ	64	介護退職延滞金一般	33	プロセスＩＤ		
17	職員番号	65	介護一般延滞金退職	34	職員番号		
18	最終更新日付	66	介護退職延滞金退職	35	最終更新日付		
19	最終更新時刻	67	延滞金一般医療一般	36	最終更新時刻		
		68	延滞金退職医療一般	37	地方公共団体コードフラグ		
	収入更正異動累積テーブル	69	延滞金一般医療退職	38	税目コードフラグ		
No	日本語項目名	70	延滞金退職医療退職	39	賦課年度フラグ		
1	振替元税目コード	71	延滞金一般支援金一般	40	相当年度フラグ		
2	振替元賦課年度	72	延滞金退職支援金一般	41	記号番号フラグ		
3	振替元相当年度	73	延滞金一般支援金退職	42	枝番フラグ		
4	振替元記号番号	74	延滞金退職支援金退職	43	始期フラグ		
5	振替元枝番	75	延滞金一般介護一般	44	終期フラグ		
6	振替元期別	76	延滞金退職介護一般	45	分納回数フラグ		
7	振替元基準日	77	延滞金一般介護退職	46	納付書番号フラグ		
8	振替先税目コード	78	延滞金退職介護退職	47	納付書種別フラグ		
9	振替先賦課年度	79	加算金一般医療一般	48	収入区分フラグ		

設計書-給付【1／7】

給付パラメタテーブル							
No	日本語項目名	10	保険者番号コード	80	特例療養費区分	14	記号番号
1	パラメタＩＤ	11	診療年月	81	差額区分	15	性別
2	開始年月日	12	医療機関番号	82	療養費状況区分	16	生年
3	数値１	13	診療科コード	83	療養費受付日	17	診療開始日
4	数値２	14	記号番号	84	療養費申請額	18	診療終了日
5	数値３	15	性別	85	療養費公費区分	19	診療実日数
6	英数字１	16	生年	86	資格区分	20	決定点数
7	英数字２	17	診療開始日	87	給付コード区分	21	決定金額
8	英数字３	18	診療終了日	88	公害求償区分	22	本人負担額
9	漢字１	19	診療実日数	89	一般退職振替日	23	減免区分
10	漢字２	20	決定点数	90	一般退職振替区分	24	減免点数
11	漢字３	21	決定金額	91	多数該当	25	減免金額
12	自由カラム１	22	本人負担額	92	限度額適用認定証区分	26	減免一部負担金
13	自由カラム２	23	減免区分	93	公費負担金額	27	食事療養費実日数
14	自由カラム３	24	減免点数	94	公２負担金額	28	食事療養費
15	排他フラグ	25	減免金額	95	算定保険決定点数	29	食事療養費標準負担額
16	プロセスＩＤ	26	減免一部負担金	96	算定保険費用額	30	薬剤一部負担金
17	職員番号	27	食事療養費実日数	97	算定保険負担者負担額	31	公費法制１
18	最終更新日付	28	食事療養費	98	算定保険高額療養費	32	公費府県１
19	最終更新時刻	29	食事療養費標準負担額	99	算定保険高額療養費百分	33	公費負担者番号１
		30	薬剤一部負担金	100	算定保険長期高額療養費	34	公費受給者番号１
バッチ管理テーブル		31	公費法制１	101	算定保険患者負担額	35	公費実日数１
No	日本語項目名	32	公費府県１	102	算定保険他法優先公費負担額	36	公費点数１
1	ジョブ名	33	公費負担者番号１	103	算定保険国保優先公費負担額	37	公費患者負担額１
2	システム日付	34	公費受給者番号１	104	算定保険任意給付額	38	公費薬剤一部負担金１
3	システム時刻	35	公費実日数１	105	算定公１決定点数	39	公費対象一部負担金１
4	所属コード	36	公費点数１	106	算定公１費用額	40	公費食事療養費実日数１
5	職員コード	37	公費患者負担額１	107	算定公１負担者負担金額	41	公費食事療養費１
6	端末名	38	公費薬剤一部負担金１	108	算定公１高額療養費	42	公費食事療養費標準負担額１
7	開始時刻	39	公費対象一部負担金１	109	算定公１高額療養費百分	43	公費法制２
8	終了時刻	40	公費食事療養費実日数１	110	算定公１長期高額療養費	44	公費府県２
9	処理件数	41	公費食事療養費１	111	算定公１患者負担額	45	公費負担者番号２
10	表題１	42	公費食事療養費標準負担額１	112	算定公１他公費負担点数	46	公費受給者番号２
11	表題２	43	公費法制２	113	算定公１患者負担額他公費負担分	47	公費実日数２
12	表題３	44	公費府県２	114	算定公１任意給付額	48	公費点数２
13	終了フラグ	45	公費負担者番号２	115	算定公２決定点数	49	公費患者負担額２
14	バッチ条件入力	46	公費受給者番号２	116	算定公２費用額	50	公費薬剤一部負担金２
15	バッチ内共有情報	47	公費実日数２	117	算定公２負担者負担金額	51	公費対象一部負担金２
16	排他フラグ	48	公費点数２	118	算定公２高額療養費	52	公費食事療養費実日数２
17	自治体コード	49	公費患者負担額２	119	算定公２高額療養費百分	53	公費食事療養費２
		50	公費薬剤一部負担金２	120	算定公２長期高額療養費	54	公費食事療養費標準負担額２
帳票管理テーブル		51	公費対象一部負担金２	121	算定公２患者負担額	55	入外
No	日本語項目名	52	公費食事療養費実日数２	122	算定公２他公費負担点数	56	給付割合
1	帳票コード	53	公費食事療養費２	123	算定公２患者負担額他公費負担分	57	特記１
2	帳票名	54	公費食事療養費標準負担額２	124	算定公２任意給付額	58	特記２
3	認証分フラグ	55	入外	125	予備項目１	59	高額
4	電子公印フラグ	56	給付割合	126	予備項目２	60	特殊
5	印刷メッセージ１	57	特記１	127	予備項目３	61	割引
6	印刷メッセージ２	58	特記２	128	予備項目４	62	転帰１
7	出力メッセージ	59	高額	129	予備項目５	63	転帰２
8	用紙コード	60	特殊	130	削除フラグ	64	初診回数
9	用紙名称	61	割引	131	排他フラグ	65	初診点数
10	外国人氏名印字フラグ	62	転帰１	132	作成更新日時	66	再診回数
11	相続人・納管人フラグ	63	転帰２	133	所属コード	67	指導料有無
12	住所選択フラグ	64	初診回数			68	調剤技術基本料有無
13	作成更新日	65	初診点数	不特定給付記録テーブル		69	処理年月
14	帳票作成区分	66	再診回数	No	日本語項目名	70	個人番号
15	自治体識別コード	67	指導料有無	1	不特定給付記録番号	71	生年月日
		68	調剤技術基本料有無	2	給付種別	72	エラー種別
給付記録テーブル		69	処理年月	3	審査年月	73	エラー種類
No	日本語項目名	70	個人番号	4	給付番号	74	過誤再審査出力区分
1	給付記録番号	71	生年月日	5	給付番号２	75	過誤再審査依頼日
2	給付種別	72	エラー種別	6	給付種類	76	第三者行為区分
3	審査年月	73	エラー種類	7	保険区分	77	第三者行為番号
4	給付番号	74	過誤再審査出力区分	8	保険者法制コード	78	強制高額区分
5	給付番号２	75	過誤再審査依頼日	9	保険者都道府県コード	79	特定疾病区分
6	給付種類	76	第三者行為区分	10	保険者番号コード	80	特例療養費区分
7	保険区分	77	第三者行為番号	11	診療年月	81	差額区分
8	保険者法制コード	78	強制高額区分	12	医療機関番号	82	療養費状況区分
9	保険者都道府県コード	79	特定疾病区分	13	診療科コード	83	療養費受付日

						高齢高額支給テーブル	
84	療養費申請額	5	支給処理日	16	若年都返還金	No	日本語項目名
85	療養費公費区分	6	充当日	17	若年調整額	1	高齢高額支給番号
86	資格区分	7	支払先	18	若年差引支給額	2	記号番号
87	給付コード区分	8	支払区分	19	若年公費負担額	3	診療年月
88	公害求償区分	9	一般支給決定額	20	若年限度額区分	4	主個人番号
89	一般退職振替日	10	退職支給決定額	21	若年単独合算区分	5	合算一般費用額
90	一般退職振替区分	11	支給決定額	22	若年多数該当区分	6	合算退職費用額
91	多数該当	12	充当額	23	若年公費該当区分	7	合算費用額
92	限度額適用認定証区分	13	貸付額	24	未納該当区分	8	合算一般一部負担金
93	公費負担金額	14	一般差引支給額	25	差額該当区分	9	合算退職一部負担金
94	公２負担金額	15	退職差引支給額	26	申請書保留区分	10	合算一部負担金
95	算定保険決定点数	16	差引支給額	27	申請書出力区分	11	外来自己負担額
96	算定保険費用額	17	郵政公社コード	28	申請書出力日	12	合算限度額
97	算定保険負担者負担額	18	金融機関コード	29	支給区分	13	合算今回計算額
98	算定保険高額療養費	19	支店コード	30	支給決定日	14	合算既支給額
99	算定保険高額療養費百分	20	口座種別	31	支給処理日	15	合算都返還金
100	算定保険長期高額療養費	21	口座番号	32	充当日	16	合算差引支給額
101	算定保険患者負担額	22	口座名義人個人番号	33	支払先	17	合算公費負担額
102	算定保険他法優先公費負担額	23	口座名義人氏名	34	支払区分	18	高齢今回計算額
103	算定保険国保優先公費負担額	24	口座本人区分	35	郵政公社コード	19	高齢既支給額
104	算定保険任意給付額	25	口座設定日	36	金融機関コード	20	高齢貸付額
105	算定公１決定点数	26	支払医療機関番号	37	支店コード	21	高齢充当額
106	算定公１費用額	27	債主コード	38	口座種別	22	高齢都返還金
107	算定公１負担者負担金額	28	削除フラグ	39	口座番号	23	高齢調整額
108	算定公１高額療養費	29	排他フラグ	40	口座名義人個人番号	24	高齢差引支給額
109	算定公１高額療養費百分	30	作成更新日時	41	口座名義人氏名	25	自己負担額合計
110	算定公１長期高額療養費	31	所属コード	42	口座本人区分	26	高齢限度額区分
111	算定公１患者負担額			43	口座設定日	27	高齢単独合算区分
112	算定公１他公費負担点数		高額明細テーブル	44	支払医療機関番号	28	高齢多数該当区分
113	算定公１患者負担額他公費負担分	No	日本語項目名	45	削除フラグ	29	公費該当区分
114	算定公１任意給付額	1	高額明細番号	46	排他フラグ	30	未納該当区分
115	算定公２決定点数	2	給付コード	47	作成更新日時	31	差額該当区分
116	算定公２費用額	3	高額計算済み区分	48	所属コード	32	申請書保留区分
117	算定公２負担者負担金額	4	高額計算対象区分			33	申請書出力区分
118	算定公２高額療養費	5	若年高齢区分		高齢高額支給明細テーブル	34	申請書出力日
119	算定公２高額療養費百分	6	記号番号	No	日本語項目名	35	支給区分
120	算定公２長期高額療養費	7	診療年月	1	高齢高額支給明細番号	36	支給決定日
121	算定公２患者負担額	8	削除フラグ	2	高額明細番号	37	支給処理日
122	算定公２他公費負担点数	9	排他フラグ	3	高齢高額支給番号	38	充当日
123	算定公２患者負担額他公費負担分	10	作成更新日時	4	高齢高額外来支給番号	39	支払先
124	算定公２任意給付額	11	所属コード	5	按分額計	40	支払区分
125	予備項目１			6	若年支給按分額	41	郵政公社コード
126	予備項目２		若年高額支給明細テーブル	7	高齢合算支給按分額	42	金融機関コード
127	予備項目３	No	日本語項目名	8	高齢外来支給按分額	43	支店コード
128	予備項目４	1	若年高額支給明細番号	9	削除フラグ	44	口座種別
129	予備項目５	2	高額明細番号	10	排他フラグ	45	口座番号
130	削除フラグ	3	若年高額支給番号	11	作成更新日時	46	口座名義人個人番号
131	排他フラグ	4	若年支給按分額	12	所属コード	47	口座名義人氏名
132	作成更新日時	5	削除フラグ			48	口座本人区分
133	所属コード	6	排他フラグ		高齢高額外来支給テーブル	49	口座設定日
		7	作成更新日時	No	日本語項目名	50	支払医療機関番号
	調剤情報テーブル	8	所属コード	1	高齢高額外来支給番号	51	削除フラグ
No	日本語項目名			2	高齢高額支給番号	52	排他フラグ
1	給付記録番号		若年高額支給テーブル	3	個人番号	53	作成更新日時
2	記号番号	No	日本語項目名	4	一般退職区分	54	所属コード
3	個人番号	1	若年高額支給番号	5	外来費用額		
4	診療年月	2	記号番号	6	外来一部負担金		高額支給テーブル
5	処方箋医療機関番号	3	診療年月	7	外来限度額	No	日本語項目名
6	調剤合算済み区分	4	主個人番号	8	外来今回計算額	1	高額支給番号
7	削除フラグ	5	若年一般費用額	9	外来既支給額	2	若年高額支給番号
8	排他フラグ	6	若年退職費用額	10	外来都返還金	3	高齢高額支給番号
9	作成更新日時	7	若年費用額	11	外来差引支給額	4	記号番号
10	所属コード	8	若年一般一部負担金	12	外来公費負担額	5	診療年月
		9	若年退職一部負担金	13	外来限度額区分	6	主個人番号
	療養費支給テーブル	10	若年一部負担金	14	削除フラグ	7	若年差引支給額
No	日本語項目名	11	若年限度額	15	排他フラグ	8	高齢差引支給額
1	療養費支給番号	12	若年今回計算額	16	作成更新日時	9	全体一般費用額
2	給付記録番号	13	若年既支給額	17	所属コード	10	全体退職費用額
3	支給区分	14	若年貸付額			11	全体費用額
4	支給決定日	15	若年充当額			12	全体一般一部負担金

13	全体退職一部負担金	31	削除フラグ	15	長期終了日	19	特疾証回収所属コード
14	全体一部負担金	32	排他フラグ	16	長期終了届出日	20	特疾発効期日
15	全体今回計算額	33	作成更新日時	17	主個人番号	21	特疾有効期限
16	全体既支給額	34	所属コード	18	一般退職区分	22	削除フラグ
17	全体貸付額			19	減額証発行日	23	排他フラグ
18	全体充当額		出産育児葬祭費テーブル	20	減額証発行事由コード	24	作成更新日時
19	全体調整額	No	日本語項目名	21	減額証発行所属コード	25	所属コード
20	全体差引支給額	1	出産葬祭番号	22	減額証回収日		
21	全体公費負担額	2	記号番号	23	減額証回収事由コード		特定疾患対象者テーブル
22	多数該当区分	3	出葬区分	24	減額証回収所属コード	No	日本語項目名
23	公費該当区分	4	出葬受付区分	25	減額発効期日	1	特定疾患番号
24	未納該当区分	5	出葬受付日	26	減額有効期限	2	記号番号
25	差額該当区分	6	事象発生日	27	削除フラグ	3	個人番号
26	申請書保留区分	7	該当者個人番号	28	排他フラグ	4	受給者番号
27	申請書出力区分	8	出生区分	29	作成更新日時	5	判定区分
28	申請書出力日	9	出生児個人番号	30	所属コード	6	所得照会日
29	支給区分	10	申請者区分			7	終了日
30	支給決定日	11	申請者個人番号		結核精神証テーブル	8	特定疾患所得区分
31	支給処理日	12	申請者氏名	No	日本語項目名	9	強制変更フラグ
32	充当日	13	申請者郵便番号	1	結核精神番号	10	主個人番号
33	支払先	14	申請者住所１	2	記号番号	11	一般退職区分
34	支払区分	15	申請者住所２	3	個人番号	12	削除フラグ
35	郵政公社コード	16	申請者電話番号	4	年度	13	排他フラグ
36	金融機関コード	17	葬祭日	5	結精区分	14	作成更新日時
37	支店コード	18	支給区分	6	限度額区分	15	所属コード
38	口座種別	19	支給決定日	7	結精申請日		
39	口座番号	20	支給処理日	8	結精開始日		不当利得テーブル
40	口座名義人個人番号	21	充当日	9	結精開始届出日	No	日本語項目名
41	口座名義人氏名	22	支払先	10	結精終了日	1	不当利得番号
42	口座本人区分	23	支払区分	11	結精終了届出日	2	記号番号
43	口座設定日	24	一般支給決定額	12	医療機関番号	3	不当決定区分
44	支払医療機関番号	25	退職支給決定額	13	薬局コード	4	不当通知番号
45	履歴番号	26	支給決定額	14	その他コード１	5	不当賦課年度
46	削除フラグ	27	充当額	15	その他コード２	6	不当相当年度
47	排他フラグ	28	貸付額	16	その他コード３	7	不当通知保留区分
48	作成更新日時	29	一般差引支給額	17	主個人番号	8	不当通知処理日
49	所属コード	30	退職差引支給額	18	一般退職区分	9	不当通知発付日
		31	差引支給額	19	結精証発行日	10	不当通知納期限
	高額療養費償還払いテーブル	32	郵政公社コード	20	結精証発行事由コード	11	不当督促処理日
No	日本語項目名	33	金融機関コード	21	結精証発行所属コード	12	不当督促発付日
1	高額償還払い番号	34	支店コード	22	結精証回収日	13	不当督促納期限
2	高額償還種類	35	口座種別	23	結精証回収事由コード	14	不当催告処理日
3	高額償還受付日	36	口座番号	24	結精証回収所属コード	15	不当催告発付日
4	申請書出力日	37	口座名義人個人番号	25	結精発効期日	16	不当催告納期限
5	記号番号	38	口座名義人氏名	26	結精有効期限	17	不当時効日
6	診療年月	39	口座本人区分	27	削除フラグ	18	不当不納欠損日
7	個人番号	40	口座設定日	28	排他フラグ	19	不当一般決定額
8	医療機関番号	41	支払医療機関番号	29	作成更新日時	20	不当退職決定額
9	多数該当判断有無区分	42	貸付番号	30	所属コード	21	不当決定額
10	支給区分	43	削除フラグ			22	不当一般返還額
11	支給決定日	44	排他フラグ		特定疾病証テーブル	23	不当退職返還額
12	支給処理日	45	作成更新日時	No	日本語項目名	24	不当返還額
13	充当日	46	所属コード	1	特定疾病番号	25	不当一般領収日
14	支払先			2	記号番号	26	不当一般収納日
15	支払区分		減額認定証テーブル	3	個人番号	27	不当一般納付額
16	一般支給決定額	No	日本語項目名	4	年度	28	不当一般納付区分
17	退職支給決定額	1	減額認定番号	5	特疾区分	29	不当一般納付額計
18	支給決定額	2	記号番号	6	特定疾病名	30	不当退職領収日
19	充当額	3	個人番号	7	特疾申請日	31	不当退職収納日
20	差引支給額	4	年度	8	特疾開始日	32	不当退職納付額
21	郵政公社コード	5	減額区分	9	特疾開始届出日	33	不当退職納付区分
22	金融機関コード	6	減額適用区分	10	特疾終了日	34	不当退職納付額計
23	支店コード	7	減額申請日	11	特疾終了届出日	35	不当納付額
24	口座種別	8	減額開始日	12	主個人番号	36	不当納付額計
25	口座番号	9	減額開始届出日	13	一般退職区分	37	調定更正処理日
26	口座名義人個人番号	10	減額終了日	14	特疾証発行日	38	レセプト送付日
27	口座名義人氏名	11	減額終了届出日	15	特疾証発行事由コード	39	レセプト送付方法
28	口座本人区分	12	長期申請日	16	特疾証発行所属コード	40	世帯主個人番号
29	口座設定日	13	長期開始日	17	特疾証回収日	41	不当納付情報更新日
30	支払医療機関番号	14	長期開始届出日	18	特疾証回収事由コード	42	返還科目

				貸付テーブル			
43	削除フラグ	42	求償先電話番号２	No	日本語項目名	20	支払医療機関番号
44	排他フラグ	43	求償先通知出力区分２	1	貸付番号	21	債主コード
45	作成更新日時	44	求償先通知日２	2	記号番号	22	不正区分
46	所属コード	45	求償先通知番号２	3	主個人番号	23	都公費対応区分
		46	一般求償額２	4	貸付区分	24	削除フラグ
不当利得対象テーブル		47	一般増減額２	5	申請日	25	排他フラグ
No	日本語項目名	48	一般領収日２	6	申請金額	26	作成更新日時
1	不当利得対象番号	49	一般収納日２	7	診療年月	27	所属コード
2	給付コード	50	一般納付額２	8	多数該当区分		
3	不当利得番号	51	一般納付区分２	9	若年費用額	給付メモテーブル	
4	不当対象外日	52	一般納付額計２	10	若年貸付額	No	日本語項目名
5	他庁照会区分	53	退職求償額２	11	若年計算額	1	給付コード
6	不当区分	54	退職増減額２	12	若年給付割合	2	メモ
7	一般退職区分	55	退職領収日２	13	若年限度額区分	3	削除フラグ
8	診療年月	56	退職収納日２	14	高齢費用額	4	排他フラグ
9	事象発生日	57	退職納付額２	15	高齢貸付額	5	作成更新日時
10	支給決定日	58	退職納付区分２	16	高齢多数該当区分	6	所属コード
11	決定点数	59	退職納付額計２	17	高齢限度額区分		
12	決定金額	60	削除フラグ	18	該当者個人番号	償還払いテーブル	
13	医療機関番号	61	排他フラグ	19	出産予定日	No	日本語項目名
14	診療実日数	62	作成更新日時	20	出産貸付額	1	償還払い番号
15	不当集計用年齢区分	63	所属コード	21	支給区分	2	償還種類
16	削除フラグ			22	支給決定日	3	償還受付日
17	排他フラグ	差額支給テーブル		23	支給処理日	4	償還申請額
18	作成更新日時	No	日本語項目名	24	充当日	5	記号番号
19	所属コード	1	差額支給番号	25	支払先	6	個人番号
		2	記号番号	26	支払区分	7	診療年月
第三者行為テーブル		3	差額決定区分	27	一般支給決定額	8	資格区分
No	日本語項目名	4	差額支給通知番号	28	退職支給決定額	9	食事日数
1	第三者行為番号	5	差額支給通知保留区分	29	支給決定額	10	決定金額
2	記号番号	6	差額支給通知出力日	30	充当額	11	償還割合区分
3	該当者個人番号	7	差額支給受付日	31	一般差引支給額	12	支給区分
4	第三者登録日	8	支給区分	32	退職差引支給額	13	支給決定日
5	第三者登録事由	9	支給決定日	33	差引支給額	14	支給処理日
6	第三者事故発生日	10	支給処理日	34	郵政公社コード	15	充当日
7	第三者事故発生事由	11	充当日	35	金融機関コード	16	支払先
8	第三者求償割合	12	支払先	36	支店コード	17	支払区分
9	第三者開始日	13	支払区分	37	口座種別	18	一般支給決定額
10	第三者終了日	14	一般支給決定額	38	口座番号	19	退職支給決定額
11	第三者納通出力日	15	退職支給決定額	39	口座名義人個人番号	20	支給決定額
12	第三者減額処理日	16	支給決定額	40	口座名義人氏名	21	充当額
13	該当者通知出力区分	17	充当額	41	口座本人区分	22	貸付額
14	該当者通知日	18	貸付額	42	口座設定日	23	一般差引支給額
15	該当者通知番号	19	一般差引支給額	43	支払医療機関番号	24	退職差引支給額
16	求償先区分１	20	退職差引支給額	44	削除フラグ	25	差引支給額
17	求償先郵便番号１	21	差引支給額	45	排他フラグ	26	郵政公社コード
18	求償先住所１１	22	郵政公社コード	46	作成更新日時	27	金融機関コード
19	求償先住所１２	23	金融機関コード	47	所属コード	28	支店コード
20	求償先電話番号１	24	支店コード			29	口座種別
21	求償先通知出力区分１	25	口座種別	医療機関テーブル		30	口座番号
22	求償先通知日１	26	口座番号	No	日本語項目名	31	口座名義人個人番号
23	求償先通知番号１	27	口座名義人個人番号	1	医療機関番号	32	口座名義人氏名
24	一般求償額１	28	口座名義人氏名	2	医療債主区分	33	口座本人区分
25	一般増減額１	29	口座本人区分	3	医療機関コード	34	口座設定日
26	一般領収日１	30	口座設定日	4	カナ医療機関名	35	支払医療機関番号
27	一般収納日１	31	支払医療機関番号	5	医療機関名	36	削除フラグ
28	一般納付額１	32	削除フラグ	6	郵便番号	37	排他フラグ
29	一般納付区分１	33	排他フラグ	7	住所１	38	作成更新日時
30	一般納付額計１	34	作成更新日時	8	住所２	39	所属コード
31	退職求償額１	35	所属コード	9	電話番号		
32	退職増減額１			10	ＦＡＸ番号	高額介護合算基本テーブル	
33	退職領収日１	差額支給対象テーブル		11	郵政公社コード	No	日本語項目名
34	退職収納日１	No	日本語項目名	12	金融機関コード	1	高額介護合算基本番号
35	退職納付額１	1	差額支給対象番号	13	支店コード	2	記号番号
36	退職納付区分１	2	給付コード	14	口座種別	3	個人番号
37	退職納付額計１	3	差額支給番号	15	口座番号	4	申請対象年度
38	求償先区分２	4	削除フラグ	16	口座名義人個人番号	5	申請書整理番号
39	求償先郵便番号２	5	排他フラグ	17	口座名義人氏名	6	本人申請区分
40	求償先住所２１	6	作成更新日時	18	口座本人区分	7	申請状態区分
41	求償先住所２２	7	所属コード	19	口座設定日	8	申請年月日

設計書-給付【5／7】

9	申請者氏名	30	被保期間終了年月日	16	区分予備３	8	町名コード
10	申請者郵便番号	31	計算対象期間開始	17	区分予備４	9	番地コード
11	申請者住所１	32	計算対象期間終了	18	区分予備５	10	枝番コード
12	申請者住所２	33	精算対象者区分	19	削除フラグ	11	小枝番コード
13	申請者電話番号	34	口座管理番号	20	排他フラグ	12	枝番３コード
14	申請者住所区分	35	振込先口座管理番号	21	作成更新日時	13	番地編集区分
15	申請者市外住所コード	36	支払先	22	所属コード	14	住所
16	申請者町名コード	37	支払区分			15	方書コード
17	申請者番地コード	38	郵政公社コード		高額合算計算結果テーブル	16	方書
18	申請者枝番コード	39	金融機関コード	No	日本語項目名	17	電話番号
19	申請者小枝番コード	40	支店コード	1	高額合算計算結果番号	18	ＦＡＸ番号
20	申請者枝番３コード	41	口座種別	2	高額介護合算基本番号	19	担当組織名
21	申請者番地編集区分	42	口座番号	3	世帯負担総額	20	送付先区分
22	申請者住所	43	口座名義人個人番号	4	世帯負担額	21	送付先郵便番号
23	申請者方書コード	44	口座名義人氏名	5	高齢世帯負担額	22	送付先住所区分
24	申請者方書	45	口座本人区分	6	課税区分	23	送付先市外住所コード
25	自己負担額	46	口座設定日	7	高齢課税区分	24	送付先町名コード
26	支給決定額	47	マイナス高額療養費有無	8	介護合算算定基準額	25	送付先番地コード
27	今回計算額	48	７５歳特例若年支給有無	9	高齢介護合算算定基準額	26	送付先枝番コード
28	保険料充当額	49	区分予備１	10	区分予備１	27	送付先小枝番コード
29	既支給額	50	区分予備２	11	区分予備２	28	送付先枝番３コード
30	連絡元保険者番号	51	区分予備３	12	区分予備３	29	送付先番地編集区分
31	保険者連絡票整理番号	52	区分予備４	13	区分予備４	30	送付先住所
32	支給通知フラグ	53	区分予備５	14	区分予備５	31	送付先方書コード
33	支給区分	54	削除フラグ	15	削除フラグ	32	送付先方書
34	支給決定日	55	排他フラグ	16	排他フラグ	33	送付先電話番号
35	支給処理日	56	作成更新日時	17	作成更新日時	34	送付先ＦＡＸ番号
36	充当日	57	所属コード	18	所属コード	35	送付先担当組織名
37	時効完成日					36	区分予備１
38	区分予備１		高額合算加入歴テーブル		高額合算内訳テーブル	37	区分予備２
39	区分予備２	No	日本語項目名	No	日本語項目名	38	区分予備３
40	区分予備３	1	高額合算加入歴番号	1	高額合算内訳番号	39	区分予備４
41	区分予備４	2	高額介護合算申請番号	2	高額合算計算結果番号	40	区分予備５
42	区分予備５	3	保険者番号	3	高額合算加入歴番号	41	削除フラグ
43	削除フラグ	4	開始加入期間	4	保険者番号	42	排他フラグ
44	排他フラグ	5	終了加入期間	5	個人番号	43	作成更新日時
45	作成更新日時	6	添付証明書整理番号	6	高齢負担額	44	所属コード
46	所属コード	7	連絡元被保険者証記号	7	高齢按分率分子		
		8	連絡元被保険者証番号	8	高齢按分率分母		不当時効管理テーブル
	高額介護合算申請テーブル	9	連絡元被保険者番号	9	高齢支給額	No	日本語項目名
No	日本語項目名	10	証明年月日	10	若年分負担額	1	不当通知番号
1	高額介護合算申請番号	11	連絡票整理番号	11	世帯負担額	2	連番
2	高額介護合算基本番号	12	連絡票送付先変更フラグ	12	按分率分子	3	最新フラグ
3	自己負担額証明書整理番号	13	区分予備１	13	按分率分母	4	完成猶予事由
4	添付証明書区分	14	区分予備２	14	世帯支給額	5	起算日
5	証明年月日	15	区分予備３	15	世帯合算支給額	6	時効予定日
6	記号番号	16	区分予備４	16	支給連絡先区分	7	停止フラグ
7	個人番号	17	区分予備５	17	世帯按分後支給額	8	数値予備１
8	本人申請計算期間の始期	18	削除フラグ	18	高齢世帯按分後支給額	9	数値予備２
9	本人申請計算期間の終期	19	排他フラグ	19	世帯按分端数処理区分	10	数値予備３
10	本人申請続柄	20	作成更新日時	20	通知年月日	11	日付予備１
11	本人申請国保加入期間開始	21	所属コード	21	区分予備１	12	日付予備２
12	本人申請国保加入期間終期			22	区分予備２	13	日付予備３
13	介護被保険者番号		高額合算証明明細テーブル	23	区分予備３	14	区分予備１
14	本人申請介護加入期間開始	No	日本語項目名	24	区分予備４	15	区分予備２
15	本人申請介護加入期間終期	1	高額合算証明明細番号	25	区分予備５	16	区分予備３
16	本人申請喪失事由	2	高額介護合算申請番号	26	削除フラグ	17	項目予備１
17	本人申請喪失年月日	3	自己負担額証明書整理番号	27	排他フラグ	18	項目予備２
18	本人申請内容区分	4	添付証明書区分	28	作成更新日時	19	項目予備３
19	計算期間エラー有無	5	高額介護合算区分	29	所属コード	20	項目予備４
20	続柄エラー有無	6	診療年月			21	項目予備５
21	国保加入期間エラー有無	7	自己負担額		高額合算保険者テーブル	22	削除フラグ
22	資格喪失エラー有無	8	調整額	No	日本語項目名	23	排他フラグ
23	自己負担証明書エラー有無	9	うち高齢自己負担額	1	保険者番号	24	作成更新日時
24	エラー有無予備１	10	高齢調整額	2	保険者区分	25	所属コード
25	エラー有無予備２	11	摘要	3	カナ保険者名		
26	エラー有無予備３	12	マイナス高額療養費有無	4	保険者名		
27	エラー有無予備４	13	７５歳特例若年支給有無	5	郵便番号		
28	エラー有無予備５	14	区分予備１	6	住所区分		
29	被保期間開始年月日	15	区分予備２	7	市外住所コード		

設計書-給付【6／7】

課税区分テーブル						外来年間合算基本テーブル	
No	日本語項目名	70	所属コード	17	登録日	No	日本語項目名
1	記号番号			18	削除フラグ	1	外来年間合算基本番号
2	年度	診療日情報テーブル		19	排他フラグ	2	保険者番号
3	履歴番号	No	日本語項目名	20	作成更新日時	3	記号番号
4	登録日	1	給付記録番号	21	所属コード	4	主宛名番号
5	世帯情報１	2	受診１日			5	申請対象年度
6	世帯情報２	3	受診２日	転居月７５歳特例テーブル		6	申請区分
7	世帯情報３	4	受診３日	No	日本語項目名	7	申請状態区分
8	世帯情報４	5	受診４日	1	転居月７５歳特例番号	8	申請形態
9	世帯情報５	6	受診５日	2	記号番号	9	申請内容区分
10	世帯情報６	7	受診６日	3	宛名番号	10	申請書整理番号
11	世帯情報７	8	受診７日	4	履歴番号	11	計算対象期間開始
12	世帯情報８	9	受診８日	5	最新フラグ	12	計算対象期間終了
13	世帯情報９	10	受診９日	6	対象年月	13	申請書出力日
14	世帯情報１０	11	受診１０日	7	特例対象フラグ	14	申請年月日
15	世帯情報１１	12	受診１１日	8	予備１	15	証明書発行日
16	世帯情報１２	13	受診１２日	9	予備２	16	勧奨計算日
17	個人情報１	14	受診１３日	10	予備３	17	支給計算日
18	個人情報２	15	受診１４日	11	予備４	18	勧奨区分
19	個人情報３	16	受診１５日	12	予備５	19	勧奨通知日
20	個人情報４	17	受診１６日	13	予備６	20	勧奨除外日
21	個人情報５	18	受診１７日	14	予備７	21	勧奨補正日
22	個人情報６	19	受診１８日	15	予備８	22	自己負担額変更判定日
23	個人情報７	20	受診１９日	16	予備９	23	精算区分
24	個人情報８	21	受診２０日	17	予備１０	24	申請者宛名番号
25	個人情報９	22	受診２１日	18	登録日	25	申請者氏名フリガナ
26	個人情報１０	23	受診２２日	19	削除フラグ	26	申請者氏名
27	個人情報１１	24	受診２３日	20	排他フラグ	27	申請者生年月日
28	個人情報１２	25	受診２４日	21	作成更新日時	28	申請者性別
29	個人情報１３	26	受診２５日	22	所属コード	29	申請者郵便番号
30	個人情報１４	27	受診２６日			30	申請者電話番号
31	個人情報１５	28	受診２７日	高額該当引継テーブル		31	申請者住所区分
32	個人情報１６	29	受診２８日	No	日本語項目名	32	申請者市外住所コード
33	個人情報１７	30	受診２９日	1	高額該当引継番号	33	申請者自治体コード
34	個人情報１８	31	受診３０日	2	記号番号	34	申請者町名コード
35	個人情報１９	32	受診３１日	3	年度	35	申請者番地コード
36	個人情報２０	33	削除フラグ	4	履歴番号	36	申請者枝番コード
37	個人情報２１	34	排他フラグ	5	最新フラグ	37	申請者小枝番コード
38	個人情報２２	35	作成更新日時	6	自市町村高額該当区分	38	申請者枝番３コード
39	個人情報２３	36	所属コード	7	他市町村高額該当区分	39	申請者番地編集区分
40	個人情報２４			8	予備１	40	申請者住所
41	個人情報２５	第三者行為対象テーブル		9	予備２	41	申請者方書コード
42	個人情報２６	No	日本語項目名	10	予備３	42	申請者方書
43	個人情報２７	1	第三者行為対象番号	11	予備４	43	申請者固定区分
44	個人情報２８	2	給付コード	12	予備５	44	高齢限度額区分
45	個人情報２９	3	第三者行為番号	13	予備６	45	世帯自己負担総額
46	個人情報３０	4	求償先区分	14	予備７	46	自己負担額
47	個人情報３１	5	削除フラグ	15	予備８	47	世帯支給総額
48	個人情報３２	6	排他フラグ	16	予備９	48	支給決定金額
49	個人情報３３	7	作成更新日時	17	予備１０	49	既支給額
50	個人情報３４	8	所属コード	18	登録日	50	医療費助成振替額
51	個人情報３５			19	削除フラグ	51	調整額
52	個人情報３６	転居特例対象世帯テーブル		20	排他フラグ	52	充当区分
53	個人情報３７	No	日本語項目名	21	作成更新日時	53	充当額
54	個人情報３８	1	転居特例対象世帯番号	22	所属コード	54	差引支給額
55	個人情報３９	2	記号番号			55	支給区分
56	個人情報４０	3	年度	高額該当強制テーブル		56	支給決定日
57	個人情報４１	4	履歴番号	No	日本語項目名	57	支給処理日
58	個人情報４２	5	最新フラグ	1	高額該当強制番号	58	口座振込日
59	個人情報４３	6	特例対象フラグ	2	記号番号	59	充当日
60	個人情報４４	7	予備１	3	年度	60	支払先
61	個人情報４５	8	予備２	4	強制自市町村高額該当区分	61	支払区分
62	個人情報４６	9	予備３	5	強制変更日	62	金融機関コード
63	個人情報４７	10	予備４	6	削除フラグ	63	支店コード
64	個人情報４８	11	予備５	7	排他フラグ	64	口座種別
65	個人情報４９	12	予備６	8	作成更新日時	65	口座番号
66	個人情報５０	13	予備７	9	所属コード	66	口座名義人氏名
67	削除フラグ	14	予備８			67	連携処理日
68	排他フラグ	15	予備９			68	関連番号
69	作成更新日時	16	予備１０			69	履歴番号

70	数値予備１	8	開始加入期間	27	医療費助成内訳２調整後負担額		
71	数値予備２	9	終了加入期間	28	医療費助成内訳２振替額		
72	数値予備３	10	連絡元被保険者証記号	29	医療費助成内訳３法制		
73	日付予備１	11	連絡元被保険者証番号	30	医療費助成内訳３負担額		
74	日付予備２	12	連絡元被保険者番号	31	医療費助成内訳３調整額		
75	日付予備３	13	添付証明書区分	32	医療費助成内訳３調整後負担額		
76	区分予備１	14	自己負担額証明書整理番号	33	医療費助成内訳３振替額		
77	区分予備２	15	証明年月日	34	数値予備１		
78	区分予備３	16	交付枚数	35	数値予備２		
79	項目予備１	17	計算結果区分	36	数値予備３		
80	項目予備２	18	連絡票整理番号	37	日付予備１		
81	項目予備３	19	連絡元保険者番号	38	日付予備２		
82	項目予備４	20	連絡票送付先区分	39	日付予備３		
83	項目予備５	21	自己負担額	40	区分予備１		
84	削除フラグ	22	助成負担額	41	区分予備２		
85	排他フラグ	23	支給決定金額	42	区分予備３		
86	作成更新日時	24	医療費助成振替額	43	項目予備１		
87	所属コード	25	按分率分子	44	項目予備２		
		26	按分率分母	45	項目予備３		
	外来年間合算申請テーブル	27	既支給額	46	項目予備４		
No	日本語項目名	28	世帯主申請番号	47	項目予備５		
1	外来年間合算申請番号	29	自市関連番号	48	削除フラグ		
2	外来年間合算基本番号	30	証明書対象区分	49	排他フラグ		
3	記号番号	31	数値予備１	50	作成更新日時		
4	宛名番号	32	数値予備２	51	所属コード		
5	宛名直接入力区分	33	数値予備３				
6	フリガナ	34	日付予備１				
7	氏名	35	日付予備２				
8	続柄	36	日付予備３				
9	生年月日	37	区分予備１				
10	性別	38	区分予備２				
11	加入期間開始	39	区分予備３				
12	加入期間終了	40	項目予備１				
13	精算事由	41	項目予備２				
14	精算基準日	42	項目予備３				
15	加入歴有無	43	項目予備４				
16	自己負担額	44	項目予備５				
17	自庁自己負担額	45	削除フラグ				
18	支給総額	46	排他フラグ				
19	支給決定金額	47	作成更新日時				
20	年間上限額	48	所属コード				
21	医療費助成振替額						
22	数値予備１		外来年間合算証明明細テーブル				
23	数値予備２	No	日本語項目名				
24	数値予備３	1	外来年間合算証明明細番号				
25	日付予備１	2	外来年間合算基本番号				
26	日付予備２	3	外来年間合算申請番号				
27	日付予備３	4	外来年間合算加入歴番号				
28	区分予備１	5	記号番号				
29	区分予備２	6	宛名番号				
30	区分予備３	7	診療年月				
31	項目予備１	8	自己負担額				
32	項目予備２	9	医療費助成負担額				
33	項目予備３	10	調整額				
34	項目予備４	11	医療費助成調整額				
35	項目予備５	12	調整後自己負担額				
36	削除フラグ	13	調整後医療費助成負担額				
37	排他フラグ	14	月按分支給額				
38	作成更新日時	15	摘要				
39	所属コード	16	現役並みフラグ				
		17	資格期間外フラグ				
	外来年間合算加入歴テーブル	18	金額強制変更日				
No	日本語項目名	19	医療費助成内訳１法制				
1	外来年間合算加入歴番号	20	医療費助成内訳１負担額				
2	外来年間合算基本番号	21	医療費助成内訳１調整額				
3	外来年間合算申請番号	22	医療費助成内訳１調整後負担額				
4	データ区分	23	医療費助成内訳１振替額				
5	記号番号	24	医療費助成内訳２法制				
6	宛名番号	25	医療費助成内訳２負担額				
7	保険者番号	26	医療費助成内訳２調整額				

設計書-滞納【1／4】

連絡先テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	連絡先連番
5	連絡先種別コード
6	連絡先宛名コード
7	連絡先名称カナ
8	連絡先名称漢字
9	連絡先住所漢字
10	連絡先方書漢字
11	連絡先郵便番号
12	連絡先電話番号
13	連絡先内線番号
14	連絡先ＦＡＸ
15	メールアドレス
16	税目コード
17	登録年月日
18	登録事由コード
19	取消年月日
20	取消事由コード
21	備考
22	自動更新禁止フラグ
23	優先区分
24	プロセスＩＤ
25	職員番号
26	最終更新日付
27	最終更新時刻

戸籍テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	戸籍連番
5	異動年月日
6	異動事由コード
7	本籍地
8	筆頭者
9	依頼年月日
10	回答年月日
11	判明事由コード
12	自動更新禁止フラグ
13	優先区分
14	プロセスＩＤ
15	職員番号
16	最終更新日付
17	最終更新時刻

滞納個人テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	担当区分
5	担当コード１
6	担当コード２
7	担当コード３
8	管内管外区分
9	地区コード
10	受入年月日
11	現年ー普徴
12	現年ー固定
13	現年ー償却
14	現年ー軽自
15	現年ー国保
16	現年ー特徴
17	現年ー法人
18	現年ー特土地
19	現年ー事業所
20	現年ーたばこ
21	現年ー入湯
22	現年ー介護特徴
23	現年ー介護普徴
24	現年ーその他
25	現年ー延滞金
26	滞繰ー普徴
27	滞繰ー固定
28	滞繰ー償却
29	滞繰ー軽自
30	滞繰ー国保
31	滞繰ー特徴
32	滞繰ー法人
33	滞繰ー特土地
34	滞繰ー事業所
35	滞繰ーたばこ
36	滞繰ー入湯
37	滞繰ー介護特徴
38	滞繰ー介護普徴
39	滞繰ーその他
40	滞繰ー延滞金
41	滞納区分コード
42	最終折衝日
43	職業コード
44	滞納理由コード
45	滞納理由補足
46	特記事項
47	納付方法コード
48	訪問予定年月日
49	訪問予定日
50	訪問予定時刻
51	最終納付年月日
52	最終納付金額
53	最終催告種別コード
54	最終催告年月日
55	最終催告期限
56	催告停止日
57	催告停止期限
58	催告停止事由コード
59	返戻年月日
60	返戻事由コード
61	実態調査ー依頼日
62	実態調査ー回答日
63	実態調査ー判明区分
64	生活保護有無
65	生活保護開始日
66	電話ー依頼日
67	電話ー回答日
68	電話ー差押可件数
69	不動産ー依頼日
70	不動産ー回答日
71	不動産ー差押可件数
72	給与ー依頼日
73	給与ー回答日
74	給与ー差押可件数
75	預金ー依頼日
76	預金ー回答日
77	預金ー差押可件数
78	郵貯ー依頼日
79	郵貯ー回答日
80	郵貯ー差押可件数
81	生保ー依頼日
82	生保ー回答日
83	生保ー差押可件数
84	債権ー依頼日
85	債権ー回答日
86	債権ー差押可件数
87	繰上徴収件数
88	納付委託件数
89	分割納付件数
90	徴収猶予件数
91	延滞金減免件数
92	差押件数
93	参加差押件数
94	交付要求件数
95	換価猶予件数
96	処分停止件数
97	時効中断件数
98	時効予定日
99	異動禁止フラグ
100	最終記事連番
101	臨戸分納区分
102	徴収区分
103	排他フラグ
104	プロセスＩＤ
105	職員番号
106	最終更新日付
107	最終更新時刻

記事テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	記事連番
5	記事年月日
6	記事時刻
7	記事コード
8	記事内容
9	折衝相手コード
10	折衝相手ーその他
11	担当コード
12	交渉年月日
13	交渉時刻
14	交渉コード
15	予定年月日
16	予定時刻
17	予定コード
18	予定内容
19	入金予定額
20	詳細有無フラグ
21	自動作成フラグ
22	処分コード
23	調書番号
24	分納用フラグ
25	確認済フラグ
26	プロセスＩＤ
27	職員番号
28	最終更新日付
29	最終更新時刻

詳細記事テーブル	
No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	記事連番
5	詳細記事連番
6	記事内容
7	プロセスＩＤ
8	職員番号
9	最終更新日付
10	最終更新時刻

処分テーブル	
No	日本語項目名
1	処分コード
2	調書番号
3	状態コード
4	宛名コード
5	処分内容
6	最大公売連番
7	プロセスＩＤ
8	職員番号
9	最終更新日付
10	最終更新時刻
11	記号番号
12	枝番

処分調定テーブル	
No	日本語項目名
1	処分コード
2	調書番号
3	処分連番
4	調定年度
5	課税年度
6	税目コード
7	通知書番号
8	事業年度開始日
9	申告区分
10	申告連番
11	期別
12	期別順番
13	宛名コード
14	本税処分額
15	督手処分額
16	延滞金処分額
17	加算金処分額
18	取消年月日
19	取消事由コード
20	プロセスＩＤ
21	職員番号
22	最終更新日付
23	最終更新時刻
24	記号番号
25	枝番

証券管理テーブル	
No	日本語項目名
1	受付番号
2	受付年月日
3	証券種類コード
4	証券番号
5	券面額
6	計算ー券面額
7	支払期日
8	指定期日
9	処分コード
10	調書番号
11	宛名コード
12	振出年月日
13	振出人氏名漢字
14	振出人住所漢字
15	支払人
16	支払場所
17	決済年月日
18	返却年月日
19	不渡年月日
20	組戻年月日
21	代金取立明細日
22	証券状態
23	組戻事由コード
24	プロセスＩＤ
25	職員番号
26	最終更新日付
27	最終更新時刻
28	記号番号
29	枝番

設計書-滞納【2／4】

分納テーブル

No	日本語項目名
1	処分コード
2	調書番号
3	処分連番
4	回数
5	指定期日
6	調定年度
7	課税年度
8	税目コード
9	通知書番号
10	事業年度開始日
11	申告区分
12	申告連番
13	期別
14	期別順番
15	宛名コード
16	本税分納額
17	督手分納額
18	延滞金分納額
19	加算金分納額
20	受付番号
21	プロセスＩＤ
22	職員番号
23	最終更新日付
24	最終更新時刻
25	記号番号
26	枝番

財産テーブル

No	日本語項目名
1	財産種類コード
2	詳細財産種類コード
3	財産番号
4	宛名コード
5	調査年月日
6	財産内容
7	差押可否
8	プロセスＩＤ
9	職員番号
10	最終更新日付
11	最終更新時刻
12	記号番号
13	枝番

権利者テーブル

No	日本語項目名
1	整理番号
2	分類コード
3	権利者氏名カナ
4	権利者氏名漢字
5	権利者住所漢字
6	権利者方書漢字
7	郵便番号
8	電話番号
9	取扱窓口
10	プロセスＩＤ
11	職員番号
12	最終更新日付
13	最終更新時刻

利害関係テーブル

No	日本語項目名
1	管理番号
2	整理番号
3	財産種類コード
4	受付年月日
5	利害関係区分コード
6	税目等
7	法定納期限等
8	担保権設定年月日
9	債権額
10	執行権有無
11	プロセスＩＤ
12	職員番号
13	最終更新日付
14	最終更新時刻

利害関係明細テーブル

No	日本語項目名
1	管理番号
2	連番
3	財産種類コード
4	詳細財産種類コード
5	財産番号
6	整理番号
7	プロセスＩＤ
8	職員番号
9	最終更新日付
10	最終更新時刻

物件明細テーブル

No	日本語項目名
1	処分コード
2	調書番号
3	財産種類コード
4	詳細財産種類コード
5	財産番号
6	解除年月日
7	解除事由コード
8	解除番号
9	履行期限
10	公売連番
11	財産の表示１
12	財産の表示２
13	財産の表示３
14	財産の表示４
15	財産の表示５
16	財産の表示６
17	財産の表示７
18	財産の表示８
19	財産の表示９
20	財産の表示１０
21	財産の表示１１
22	財産の表示１２
23	財産の表示１３
24	財産の表示１４
25	財産の表示１５
26	財産の表示１６
27	財産の表示１７
28	財産の表示１８
29	財産の表示１９
30	財産の表示２０
31	財産の表示２１
32	財産の表示２２
33	財産の表示２３
34	財産の表示２４
35	財産の表示２５
36	財産の表示２６
37	財産の表示２７
38	財産の表示２８
39	財産の表示２９
40	財産の表示３０
41	財産の表示３１
42	財産の表示３２
43	財産の表示３３
44	財産の表示３４
45	財産の表示３５
46	財産の表示３６
47	財産の表示３７
48	財産の表示３８
49	財産の表示３９
50	財産の表示４０
51	財産の表示４１
52	財産の表示４２
53	財産の表示４３
54	財産の表示４４
55	財産の表示４５
56	財産の表示４６
57	財産の表示４７
58	財産の表示４８
59	財産の表示４９
60	財産の表示５０
61	財産の表示５１
62	財産の表示５２
63	財産の表示５３
64	財産の表示５４
65	財産の表示５５
66	財産の表示５６
67	財産の表示５７
68	財産の表示５８
69	財産の表示５９
70	財産の表示６０
71	プロセスＩＤ
72	職員番号
73	最終更新日付
74	最終更新時刻

公売管理テーブル

No	日本語項目名
1	処分コード
2	調書番号
3	公売連番
4	状態コード
5	売却区分
6	宛名コード
7	公売中止フラグ
8	起案年月日
9	公売方法
10	公売参加申込開始年月日
11	公売参加申込開始時刻
12	公売参加申込終了年月日
13	公売参加申込終了時刻
14	公売年月日
15	公売開始時刻
16	公売終了年月日
17	公売終了時刻
18	開札年月日
19	開札開始時刻
20	開札終了時刻
21	公売場所区分
22	公売場所コード
23	公売場所
24	見積価格
25	公売保証金
26	公売通知年月日
27	公売公告年月日
28	公売通知番号
29	公売公告番号
30	売却決定年月日
31	売却決定時刻
32	売却決定場所コード
33	売却決定場所
34	代金納付期限
35	代金納付時刻
36	買受区分
37	最高価決定年月日
38	最高価申込者氏名
39	最高価申込者住所
40	最高価申込者方書
41	最高価申込価格
42	次順位決定年月日
43	次順位申込者氏名
44	次順位申込者住所
45	次順位申込者方書
46	次順位申込価格
47	決定通知年月日
48	決定公告年月日
49	決定通知番号
50	決定公告番号
51	公売取消年月日
52	公売事由コード
53	プロセスＩＤ
54	職員番号
55	最終更新日付
56	最終更新時刻
57	記号番号
58	枝番

滞納世帯テーブル

No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	世帯コード
5	続柄コード
6	プロセスＩＤ
7	職員番号
8	最終更新日付
9	最終更新時刻

滞納履歴テーブル

No	日本語項目名
1	記号番号
2	枝番
3	宛名コード
4	処理年月
5	処理区分
6	担当コード１
7	担当コード２
8	担当コード３
9	本税滞納額
10	本税滞繰額
11	本税滞納期別数
12	本税滞繰期別数
13	プロセスＩＤ
14	職員番号
15	最終更新日付
16	最終更新時刻

番号管理テーブル

No	日本語項目名
1	番号ＩＤ
2	番号キー
3	最終番号
4	プロセスＩＤ
5	職員番号
6	最終更新日付
7	最終更新時刻

バッチ管理テーブル

No	日本語項目名
1	ジョブ名
2	システム日付
3	システム時刻
4	所属コード
5	職員コード
6	端末名
7	開始時刻
8	終了時刻
9	処理件数

10	表題１	7	同一納税義務者ＳＥＱ	19	認証者肩書１ー右	89	仮消込表示有無
11	表題２	8	期別	20	認証者肩書２ー右	90	時効分表示有無
12	表題３	9	本税滞納額	21	認証者氏名ー右	91	支払方法
13	終了フラグ	10	延滞金滞納額	22	認証者肩書１ー左	92	分割方法
14	バッチ条件入力	11	記事作成日	23	認証者肩書２ー左	93	延滞金計算方法
15	バッチ内共有情報	12	削除日付	24	認証者氏名ー左	94	分納回数の上限
16	排他フラグ	13	プロセスＩＤ	25	標準ー首長肩書	95	分割納付予定記事
17	自治体コード	14	職員番号	26	標準ー首長名	96	納付委託予定記事
		15	最終更新日付	27	業務仕様コード	97	時効日パラメタ
	帳票管理テーブル	16	最終更新時刻	28	徴税吏員職名	98	発行年月日プロテクト
No	日本語項目名			29	首長名表示方法	99	指定期日プロテクト
1	帳票ＩＤ		文章テーブル	30	金銭出納員職名	100	特別整理担当コード
2	帳票名	No	日本語項目名	31	普徴	101	様式
3	認証文フラグ	1	コードＩＤ	32	特徴	102	納付書予定記事
4	電子公印フラグ	2	コード	33	法人	103	徴収猶予予定記事
5	印刷メッセージ１	3	タイトル名称	34	固定	104	配当方法
6	印刷メッセージ２	4	文章１	35	償却	105	文書番号
7	プリンタ区分	5	文章２	36	軽自	106	内線番号の区切
8	ホッパ区分	6	文章３	37	国保	107	印刷ページ指定
9	出力形式	7	文章４	38	特土地	108	登記書印刷状態
10	最終更新日付	8	文章５	39	事業所	109	帳票印刷状態
11	最終更新時刻	9	文章６	40	たばこ	110	特別整理連絡先コード
		10	文章７	41	入湯	111	国保会計区分
	国保資格テーブル	11	文章８	42	介護特徴	112	国保部局名
No	日本語項目名	12	文章９	43	介護普徴	113	国保課名
1	宛名コード	13	文章１０	44	年金	114	国保係名
2	記号番号	14	文章１１	45	退職	115	国保電話番号
3	資格区分	15	文章１２	46	申告区分ー予定	116	処分停止年数
4	取得年月日	16	文章１３	47	申告区分ー中間	117	時効完成年数
5	取得届出年月日	17	文章１４	48	申告区分ーみなす	118	減免率ー猶予
6	喪失年月日	18	文章１５	49	申告区分ー確定	119	減免率ー処分
7	喪失届出年月日	19	文章１６	50	申告区分ー修正	120	減免率ー停止
8	軽減区分	20	文章１７	51	申告区分ー更正	121	モバイル車両数
9	資格者証出力区分	21	文章１８	52	申告区分ー決定	122	操作マニュアル
10	資格者証出力年月日	22	文章１９	53	徴収区分ー保有分	123	イメージ
11	資格者証交付年月日	23	文章２０	54	徴収区分ー８月取得分	124	バックアップ
12	資格者証有効期限	24	文章２１	55	徴収区分ー２月取得分	125	受入延滞金計算有無
13	資格者証解除年月日	25	文章２２	56	徴収区分ー事業分	126	督促発付経過日数
14	短期保険証出力区分	26	文章２３	57	徴収区分ー新増設分	127	分納不履行経過日数
15	短期保険証出力年月日	27	文章２４	58	諸税申告区分ー申告	128	住所不明地区コード
16	短期保険証交付年月日	28	首長名有無フラグ	59	諸税申告区分ー修正	129	デバッグ有無
17	短期保険証有効期限	29	敬称有無フラグ	60	諸税申告区分ー更正	130	デバッグＩＤ
18	短期保険証解除年月日	30	指定期限有無フラグ	61	諸税申告区分ー決定	131	ログ出力有無
19	資格証短期証区分	31	フォームＩＤ	62	元号	132	回答文書ー郵便番号
20	学特区分	32	オーバーレイＩＤ	63	会計年度	133	回答文書ー住所
21	除外対象区分	33	プロセスＩＤ	64	会計基準年月日	134	回答文書ー市外局番
22	保険証不交付区分	34	職員番号	65	該当なし表示有無	135	回答文書ー局番
23	対象年月日	35	最終更新日付	66	更新終了表示有無	136	回答文書ー番号
24	職員番号	36	最終更新時刻	67	終了確認表示有無	137	回答文書ー文言
25	最終更新日付			68	記事終了表示有無	138	使用中端末ＩＤ
26	最終更新時刻		設定テーブル	69	地区コード選択方法	139	予備１
		No	日本語項目名	70	金融機関選択方法	140	予備２
	コード変換テーブル	1	システム名	71	未折衝とする日数	141	予備３
No	日本語項目名	2	自治体名	72	徴収簿延滞金表示方法	142	予備４
1	コードＩＤ	3	都道府県コード	73	記事ウィザード	143	予備５
2	標準システムコード	4	市区町村コード	74	初期画面表示有無	144	予備６
3	標準システム名称	5	都道府県名	75	未到来表示有無	145	予備７
4	代表コード区分	6	市区町村名	76	処分停止表示有無	146	予備８
5	滞納システムコード	7	自治体所在地	77	滞納明細表示方法	147	予備９
6	滞納システムコード	8	郵便番号	78	法定納期限表示有無	148	予備１０
7	滞納システム名称	9	部局名	79	督促発行チェック	149	プロセスＩＤ
		10	課名	80	納付履歴表示方法	150	職員番号
	納付指導計画テーブル	11	係名	81	納付履歴表示順	151	最終更新日付
No	日本語項目名	12	市外局番	82	記事表示方法	152	最終更新時刻
1	税目コード	13	局番	83	記事表示順		
2	賦課年度	14	番号	84	処分履歴表示順		
3	相当年度	15	首長職名	85	資産状況入力方法		
4	記号番号	16	首長名	86	過誤納表示有無		
5	枝番	17	金銭出納員名	87	処分明細表示順		
6	納税義務者番号	18	納付書出力区分	88	検索区分		

設計書-滞納【4／4】

職員テーブル		帳票情報テーブル		公定歩合テーブル			
No	日本語項目名	No	日本語項目名	No	日本語項目名		
1	職員番号	1	フォームＩＤ	1	開始日		
2	職員氏名	2	オーバレＩＤ	2	終了日		
3	所属	3	用紙名称	3	公定歩合		
4	国保フラグ	4	用紙サイズ	4	予備		
5	内線１	5	給紙方法	5	プロセスＩＤ		
6	内線２	6	印刷形式	6	職員番号		
7	内線３	7	ＯＣＲ有無	7	最終更新日付		
8	内線４	8	ドライバ用紙名	8	最終更新時刻		
9	パスワード	9	出力プリンタ名１				
10	操作資格	10	出力プリンタ名２	特例基準割合テーブル			
11	表示順	11	用紙種別	No	日本語項目名		
12	非表示フラグ	12	連帳給紙方法	1	開始日		
13	無効フラグ	13	決議出力－ＦＬＧ	2	終了日		
14	担当地区番号	14	送付出力－ＦＬＧ	3	特例基準割合		
15	出張所コード	15	回答出力－ＦＬＧ	4	予備		
16	地区処分コード	16	電子公印－ＦＬＧ	5	プロセスＩＤ		
17	標準Ｓ職員コード	17	予備	6	職員番号		
18	指導計画件数	18	プロセスＩＤ	7	最終更新日付		
19	予備	19	職員番号	8	最終更新時刻		
20	プロセスＩＤ	20	最終更新日付				
21	更新職員番号	21	最終更新時刻	日付管理テーブル			
22	最終更新日付			No	日本語項目名		
23	最終更新時刻	コードテーブル		1	日付ＩＤ		
		No	日本語項目名	2	日付キー		
ログオン状態テーブル		1	コードＩＤ	3	最終日付－西暦		
No	日本語項目名	2	コード	4	最終日付－和暦		
1	職員番号	3	連番	5	予備		
2	ログオン状態	4	正式名称	6	プロセスＩＤ		
3	バッチモード	5	略式名称	7	職員番号		
4	予備	6	非表示フラグ	8	最終更新日付		
5	プロセスＩＤ	7	表示順	9	最終更新時刻		
6	更新職員番号	8	予備				
7	最終更新日付	9	プロセスＩＤ	催告履歴テーブル			
8	最終更新時刻	10	職員番号	No	日本語項目名		
		11	最終更新日付	1	記号番号		
担当管理テーブル		12	最終更新時刻	2	枝番		
No	日本語項目名			3	宛名番号		
1	管内管外区分	メッセージテーブル		4	催告書区分		
2	地区コード	No	日本語項目名	5	催告書識別番号		
3	担当コード１	1	メッセージコード	6	期別連番		
4	担当コード２	2	メッセージ	7	催告書発付日		
5	担当コード３	3	予備	8	催告書指定期日		
6	担当コード４	4	プロセスＩＤ	9	取消日		
7	予備	5	職員番号	10	返戻日		
8	プロセスＩＤ	6	最終更新日付	11	登録日		
9	職員番号	7	最終更新時刻	12	税目コード		
10	最終更新日付			13	賦課年度		
11	最終更新時刻	休日テーブル		14	相当年度		
		No	日本語項目名	15	期別		
		1	レコード番号	16	月別		
		2	特定－開始年	17	発付時点時効予定日		
		3	特定－終了年	18	延長時効予定日		
		4	特定－月	19	催告額		
		5	特定－日	20	本税催告額		
		6	不特定－月	21	延滞金催告額		
		7	不特定－第何	22	督手催告額		
		8	不特定－曜日	23	取消フラグ		
		9	不特定－曜日開始年	24	返戻フラグ		
		10	不特定－曜日終了年	25	プロセスＩＤ		
		11	予備	26	職員番号		
		12	プロセスＩＤ	27	最終更新日付		
		13	職員番号	28	最終更新時刻		
		14	最終更新日付				
		15	最終更新時刻				

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【既存住民基本台帳システムからの連携による入手】 ・システムにより必要な対象者及び情報以外を取得しないよう制限をかけている。 【申請・届出資料からの入手（紙、電子データ）】 ・届出、申請にあたり記載すべき書類は、法令によって定められた記入すべき項目を明示している。 ・申請の受付時、本人または代理人の本人確認をしたうえで、申請内容が対象者の情報であることを確認する。 ・届出・申請内容を、窓口受付時及びシステム入力前に申請・届出書類に記載された項目の確認を行い、システム入力後に入力情報と申請・届出書類の内容との照合を実施している。 【住民基本台帳ネットワークシステムの参照による取得】 ・住民基本台帳ネットワークシステムオンライン端末による取得について、端末を操作する職員は関係事務従事者に限定し、個別のユーザーIDと生体認証による認証を行う。また、対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 【庁内連携による取得】 ・システムにより必要な対象者及びその情報以外を取得しないよう制限をかけている。 【国保連合会からの取得】 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(＊1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(＊2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ＊1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ＊2:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。 【その他】 ・国民健康保険システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手が出来ない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【電子データに対する措置】 ・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線（入手元のみをつないだ専用線で、庁内に閉じたネットワークなど）を用いる。	

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【国民健康保険システムにおける措置】 ・個人番号利用事務以外又は、個人番号を必要としない事務から国民健康保険に関する情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。また、権限のない者のアクセスは認めていない仕組みとしている。 ・システムごとに権限管理を行っており、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。 【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(＊)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ＊：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	【国民健康保険システムにおける措置】 ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の担当業務に基づきアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・異動等により所属が変わる際には、アクセス権限を所管する所属長の承認を得て、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ・他部署にアクセス権限を付与する際には、必要なアクセスの詳細を判断し、アクセス権限を所管する所属長の承認を得て登録する。 ・異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ・パスワードは90日毎に変更するようにシステムで制御する。その際は変更前と同じものは使用できないように制御する。 【国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【権限の無い者が通りがかりに端末画面から情報を得てしまうリスク】 ・画面ロック機能（windowsキー+L）を利用して、離席時には画面を表示させない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
	規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	・委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、 置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

【目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク】
・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧・更新ができるようにアクセス制限をかける。
【国保連合会における措置】
・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者(所属長)の承認を得る。
・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
【取りまとめ機関における措置】
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　　] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国民健康保険に関する情報の移転については、事前に書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を得なければならない。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】
・正しい情報を提供・移転するため、国民健康保険システム上でのチェックを実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。
【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】
・移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある連携基盤システムを介して行うものとし、移転先と連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への移転はなされないことが所管課管理の下、システム上担保される。また、連携基盤上のデータ授受については、事前に申請するものとし、申請されたものしか授受出来ない方式とする。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　　[　　] 接続しない（提供）
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムの運用における措置＞ ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数及び参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ず画面ロックを行い、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第十九条第八号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーと情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムの運用における措置＞ ①国民健康保険システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②国民健康保険システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーと情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル　プライベート　ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。
	再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。

その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②情報システム管理者（所属長）が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者（所属長）又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 自治体中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ①市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ②国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ③国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ④不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ⑤オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】
＜船橋市における措置＞
個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。
＜国保総合PCにおける措置＞
①国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。
②国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。
【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】
＜船橋市における措置＞
情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。
＜国保総合PCにおける措置＞
①国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。
②国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。
＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
【紙媒体に対する措置】
＜船橋市における措置＞
①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。
②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

＜取りまとめ機関における措置＞
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査

９．従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	①職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じることを徹底し、第三者による覗き見を防止している。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②自治体中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：おおむね一年ごと ・教育方法：未定 ・教育対象：特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ＊「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第427号）」によるもの。

10. その他のリスク対策

＜船橋市における措置＞
・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。
＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
　自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退出管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
＜取りまとめ機関における措置＞
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。
＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー（船橋市役所本庁舎11階行政資料室内）に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称（具体的な内容）など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 　運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2395
②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	－
②実施日・期間	－
③主な意見の内容	－
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	－
②方法	－
③結果	－

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) ④出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 (略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	(略) ④出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 (略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	事後	誤字脱字の修正
令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号。以下「平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号」という。）第二十四条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号　第二十四条 ・国民健康保険法　第百十三条の三　第一項及び第二項	・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・国民健康保険法　第百十三条の三　第一項及び第二項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更及びオンライン資格確認稼働に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会） ・番号法第十九条第七号並びに別表第二の四十二の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号。以下「平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号」という。）第二十五条）、四十三の項（平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号第二十五条の二）、四十四の項（平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号第二十六条）及び四十五の項（平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号未公布） （船橋市が提供） ・別紙1のとおり ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第六条第四項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第百十三条の三　第一項及び第二項	（船橋市が照会） ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の四十二の項、四十三の項、四十四の項及び四十五の項 （船橋市が提供） ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の一の項、二の項、三の項、四の項、五の項、九の項、十二の項、十五の項、十七の項、二十二の項、二十六の項、二十七の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、四十六の項、五十八の項、六十二の項、七十八の項、八十の項、八十七の項、八十八の項、九十三の項、九十七の項、百六の項、百九の項及び百二十の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法 附則第六条第四項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第百十三条の三　第一項及び第二項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更及びオンライン資格確認稼働に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない

令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	被保険者等の資格管理や各種証発行、療養費等の算定及び支給の実施、保険料の適正な賦課徴収を行うため ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項の規定による ・番号法第十九条第七号及び別表第二の規定による	被保険者等の資格管理や各種証発行、療養費等の算定及び支給の実施、保険料の適正な賦課徴収を行うため ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項の規定による ・番号法第十九条第八号及び別表第二の規定による	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]民間事業者 （生命保険会社・世帯主の勤務先・その他第3債務者 被保険者の雇用主・CNS（地銀ネットワークサービス株式会社）・各金融機関） [○]その他 医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）・千葉県国民健康保険団体連合会	[○]民間事業者 （生命保険会社・世帯主の勤務先・その他第三債務者 被保険者の雇用主・CNS（地銀ネットワークサービス株式会社）・各金融機関） [○]その他 医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長、国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）・千葉県国民健康保険団体連合会	事後	新たに追加された入手元から入手する情報には、個人番号は含まれておらず、入手元の追加によって、新たに特定個人情報の漏えい等その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人の情報を把握し、適正な国民健康保険の資格・賦課・給付・収納業務を行うため。 また、番号法第十九条第七号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	個人の情報を把握し、適正な国民健康保険の資格・賦課・給付・収納業務を行うため。 また、番号法第十九条第八号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項1 ③委託先名	富士通株式会社　千葉支社	富士通Japan株式会社　千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項2 ③委託先名	テンプスタッフ株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項4 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項5 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[〇]移転を行っている（25件）	[〇]移転を行っている（26件）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第十九条第七号及び別表第二に定める情報照会者（別紙2を参照）	番号法第十九条第八号及び別表第二に定める情報照会者（別紙2を参照）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第十九条第七号及び別表第二	番号法第十九条第八号及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	（別紙2　令和2年3月6日現在）のとおり	（別紙2　令和4年3月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先	（別紙3　令和2年5月7日現在）のとおり	（別紙3　令和4年3月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （別添1）　特定個人情報ファイル記録項目<要配慮個人情報を含む>	（別添1　平成31年2月21日現在）のとおり	（別添1　令和4年3月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	―	市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。 ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	ー	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	③システム操作関係職員（非常勤職員、臨時職員を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	③システム操作関係職員（会計年度任用職員を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 10. その他のリスク対策	＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） ＜取りまとめ機関における措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） ＜取りまとめ機関における措置＞ （略）	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴い、新たに追記したもので、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和5年3月29日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[　]その他（　　）	[〇]その他（　口座関係情報　）	事後	公金受取口座の制度の開始に伴い、主な記録項目として明確にするために追記したものであり、元々口座情報を保有していることから、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

令和5年3月29日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	（略）	・口座関係情報：　療養費等口座振込先確認のため保有。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月29日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ３. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	［〇］行政機関・独立行政法人等（厚生労働省・日本年金機構・国税庁・法務省・警察庁）	［〇］行政機関・独立行政法人等（厚生労働省・日本年金機構・国税庁・法務省・警察庁・デジタル庁）	事後	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更に当たらない。
令和5年3月29日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。） 移転先	（別紙3　令和４年３月３１日現在）のとおり	（別紙3　令和５年３月２９日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月29日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。 ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方１１６名。）。 その際、１１６名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。１１６名のうち６名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年3月29日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月29日	Ⅲ　リスク対策 10. その他のリスク対策	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和5年3月29日	Ⅳ　開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月29日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部法務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年12月1日	Ⅰ　基本情報 6．評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課	船橋市健康福祉局健康部国保年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課	船橋市健康福祉局健康部国保年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更
令和5年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	―	委託事項6の全てを追加	事前	重要な変更

令和5年12月1日	Ⅲ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具田的な方法	（略）	以下の内容を追加 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、 置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 　・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること 　・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること 　・日本国内でのデータ保管を条件としていること 　・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 　・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更

令和5年12月1日	Ⅲ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具田的な方法 （上欄の続き）	―	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更
令和5年12月1日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2395	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2395	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年12月1日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	2020/5/7	2023/12/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	（略） また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）の別表第一の三十の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 （略） ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務を除く。） （略）	（略） また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の別表の44の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 （略） ・国民健康保険法による資格確認書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務を除く。） （略）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	（略） ・被保険者証の出力、回収機能 （略）	（略） ・資格確認書の出力、回収機能 （略）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・国民健康保険法　第百十三条の三　第一項及び第二項	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。

令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会） ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の四十二の項、四十三の項、四十四の項及び四十五の項 （船橋市が提供） ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の一の項、二の項、三の項、四の項、五の項、九の項、十二の項、十五の項、十七の項、二十二の項、二十六の項、二十七の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、四十六の項、五十八の項、六十二の項、七十八の項、八十の項、八十七の項、八十八の項、九十三の項、九十七の項、百六の項、百九の項及び百二十の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法 附則第六条第四項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第百十三条の三　第一項及び第二項	（船橋市が照会） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項、71の項 （船橋市が提供） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	被保険者等の資格管理や各種証発行、療養費等の算定及び支給の実施、保険料の適正な賦課徴収を行うため ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項の規定による ・番号法第十九条第八号及び別表第二の規定による	被保険者等の資格管理や各種証発行、療養費等の算定及び支給の実施、保険料の適正な賦課徴収を行うため ・番号法第9条第1項及び別表の44の項の規定による ・番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	被保険者証	被保険者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	（別添1　令和4年3月31日現在）特定個人情報ファイル記録項目　　＜要配慮個人情報を含む＞	（別添1　令和6年12月31日現在）特定個人情報ファイル記録項目　　＜要配慮個人情報を含む＞	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署 戸籍住民課・市民税課・介護保険課・債権管理課・障害福祉課・児童家庭課・会計課・生活支援課	[○]評価実施機関内の他部署 戸籍住民課・市民税課・介護保険課・債権管理課・障害福祉課・子育て給付課・会計課・生活支援課・地域保健課	事後	入手元の追加にあたり、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じず、リスクを相当程度変更させるものではないと考えられるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人の情報を把握し、適正な国民健康保険の資格・賦課・給付・収納業務を行うため。 また、番号法第十九条第八号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	個人の情報を把握し、適正な国民健康保険の資格・賦課・給付・収納業務を行うため。 また、番号法第19条第8号に基づく主務省令に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。

令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ３．特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 ①　国民健康保険資格に関する事務 ・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。 ②　賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険料を算定し、国民健康保険料の賦課徴収を行う。 ・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。 ・納入通知書を発送し、国民健康保険料の通知を行う。 ③　証明書発行に関する事務 ・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。 ④　給付の実施に関する事務 ・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。 ⑤　国庫補助等の算定 ・国庫補助等の算定のため、課税資料を確認する。 【千葉県内の市町村間の転出入の場合】 ⑥国民健康保険の被保険者資格、高額療養費の支給に関する情報を都道府県単位で管理するため、国保総合(国保集約)システムで個人番号を使用する。	国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 ①　国民健康保険資格に関する事務 ・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。 ②　賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険料を算定し、国民健康保険料の賦課徴収を行う。 ・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。 ・納入通知書を発送し、国民健康保険料の通知を行う。 ・国民健康保険料の還付に関する事務を行う。 ③　証明書発行に関する事務 ・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。 ④　給付の実施に関する事務 ・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。 ⑤　国庫補助等の算定 ・国庫補助等の算定のため、課税資料を確認する。 【千葉県内の市町村間の転出入の場合】 ⑥国民健康保険の被保険者資格、高額療養費の支給に関する情報を都道府県単位で管理するため、国保総合(国保集約)システムで個人番号を使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項2 ③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている（28件） [○]移転を行っている（26件）	[○]提供を行っている（27件） [○]移転を行っている（25件）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第十九条第八号及び別表第二 番号法別表第二	左記の文言を下記のとおり変更 番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	（別紙2　令和4年3月31日現在）のとおり	（別紙2　令和7年1月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先	（別紙3　令和5年3月29日現在）のとおり	（別紙3　令和7年1月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	〈船橋市における措置〉 （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略）	〈船橋市における措置〉 （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 （略） 【技術的対策】 （略）	【物理的対策】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 上欄の続き		④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（略） 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 （略）	（略） 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 （略）	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 10. その他のリスク対策	（略）	（略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年12月1日	令和7年1月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】 ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記①③④》	【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】 ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記①②③④》	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

（別紙2　令和4年3月31日現在）
番号法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠（番号法別表第二の項番号）	提供先における用途（番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7	市町村長	12	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	15	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	17	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	日本私立学校振興・共済事業団	33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠（番号法別表第二の項番号）	提供先における用途（番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
16	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣又は共済組合等	46	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
18	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20	厚生労働大臣	78	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
21	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
22	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
24	市町村長	93	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
26	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	都道府県知事又は市町村長	109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

（別紙3　令和4年3月31日現在）国民健康保険ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	国保年金課	・番号法第九条第二項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年船橋市条例第五十五号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第三条第三項 ・番号法別表第二の八十の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
2	市民税課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の二十七の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	年次
3	市民税課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の七の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	年次
4	児童家庭課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の八の項	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
5	児童家庭課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の七の項	母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
6	生活支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の二十六の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
7	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の三の項	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の百九の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
9	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の百九の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
10	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の九の項	小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
11	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の一の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
12	介護保険課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の九十三の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
13	生活支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の一の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
14	高齢者福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の六十二の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
15	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の五の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
16	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条四項及び別表その二の十の項	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
17	健康づくり課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の十七の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
18	健康づくり課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条四項及び別表その二の四の項	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
19	生活支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の八十七の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
20	保健総務課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の九十七の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
21	療育支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の十二の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
22	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の百二十の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
23	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の十七の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
24	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の九の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
25	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の十四の二の項	母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
26	介護保険課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の十六項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

（別紙3　令和5年3月29日現在）国民健康保険ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	国保年金課	・番号法第九条第二項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年船橋市条例第五十五号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第三条第三項 ・番号法別表第二の八十の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
2	市民税課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の二十七の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	年次
3	市民税課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の七の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	年次
4	児童家庭課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の八の項	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
5	児童家庭課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の七の項	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
6	生活支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の二十六の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	月次
7	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の三の項	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の百九の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
9	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の百九の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
10	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の九の項	小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
11	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の一の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
12	介護保険課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の九十三の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
13	生活支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第二項及び別表その一の一の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
14	高齢者福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の六十二の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
15	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の五の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
16	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条四項及び別表その二の十の項	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
17	健康づくり課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の十七の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
18	健康づくり課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条四項及び別表その二の四の項	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
19	生活支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の八十七の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
20	保健総務課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の九十七の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
21	療育支援課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の十二の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
22	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の百二十の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
23	障害福祉課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の十七の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
24	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第三項 ・番号法別表第二の九の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
25	地域保健課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の十四の二の項	母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度
26	介護保険課	・番号法第九条第二項 ・船橋市番号利用条例第三条第四項及び別表その二の十六項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	・庁内連携システム ・電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ・紙	照会を受けたら都度